

令和 6 年 度

専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価

自己点検・評価報告書

令和 6 年 7 月 29 日

情報経営イノベーション専門職大学

I はじめに

学校法人電子学園の建学の精神は、「電子技術を核とした創造性豊かな技術者の育成を通して世界に貢献する」であり、昭和 26(1951)年学園創設当初より、実践的な技術者の養成を通して国際社会に貢献することが、本学園の使命として脈々と受け継がれてきている。

永きにわたる電子学園の専門職業人養成の実績と、我が国の実践的な専門職業人の養成を目的とする専門職大学制度の発足を受け、令和 2(2020)年 4 月、情報経営イノベーション専門職大学は開学した。

「変化を楽しみ、自ら学び、革新を創造する」を教育理念とし、「変化し続ける時代の中で、経営と情報通信技術に関する理論と実践力、国際的なコミュニケーション能力、これらを組合わせた応用力を主体的に身に付け、新たなサービス・ビジネスを生み出す人材を育成し、国際社会と地域社会の産業発展に貢献する」を学部の目的とする。

令和 2(2020)年度の開学以来、本学の設置計画に定めた「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」「学生の受入れ方針」などに則り運営を行ってきた。

教育の目的の達成のために適切な教育課程を編成し、講義、演習、実習を適切に組合わせた授業方法を展開している。専門職大学の大きな特徴である「臨地実務実習」は、1・2 年次の学修内容を、実際の職務遂行に活用できる能力へと昇華させるために 3 年次に行う。理論と実践の架橋となるゼミ形式の授業科目として、3 年次後期に「総合理論演習」、4 年次に「総合実践演習」を開設し、4 年間の学びの集大成となる卒業課題に取り組む。

専門職大学の趣旨を踏まえ、適正かつ公正な学生選抜を実施し、入学後のさまざまな学生支援施策を講じている。実践的な教育を行うために必要な実務家教員・実務家研究教員・学術研究教員を確保すると同時に、教員と事務職員が連携して大学を運営していく体制を構築している。また、演習、実習等に必要な施設・設備を整え、教育環境の充実に努めている。

大学運営について設置基準及び設置計画を遵守しているほか、教育理念や設置計画に基づき、「情報経営イノベーション専門職大学中期計画(2020-2025)」を策定し、年度毎の事業計画に反映している。内部評価、外部評価、教育課程連携協議会及び学生アンケートなど多方面からの意見を吸い上げる仕組みを構築して、教育の質の向上に努めている。

令和 2(2020)年 4 月の開学以降、コロナ禍による変則的な授業運営等の影響は受けたものの、計画通り令和 6(2024)年 3 月に第 1 期生が社会へと巣立って行った。第 1 期生の卒業時に実施したアンケートでは、学修内容の満足度は高く、学生の興味・関心に応じて、学修意欲を喚起する教育内容を提供できているものと認識している。就職を希望する者の就職率は 97.5%であるほか、学修成果を活かし起業や大学院進学を果たした学生もいる。学位授与方針に定める学修成果の達成度に係る自己評価も妥当な水準であることから、概ね教育目的に沿った教育成果をあげられているものと認識している。

今回の分野別認証評価により、これまでの大学運営をさまざまな面から自ら点検・評価することで、すでにいくつかの課題が浮き彫りとなっている。この機会を 1 つの契機として、更なる改善に向けた不断の取組みを全学で行っていく所存である。

Ⅱ 大項目、中項目毎の自己点検・評価

基準 1 使命・目的

中項目	評価の視点	
1 目的の設定	1-1-1	当該専門職大学が担う、高等教育機関における役割及び教育理念等を踏まえ、経営情報ビジネス分野としての目的を明確に設定していること。
	1-1-2	設定している目的は、専門職大学設置基準等の関係法令に適合し、制度上の目的に適ったもので、かつ経営情報ビジネス分野で養成する人材像を明確にするとともに設置する学部の目的等との関連性も明確にしていること。

<現状の説明>

情報経営イノベーション専門職大学（以下「本学」）は、その教育理念・目的を明確に定めており、学則に規定している。使命・目的は特色ある取組みやカリキュラムによって実現している。

本学の目的は、教育理念とともに「情報経営イノベーション専門職大学学則」第1条に記している。

【情報経営イノベーション専門職大学学則】

第1条 情報経営イノベーション専門職大学（以下「本学という。」）は、「変化を楽しみ、自ら学び、革新を創造する」ことを教育理念とし、広くイノベーションに関する知識と専門の学術を深く教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする。【参照資料 1-1】【参照資料 1-2】

「変化を楽しむ」という言葉は、第4次産業革命に代表されるように、今後の社会の変化はスピードを上げ大きくなるものと想定されることから、その変化をいち早く正しく予見するとともに、変化を恐れずに良い兆しとしてポジティブに捉えることを意図している。また、変化の激しい社会では、学んだ知識・スキルは、すぐに役立たなくなることが想定されるが、生涯に亘って常に自ら学ぶことで新たな知識・スキルを身に付け続ける人材を育成することが重要である。これらを踏まえ、情報経営イノベーション学部の目的を定め、この学部の目的は、「情報経営イノベーション専門職大学学則」第8条に記している。

【情報経営イノベーション専門職大学学則】

第8条 情報経営イノベーション学部は、変化し続ける時代の中で、経営と情報通信技術に関する理論と実践力、国際的なコミュニケーション能力、これらを組み合わせた応用力を主体的に身に付け、新たなサービス・ビジネスを生み出す人材を育成し、国際社会と地域社会の産業発展に貢献することを目的とする。

なお、この「学部の目的」は、情報経営イノベーション学部で養成する人材像を示してい

る。(以上、1-1-1・1-1-2)

<根拠資料>

- ・参照資料 1-1:「情報経営イノベーション専門職大学学則」(第1条・第8条)
- ・参照資料 1-2: 情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「教育の目的に関する事項」(<https://www.i-u.ac.jp/information/facts/education/philosophy/#1>)

中項目	評価の視点	
2 目的を実現するための実効性のある中長期計画の策定	1-2-1	当該専門職大学が策定している中長期計画に、経営情報ビジネス分野の目的を実現するための実効性のある具体的な内容が位置付けられていること。
	1-2-2	中長期計画は単年度計画及び財務基盤の安定、組織管理等との整合性が図られ、適切に実行していること。

<現状の説明>

本学設置法人の「長期ビジョン」である「学校法人電子学園長期ビジョン『NEXT10』(2016-2025)」(平成 27(2015)年度策定)では、「学校法人電子学園の新たな挑戦」として「時代が求める『より実践的な職業教育』」を挙げ、「実社会の要望や社会人の学び直しを視野に入れた職業教育の推進」を示している。本件について、検討を重ね、令和 2(2020)年度の本学開学に結実した。【参照資料 1-3】

「情報経営イノベーション専門職大学中期計画(2020-2025)」は、本学の教育理念、人材養成の目的、学部目的及び設置計画に基づき、令和 3(2021)年 3 月に策定された。この中期計画の「中期計画の課題と指標」は、「教育」「研究」「社会貢献」「海外連携」「学生募集」「組織運営体制」「財務戦略」の項目に分け、それぞれの項目内にも細かく具体的な目標を定めている。また、令和 5(2023)年には、現状を踏まえ、数値目標等の修正を行い、同年 6 月 1 日付で改訂版を学内外に公表した。【参照資料 1-4】(以上、1-2-1)

単年度計画は、「設置計画」及び「情報経営イノベーション専門職大学中期計画(2020-2025)」に基づき、年度ごとに策定されている。【参照資料 1-5】なお、中期計画に関わる具体的な目標については、「中期計画に関する事項」として自己点検評価活動に組み込まれており、令和 7(2025)年度までの達成に向け、担当委員会等が単年度の計画を立て、実行している。【参照資料 1-6】

中期計画の遂行に必要な「安定した財務基盤」については、学生数の確保が重要である。本学は開学以来、順調に学生を確保していたが、令和 5(2023)年度から入学定員割れとなっている。また、令和 5(2023)年度は、当初予測より休退学者が増加したため、事業活動における経常収支差額が当初見込みより悪化している。【参照資料 1-7】令和 5(2023)年 9 月に実施された「教職員全体会議」において、経営側から教学側に対して「学生募集」と「退学防止」が最重要の課題という認識が示され、法人・大学が一体となって「学生募集」と「退

学防止」に取り組んでいる。【参照資料 1-8】【参照資料 1-9】【参照資料 1-10】引き続き、学生確保及び休退学者逡減に取り組むとともに、教育研究に支障のない範囲で、経費節減を行うことにより、安定した財務基盤の確立を進めている。

また、財務基盤の安定化に向け、外部資金獲得にも取り組んでおり、教室等の外部団体への貸出しや寄付金募集を行っている。寄付金募集にあたっては、法人と連携を執り、専用リーフレットの作成・配布を行い資金獲得に取り組んでいる。【参照資料 1-11】【参照資料 1-12】

さらに、外部資金獲得の方策として、受託研究が挙げられる。受託研究は、大手企業、地方自治体等から獲得している（後述）。さらに、今後の受託研究獲得に向け、「地域連携センター」が「プロジェクト勉強会」を実施した。【参照資料 1-13】この勉強会では、受託研究等プロジェクト・ビルディングの経緯、推進の秘訣や工夫などの知見を共有した。なお、科学研究費助成事業（科研費）については、令和 6(2024)年度に「基盤研究（C）」を 1 件、獲得している（後述）。【参照資料 1-14】

以上、本学は、中長期計画に基づき、単年度計画及び財務基盤の安定、組織管理等との整合性を図り、適切に実行している。（以上、1-2-2）

<根拠資料>

- ・参照資料 1-3：「学校法人電子学園長期ビジョン『NEXT10』（2016-2025）」
- ・参照資料 1-4：「情報経営イノベーション専門職大学中期計画（2020-2025）」
- ・参照資料 1-5：「学校法人電子学園 2023 年度事業計画」
- ・参照資料 1-6：「2023 年度自己点検評価活動」（部分）
- ・参照資料 1-7：「事業活動収支予算決算総括表（申請時／実績）」
- ・参照資料 1-8：「2023 年度下期に向けて」（令和 5(2023)年 9 月 20 日開催教職員全体会議資料）
- ・参照資料 1-9：「2023 年度振り返り」（令和 6(2024)年 3 月 27 日開催教職員全体会議資料）
- ・参照資料 1-10：「2024 年度方針」（令和 6(2024)年 3 月 27 日開催教職員全体会議資料）
- ・参照資料 1-11：「学校法人電子学園教育環境充実寄付金へのご支援のお願い（2024）」
- ・参照資料 1-12：「学校法人電子学園情報経営イノベーション専門職大学ご寄付のお願い【個人用】」
- ・参照資料 1-13：「『プロジェクト勉強会』の開催について」（令和 6(2024)年 2 月 13 日開催教授会資料）
- ・参照資料 1-14：「令和 6(2024)年度情報経営イノベーション専門職大学科学研究費助成事業（科研費）申請一覧」

中項目	評価の視点	
3 使命・目的の検証・改善等	1-3-1	社会等の変化に応じた使命・目的の的確性について、適宜、検証し、必要な見直しを行っていること。

<現状の説明>

令和 6(2024)年 3 月 21 日に開催された「2023 年度第 2 回教育課程連携協議会」では、現状の課題を検証し、教育理念、人材養成の目的及び情報経営イノベーション学部の目的の的確性について協議がなされた。現今の方針では、教育理念等を変更せず、教育課程改訂のみを実施することとなっている。【参照資料 1-1】【参照資料 1-15】【参照資料 1-16】【参照資料 1-17】

また、「本学職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見」を有する「大学関係者等」「研究機関、民間企業の研究者等」「民間企業の経営者等」から委員が委嘱される「外部評価会議」では、「教育理念、人材養成の目的及び情報経営イノベーション学部の目的」の施策も含めた「自己点検評価」活動に関する意見を得ており、教育理念等に関連する指摘があった場合は、見直しを行える体制となっている。【参照資料 1-18】【参照資料 1-19】【参照資料 1-20】（以上、1-3-1）

<根拠資料>

- ・参照資料 1-1：「情報経営イノベーション専門職大学学則」（第 24 条）
- ・参照資料 1-15：「情報経営イノベーション専門職大学教育課程連携協議会規程」
- ・参照資料 1-16：「2023 年度第 2 回教育課程連携協議会議事録」（令和 6(2024)年 3 月 21 日開催）
- ・参照資料 1-17：「2023 年度第 2 回教育課程連携協議会」（令和 6(2024)年 3 月 21 日教育課程連携協議会資料）
- ・参照資料 1-18：「情報経営イノベーション専門職大学外部評価実施規程」
- ・参照資料 1-19：「2023 年度外部評価の実施について」（令和 5(2023)年 6 月 21 日開催教授会資料）
- ・参照資料 1-20：「2023 年度情報経営イノベーション専門職大学外部評価」（令和 5(2023)年 12 月 20 日開催教授会資料）

基準 1 使命・目的の現状に対する自己点検・評価

（1）長所と問題点

【長所】

1. 「変化を楽しみ、自ら学び、革新を創造する。」という、次代を担う人材の育成に相応しい教育理念の他、大学の目的等が明確に定められている。【参照資料 1-1】
2. 本学の教育理念、人材養成の目的、学部の目的及び設置計画に基づき、開学初年度（2020）から、「情報経営イノベーション専門職大学中期計画（2020-2025）」が策定されている。中

期計画は、「教育」「研究」「社会貢献」「海外連携」「学生募集」「組織運営体制」「財務戦略」の大項目からなり、それぞれの項目内にも細かく具体的な目標を定めている。【参照資料 1-4】中期計画の細目は、自己点検評価活動に組み込まれ、その達成に向けて年度単位で PDCA サイクルが機能している。【参照資料 1-6】

3. 大学の内部質保証の重要性が益々高まっている時代に対応するため、教育課程連携協議会に加えて、外部評価会議を実施している。外部有識者により本学の自己点検評価に関する意見を頂き、その質の保証に生かせる仕組みとなっている。【参照資料 1-16】【参照資料 1-20】

【問題点】

1. 本学は開学初年度に「情報経営イノベーション専門職大学中期計画(2020-2025)」を策定し、その達成に向けて取組んでいる。数値目標が掲げられた細目が 79 項目あり、既に達成している項目もあれば、現状とは大きくかけ離れた項目もある。この現状を踏まえ、令和 5(2023)年度に、令和 7(2025)年度までの達成が困難と予測された項目については、数値目標等の修正を行ったが、その修正後においても、達成が難しい項目が存在している。
2. 本学は、開学以来順調に学生を確保していたが、令和 5(2023)年度から入学定員割れとなっている。また、令和 5(2023)年度は、当初予測より休退学者が増加したため、事業活動における経常収支差額が当初見込みより悪化している。【参照資料 1-7】その安定化に向けて、入学定員の確保および休退学の防止に努め、「安定した財政基盤」を構築することが急務である。

2) 長所の伸長・問題点の改善に向けた方策

教育理念・目的は、入学志願者等へは「入学者選抜要項」及び本学 Web サイト等により、周知が図られている。教職員に対しては、各学期末に開催されている「教職員全体会議」の中で、教育理念・目的を振り返る時間を必須とするなど、定例行事のなかに組み込んで、一層の周知を図る必要がある。

内部質保証の一環として、「教育課程連携協議会」や「外部評価会議」を実施してきた。今後は、アセスメント・ポリシーの策定とこれまで取組んできたものを統合した内部質保証システムの確立に取り組んで行く。

「安定した財政基盤」の構築にあたっては、定員の充足や休退学防止等による授業料収入の安定化や経常費補助金の獲得等による総収入の増加、教職員の業務総点検による業務の効率化や教育研究に支障のない範囲で、経費削減を行うなど、全学的な取組みが必要である。

「情報経営イノベーション専門職大学中期計画(2020-2025)」について、開学から完成年度までの 4 年間（令和 2(2020)年度から令和 5(2023)年度）を振り返り、令和 7(2025)年度までの残り 2 年間に向け、より実効性のある内容に改訂を図る。

＜根拠資料＞

- ・参照資料 1-1 : 「情報経営イノベーション専門職大学学則」(第 1 条・第 8 条・第 24 条)
- ・参照資料 1-4 : 「情報経営イノベーション専門職大学中期計画(2020-2025)」
- ・参照資料 1-6 : 「2023 年度自己点検評価活動」(部分)
- ・参照資料 1-7 : 「事業活動収支予算決算総括表(申請時／実績)」
- ・参照資料 1-16 : 「2023 年度第 2 回教育課程連携協議会議事録」(令和 6(2024)年 3 月 21 日開催)
- ・参照資料 1-20 : 「2023 年度情報経営イノベーション専門職大学外部評価」(令和 5(2023)年 12 月 20 日開催教授会資料)

基準2 教育課程、教育方法、学習成果

中項目	評価の視点	
1 学位授与方針 及び教育課程 の編成・実施方 針	2-1-1	当該専門職大学が定める教育理念及び経営情報ビジネス分野の養成人材像並びに目的に即し、かつ、学習成果を明確に示した学位授与方針を策定していること。 また、学位授与方針に基づいて教育課程の編成・実施方針を定め、教育内容及び方法等の妥当性を学生等に対して明確に説明していること。

<現状の説明>

本学では、「情報経営イノベーション専門職大学学則」第1条で「教育理念」及び「本学の目的」を定め、同第8条で「情報経営イノベーション学部の目的」を定めている（前述）。

【参照資料 1-1】

情報経営イノベーション学部では、学則に定める教育理念及び目的に即して、学位授与にあたり学生が身につけるべき能力を「職業的自立を図る能力」、「経営に関する知識・スキル」、「情報通信技術に関する知識・スキル」「国際的コミュニケーション能力」「時代の変化に対応するビジネスの総合力」の5つに大別し学位授与方針を策定している。「職業的自立を図る能力」としては、学生が生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図ることができるよう、自身のライフ・キャリアプランを明確に持ち、その実現に向け、自ら考え意欲的に行動できるようになること、多面的・構造的に社会の諸課題を理解するとともに、論理的思考をもって、変化し続ける社会や組織に順応できるようになることを具体的な学修成果として定めている。「経営に関する知識・スキル」、「情報通信技術に関する知識・スキル」は、本学部が養成する「新たなサービス・ビジネスを生み出す人材」の土台を築くものとして、専攻領域である経営学・情報科学に関する理論的かつ実践的な知識・技能の修得を学修成果として定めている。具体的に、「経営に関する知識・スキル」としては、組織管理、マーケティング、経営分析に係る理論と実践的技法、新サービス・ビジネスの提案力を身に付けることとしている。「情報通信技術に関する知識・スキル」としては、システム設計、プログラミング、データベース、ネットワーク、情報セキュリティなどの情報処理システムの設計・開発に必要な理論と実践的技法とともに、情報通信技術を応用的に活用したサービス・ビジネスの知識を修得することとしている。「国際的コミュニケーション能力」としては、グローバル化が進展する中で、「経営に関する知識・スキル」、「情報通信技術に関する知識・スキル」を国際的な場面で発揮することができるよう、グローバルビジネスの現場において、説明・討論・意見交換できるコミュニケーション能力、文化的背景の異なる他者と協働する上で必要な知識・態度を身に付けることをその具体的な学修成果としている。その上で、これら4つの能力を統合し「新たなサービス・ビジネスを生み出す人材」として、国際社会と地域社会の産業発展に寄与する革新を創造することができるよう、「経営や情報通信技術の専門的知識を体系的に理解し、国際社会と地域社会において、サービス・ビジネスを革新するために、これらの知識を応用することができる」ことを「時代の変化に対応するビジネスの総合力」と定義している。【参照資料 2-1】

当該学位授与方針に基づき、本学部では、教育課程の編成・実施方針を策定し、学位授与方針に定める5つの能力を、どのような教育課程により、どのような教育内容・方法をもって養成し、その学修成果をどのように評価するのかを学生に明示している。教育課程の編成・教育内容について、例えば、学位授与方針に定める「経営に関する知識・スキル」を養成するにあたっては、「職業専門科目」として「経営」科目群を設け、「経営に関する知識・スキル」の具体的な能力の一つとして学位授与方針に示す「市場の情報収集や調査を行い、経営上の課題を発見することができる」能力を身に付けるため、「マーケティングやフィールドリサーチなどの内容を学ぶ」ことや、同じく「経営に関する知識・スキル」に係る学位授与方針上の具体的な能力の一つである「企業の持続性という観点から、評価・分析する経営理論や実践的技法」を修得するため、「法務や会計などの内容を学ぶ」ことを定めている。教育方法については、教育課程全般にわたり講義、演習、実習を適切に組合わせて授業を行うことを前提として掲げ、学生の「主体的な学びの力を高めるために、グループによる少人数の演習科目やプロジェクト学習を取り入れる」ことを定めている。また、これらの教育内容・方法等の実施を通じた学修成果の評価については、「試験評価等をシラバスによってあらかじめ明示し基準に従って適切に行う。また主に試験及びレポートを中心に評価を行う」とともに、「各成績評価をもとに単位あたりの成績評価の平均値を示す総合成績評価GPA(Grade Point Average)を算出して履修指導等に活用する」こととしている。

情報経営イノベーション学部の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、「学生便覧」に記載し学生に配付するとともに、前期・後期の各学期の始めに行っている履修ガイダンスにおいて、その内容を説明している。【参照資料 2-2】また、「入学者選抜要項」及び本学 Web サイト等にも掲載し、学生のみならず、入学志願者等にも広く公表している。【参照資料 2-3】（以上、2-1-1）

<根拠資料>

- ・参照資料 1-1：「情報経営イノベーション専門職大学学則」（第1条・第8条）
- ・参照資料 2-1：情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「3つのポリシー」
<https://www.i-u.ac.jp/information/outline/policy/#diploma>
- ・参照資料 2-2：「2023 年度学生便覧」（1～4 頁）
- ・参照資料 2-3：「情報経営イノベーション専門職大学 2024 年度入学者選抜要項」

中項目	評価の視点	
2 教育課程の編成と授業科目・授業方法	2-2-1	期待する学習成果を達成し、当該専門職大学の経営情報ビジネス分野の目的を実現するために、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。 また、経営情報ビジネス分野において産業界及び地域社会と

		の連携による教育課程・実施のため、教育課程連携協議会を設置していること。 さらに、教育課程は、専門職大学教育共通の目標である、理論と実践を架橋する教育を実施するために必要となる下記の要件を踏まえたものになっていること。 (1) 経営情報ビジネス分野において専門性が求められる職業を担うために必要な知識・スキルとして、経営管理、マーケティング、会計等経営学の領域及びシステム開発、プログラミング、ネットワーク管理等の情報通信技術の領域に加えて、国際コミュニケーション能力等について修得させる授業科目を配置していること。また、豊かな人間性や進展する情報化社会など社会環境の変化に応じた職業倫理を涵養するために授業科目を段階的・順次的に配置していること。 (2) 授業科目の開発、教育課程の編成、見直しにあたっては、教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに適切な体制を整備の上、行っていること。 (3) 教育課程は、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育により、質の高い専門職業人材を育成するため次の4つの授業科目群で編成されていること。 ○基礎科目：生涯にわたり自らの資質の向上と、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目。 ○職業専門科目：経営情報ビジネス分野に係る職業において必要とされる理論的、かつ実践的な能力及び当該職業分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目。 ○展開科目：経営情報ビジネス分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目。 ○総合科目：修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる経営情報ビジネス分野の職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目。 (4) 教育課程の実験・実習又は実技による授業科目のうち臨地実務実習等は、20単位以上で、かつ専門職大学等の臨地実務実習の手引きを参考に行う企業等での実習等（連携実務演習等を含む。）が実施されていること。
--	--	--

<現状の説明>

情報経営イノベーション学部では、「変化し続ける時代の中で、経営と情報通信技術に関する理論と実践力、国際的なコミュニケーション能力、これらを組み合わせた応用力を主体的に身に付け、新たなサービス・ビジネスを生み出す人材」を育成するため、教育課程の編

成・実施方針に基づき、「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」により構成される教育課程を編成している。【参照資料 2-2】

基礎科目は、教育内容をより明確にするため、「現代社会基礎」科目群として位置づけ、「生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する」との専門職大学設置基準上の趣旨を踏まえ、授業科目を開設している。具体的には、学生が自ら生涯・キャリアに関する明確な目標を持ち、その実現のために、意欲的に行動できるようになるよう、「イノベーションの志」（イノベーション人材（新たなサービス・ビジネスを生み出す人材）となるために必要な素養や自らイノベーションを起こすために何をするのかを考え、自分なりのイノベーション人材像等を模索する授業科目）や「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」（仕事・職業への理解を深めるとともに、働くことの意義を学び、卒業後のキャリアプランとその達成に向けた行動計画を作成する授業科目）などの授業科目を開設している。あわせて、グローバル化の進展、著しい技術進歩など、激しく変化し複雑化する現代社会を複眼的・論理的に捉え、順応し続けられる能力を身に付けさせるため、「英語コア・スキルズⅠ・Ⅱ」（英語の基礎力向上を図る授業科目）、「先端グローバル社会」（グローバル社会の現況・課題を理解し、本学部における経営・情報通信技術に関する学びをグローバル社会でどのように活用できるのかを考える授業科目）、「ICT と人間」（社会人として一般的に求められる情報通信技術に関する知識の獲得を目指す授業科目）、「数学基礎 A・B・C」（経営・情報通信技術の学びの基礎ともなる数的論理力、数的処理能力を養う授業科目）などの授業科目を開設している。また、情報通信技術を活用した新たなサービス等を構想し、ビジネスとして展開する上で必要となる倫理観を涵養するため、「職業倫理」を開設している。【参照資料 2-5】

基礎科目は 1 年次・2 年次を中心に配置し、1 年次は主に高等学校教育から本学部での学修へ円滑に移行できるよう、動機付けや高等学校段階で身に付けた基礎学力の伸長を図るとともに、能動的な学修方法等を修得する教育内容で構成している。その上で、2 年次に社会的・職業的自立を図る能力や教養を身に付ける授業科目を履修することとしている。また、学内で学んだ内容の実践の場となる臨地実務実習の前後に「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を配置することで、着実にキャリア形成を進められるよう配慮している。【参照資料 2-4】

職業専門科目は、本学部が養成する「新たなサービス・ビジネスを生み出す人材」に必要な専門的知識・技能を修得させるため、「経営」科目群と「情報通信技術」科目群に分け、授業科目を開設している。「経営」科目群においては、まず 1 年次・2 年次を中心に、組織管理、マーケティング、法務、会計、財務など、企業経営に関わる基礎的・応用的な内容を学ぶ授業科目を配置し、経営学領域の専門性を高めるための素地を養う。その上で、3 年次以降に、より発展的な内容を学修できるよう「グローバル企業戦略論」「新興市場における事業開発」「コーポレートファイナンス」「税務会計・会計処理」などの授業科目を開設するとともに、イノベーションの潮流や実社会におけるイノベーションの事例などについて理解を深め、自らイノベーションを起こすために必要な知識・技能を養うことができるよう「イノベーション特論」「クロステックビジネスデザイン」「デザインと経営」などの授業科目を開設している。これらの授業科目の中核に、各年次における学修内容を活かしつつ、学生自らが新たなサービス等を考案し、事業計画を策定した上で、ベンチャーキャピタリスト等に提案する「イノベーションプロジェクトⅠ～Ⅵ」を 1 年次から 4 年次までの各年次に

における必修科目として置くことで、教育課程の一体性を確保している。「情報通信技術」科目群においても、まず1年次・2年次に、コンピュータの基本構造・動作の仕組み、ソフトウェア・システム設計、データ処理法、プログラミング、データベース、ネットワーク関連技術、情報セキュリティなどの情報科学領域における基礎的な内容を扱う科目を配置し、情報処理システムの設計・開発に必要な知識・技能を養う。その上で、3年次以降に、「ソフトウェアプロセスと品質」、「システムインテグレーション」「ネットワーク構築Ⅲ」「情報セキュリティ演習Ⅱ」などの授業科目を開設することにより、情報処理システムの設計・開発に係る応用的な知識・技能を修得できるようにしている。あわせて、「クラウド」「ビッグデータ」「IoT」「スーパーコンピュータ」「AI」などの授業科目を開設することで、先端技術に関する知識も修得できる科目構成としている。これらの授業科目においては、その内容に応じて演習、実習を組み込むことで、理論的知識だけでなく、実際の情報処理システムの開発に活用できる実践力を身に付けられるよう配慮している。

この「経営」科目群及び「情報通信技術」科目群における2年次までの学修内容を「新たなサービス・ビジネスを生み出す人材」として、実際の職務遂行に活用できる能力へと昇華させるため、3年次に臨地実務実習を行うこととしている。臨地実務実習は、3年次前期配当の「インターンシップⅠ」（12単位）及び3年次後期配当の「インターンシップⅡ」（12単位）として教育課程に組み込み、それぞれ事前指導：20時間、実習：320時間、事後指導：20時間で構成している。「インターンシップⅠ」では、主に情報処理システムの開発に必要な専門的かつ実践的な知識・技能の修得を目的として、情報処理システム開発の一工程を担う実習を行う。一方、「インターンシップⅡ」では、主にマーケティングなどの経営学領域に係る専門的かつ実践的な知識・技能の修得、企画提案力の向上を目的として、アンケートやインタビューなどの調査・分析を通じ、情報通信技術を活用した課題解決の企画・提案を行う実習内容としている。これらの実習は、文部科学省が定める「専門職大学等の臨地実務実習の手引き」を参考に、実習先企業等と実習期間、実習計画、雇用関係の有無、事故対応、成績評価等について十分に協議した上で協定を締結し、実施している。

展開科目は、グローバル化が進展する中、職業専門科目で身に付ける経営・情報通信技術に関する専門的な知識・技能をグローバルビジネスの現場で発揮することができるコミュニケーション能力を修得させるため、「グローバルコミュニケーション」科目群として位置づけ、授業科目を開設している。具体的には、グローバルビジネスの現場で求められる英語力を養うため、「ビジネス英語実習Ⅰ～Ⅳ」を1年次・2年次の必修科目として開設している。その上で、意見交換や討論、企画提案、交渉などのそれぞれの場面で求められるより高度な英語力や表現技法等を修得できるよう、3年次以降に、「グローバルビジネスにおけるディスカッション・ディベート」「グローバルビジネスにおけるプレゼンテーション」「グローバルビジネスにおけるネゴシエーション」などの科目を配置している。あわせて、語学力のみならず、文化的背景の異なる他者と協働する上で必要となる文化・習慣の違いを受容する態度やグローバルな視野を養うため、「多文化理解」「国際情勢論」「国際経営と商習慣」などの授業科目を開設している。また、「製造業における国際化」「サービス業における国際化」などの授業科目を開設することにより、グローバル化社会における第1次産業、第2次産業、第3次産業の変遷、動向、イノベーション事例などに関する理解を深めることで、各業界の特性を踏まえた新たなサービス・ビジネスを考案する素地を養う科目編成としてい

る。

総合科目は、理論と実践の架橋となる科目群として3年次後期に「総合理論演習」、4年次に「総合実践演習」を開設している。両科目は、ゼミ指導形式で行い、同一教員による約1年半にわたる指導を受けつつ、4年間の学びの集大成となる卒業課題に取り組む。卒業課題は、新規性があり、産業界からのニーズに適した理論と実務を架橋するものであること、「イノベーション人材」になるためのステップとして相応しいものであることの2点を必須要件とし、学生がビジネスプラン、論文、作品のいずれかの形式を選択し作成することとしている。これにより、基礎科目、職業専門科目、展開科目の学びの中で修得した知識・技能を統合し、「新たなサービス・ビジネスを生み出す人材」としての専門性・実践力を身に付けさせることとしている。

本学では、「情報経営イノベーション専門職大学学則」第24条に基づき、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設置している。【参照資料1-1】委員は、副学長、情報経営イノベーション学部長、副学長兼イノベーションマネジメント局長（事務局長）、本学の教育課程に関連する職業の実務経験者2名、地方公共団体の職員1名、臨地実務実習等協力事業者の役員・従業員2名により構成し、その他協議内容に応じて必要な教職員が出席の上、前期・後期の各学期末に教育課程の編成・実施に関する基本的な事項について協議を行っている。【参照資料1-15】【参照資料2-6】令和2(2020)年度の開学以来、全8回協議会を開催し、教育課程の進行にあわせて、本学の教育課程を通じて養成する人材像、経営学・情報科学・グローバルコミュニケーションの各専攻領域における教育課程の改善点、地域社会と連携した授業科目の開発、臨地実務実習の効果的な実施方法、「経営」科目群の中核をなす授業科目「イノベーションプロジェクト」の実施状況とその評価などについて、協議を行ってきた。【参照資料2-7】【参照資料2-8】【参照資料2-9】【参照資料2-10】【参照資料2-11】【参照資料2-12】【参照資料2-13】【参照資料2-14】【参照資料2-15】【参照資料2-16】【参照資料2-17】【参照資料2-18】【参照資料2-19】【参照資料2-20】令和5(2023)年度までは設置計画履行期間となり、原則、開学時の計画に基づく教育課程の実施が求められることから、「教育課程連携協議会」の意見を具体的に教育課程の編成・実施に反映するに至っていないが、「教授会」で全教員に共有しており、令和7(2025)年度から協議内容を勘案した教育課程に改正することを検討している。(以上、2-2-1)

<根拠資料>

- ・参照資料1-1:「情報経営イノベーション専門職大学学則」(第24条・第36条)
- ・参照資料1-15:「情報経営イノベーション専門職大学教育課程連携協議会規程」
- ・参照資料2-2:「2023年度学生便覧」(21～25頁)
- ・参照資料2-4:「情報経営イノベーション専門職大学 情報経営イノベーション学部 カリキュラムマップ」
- ・参照資料2-5:「2023年度情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科 シラバス」

- ・参照資料 2-6 : 「2023 年度情報経営イノベーション専門職大学教育課程連携協議会構成員名簿」
- ・参照資料 2-7 : 「2020 年度第 2 回教育課程連携協議会議事録」(令和 3(2021)年 3 月 18 日開催)
- ・参照資料 2-8 : 「ビジネス人材育成モデル案」(令和 3(2021)年 3 月 18 日開催教育課程連携協議会資料)
- ・参照資料 2-9 : 「ICT 分野人材モデルと教育カリキュラムとの連携について」(令和 3(2021)年 3 月 18 日開催教育課程連携協議会資料)
- ・参照資料 2-10 : 「2021 年度第 1 回教育課程連携協議会議事録」(令和 3(2021)年 9 月 27 日開催)
- ・参照資料 2-11 : 「Global Communication では何を学ぶのか」(令和 3(2021)年 9 月 27 日開催教育課程連携協議会資料)
- ・参照資料 2-12 : 「墨田区と連携した科目の設定について」(令和 3(2021)年 9 月 27 日開催教育課程連携協議会資料)
- ・参照資料 2-13 : 「ICT 領域ジョブ型採用への対応とプラス・ICT 人材について」(令和 3(2021)年 9 月 27 日開催教育課程連携協議会資料)
- ・参照資料 2-14 : 「2021 年度第 2 回教育課程連携協議会議事録」(令和 4(2022)年 3 月 18 日開催)
- ・参照資料 2-15 : 「中下位層モチベーションアップの方策」(令和 4(2022)年 3 月 18 日開催教育課程連携協議会資料)
- ・参照資料 2-16 : 「ICT 領域本当に欲しい人材 身に付けておいてほしいスキルは」(令和 4(2022)年 3 月 18 日開催教育課程連携協議会資料)
- ・参照資料 2-17 : 「グローバル領域カリキュラム議論のための試案」(令和 4(2022)年 3 月 18 日開催教育課程連携協議会資料)
- ・参照資料 2-18 : 「2022 年度第 1 回教育課程連携協議会議事録」(令和 4(2022)年 9 月 28 日開催)
- ・参照資料 2-19 : 「臨地実務実習の課題と方向性」(令和 4(2022)年 9 月 28 日開催教育課程連携協議会資料)
- ・参照資料 2-20 : 「2022 年度第 2 回教育課程連携協議会議事録」(令和 5(2023)年 3 月 24 日開催)

中項目	評価の視点	
3 教育の実施	2-3-1	学生に期待する学習成果を踏まえ、適切な授業形態（講義、演習、実習等）、方法（実践力育成のためのケーススタディ、フィールドワーク等）及び教材が用いられていること。また、臨地実務実習の実施や実践力育成のための授業実施にあたっては、当該職業分野の企業及びその他組織との間で科目の到達目標等を共有し、必要な協働・連携するなど教育上の創意工夫を行っていること。

	2-3-2	1つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、原則として40人以下としていること。また、授業時間帯や時間割は、学生の履修に配慮したものであること。
	2-3-3	下記のような取組みによって、それらが相互に効果を発揮して学生の円滑な学習につなげていること。 ・シラバスの作成と活用による学習成果の向上の取組 ・履修指導、予習・復習等に係る相談・支援の取組

＜現状の説明＞

情報経営イノベーション学部では、教育課程の編成・実施方針において、「講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業方法により（教育課程を）展開する」ことを掲げ、授業科目ごとに、その目的及び到達目標を踏まえ、授業形態を定めている。基礎科目は、講義科目：12科目（75%）、演習科目：4科目（25%）で構成している。本学部で学ぶ上での動機付けやキャリア形成を図る科目、能動的な学修方法を修得する科目、教養を養う科目は主に講義形式で授業を行う一方、語学科目は模擬的な体験を通じて学ぶことで、より効果的に学修内容の定着を図ることができることから、演習形式で実施している。職業専門科目のうち、「経営」科目群は、講義科目：20科目（63%）、演習科目：8科目（25%）、実習科目：4科目（13%）で構成する。主に組織管理、マーケティング、法務、会計などの経営学領域における基礎的・応用的な知識の修得を目的とした授業科目は講義を中心とし、その知識を活用しつつ、企業経営上の問題解決手法を学修する「問題形成と問題解決」、新規サービス等を考案・提案する能力の修得を目指す「イノベーションプロジェクトⅠ～Ⅵ」等の授業科目は、演習形式で授業を展開している。あわせて、講義・演習を通じて得た形式知・暗黙知を実践知へと昇華させられるよう実習科目として「インターンシップⅠ・Ⅱ」などを置いている。職業専門科目のうち、「情報通信技術」科目群は、講義科目：11科目（32%）、演習科目：21科目（62%）、実習科目：2科目（6%）で構成する。コンピュータの基本構造や動作の仕組み、ネットワーク通信の仕組み、情報セキュリティの基本概念などの情報通信技術に関する基礎知識、情報科学領域の学びを深化する上で必要となる数学的知識、情報処理システムの開発工程に係る知識などの修得を目的とした授業科目は、講義形式で授業を行っている。その一方、ソフトウェア・システムの設計手法、データ処理法、プログラミング技法、ネットワークの構築手法、情報セキュリティマネジメント手法などの修得を目指す授業科目は、情報処理システムの設計・開発、運用に活用できる実用的な技能として定着を図るため、演習・実習を中心に教授している。展開科目は、講義科目：5科目（26%）、演習科目：10科目（53%）、実習科目：4科目（21%）で構成している。展開科目では、グローバルビジネスの現場で必要となるコミュニケーション能力、文化的背景の異なる他者と協働する態度、グローバルな視野を涵養することを目的としており、体験的に学ぶことで、より教育効果が見込まれることから、演習・実習を中心に授業を展開している。総合科目は、理論と実践を架橋する科目群として、職業専門科目等の学修を通じて得た専門的知識・技能を統合し、サービス・ビジネスの革新に活かす応用力を培うものであることから、演習形式で指導を行っている。【参照資料 2-2】【参照資料 2-5】【参照資料 2-21】

特に演習・実習科目では、学生の主体性を引き出し、より効果的に実践力を育成するため、実務経験のある外部講師による講話・指導、グループ学習、グループ討議、ケーススタディ、プレゼンテーションなどの授業方法を取り入れている。例えば、「経営」科目群の中核的な授業科目である「イノベーションプロジェクトⅠ～Ⅵ」においては、グループワークを中心に新規サービス等を検討させ、担当教員や実務経験のある外部講師の指導を通じて具体的なビジネスプランを策定させる。その上で、学外から招聘したベンチャーキャピタリスト等に対し、策定したビジネスプランについてのプレゼンテーションを行い、評価を受ける機会を設けている。また、各授業科目においては、より円滑に授業を進行し、当該授業科目で扱うこととしている内容を網羅的に教授するとともに、学生が自主的に学習を進められるよう、必要に応じて教科書・参考書を指定している。この他、例えば実習科目である「プログラミングⅠ・Ⅱ」においては、実際にコンピュータプログラムを組むことにより、その知識や技法を修得させるため、プログラミング学習用の統合開発環境を導入し、学生に提供している。このように各授業科目においては、その到達目標を達成させるために必要な教育上の工夫を行うとともに、適当な教材を用いて授業を行っている。

実践力育成の要として臨地実務実習を行う授業科目である「インターンシップⅠ・Ⅱ」は、実習先企業等と緊密な協働・連携体制を構築し運営している。より効果的に実社会において職務遂行上必要となる知識・技能を体験的に学習させ、かつ、本授業科目の到達目標を達成させるため、実習計画の策定にあたっては、各企業等の実情を踏まえた実習内容となるよう、シラバスに定める大枠の計画を提示した上で、実習先企業等に具体的な実習プログラムの作成を依頼している。【参照資料 2-22】実習先企業が作成した実習プログラムについては、担当教員が確認し、必要に応じて調整した上で、最終的な実習計画として取りまとめている。また、多様な実習先を確保しているため、学生と実習先企業等との間でミスマッチが発生しないよう、学生の派遣先の選定にあたっては、各企業等の実習計画を基に学生から希望を聴取し、学生に履歴書・志望理由書を作成させた上で、実習指導者等とのマッチング面談を行っている。【参照資料 2-23】【参照資料 2-24】【参照資料 2-25】【参照資料 2-26】このようにして策定した実習計画、学生の受入れに係る合意が確実に履行されるよう事前の協議が完了した実習先企業等とは実習の実施に関する協定を締結している。【参照資料 2-27】

実習中の指導に関しても単に実習先企業等に委ねることなく、本学部教員と実習指導者との協働体制を構築している。まず、実習の開始に際しては、事前に実習指導者に対し説明会を開催し、事前準備、実習中の指導の基本的な流れ、成績評価等について、認識の共有を図っている。その上で、実習期間中は学生が作成する日報（実習日誌）の実習指導者による確認・コメントの記載、本学部教員による日報・実習指導者からのコメントの確認を通じて、日々の実習への取り組み状況や問題・事故等がないかを把握し、指導が必要な事項がある場合は、実習指導者と連携し指導にあたる。加えて、実習期間の中間に、本学部教員が各実習先企業等を巡回訪問し、現地で各学生の実習状況を確認するとともに、学生及び実習指導者等と面談し、必要に応じて指導を行っている。【参照資料 2-28】（以上、2-3-1）

本学部では、専門職大学設置基準の趣旨を踏まえ、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を40名以下とするため、クラス制を採用している。令和2(2020)年度、令和3(2021)年度においては、開学初年度、2年目となり、入試合格者の歩留まりが予測困難な

中、入学定員を確実に充足することを念頭に合否判定を行ったところ、入学定員 200 名に対し、入学者数が令和 2(2020)年度は 230 名（入学定員充足率：1.15 倍）、令和 3(2021)年度は 229 名（入学定員充足率：1.15 倍）となり、必修科目を中心に一授業科目あたりの履修学生数が 40 名を超過していた。そのため、令和 4(2022)年度に各授業科目の開講クラス数を見直すとともに、非常勤講師を増員するなど、原則 40 名以下で授業を実施する体制を整備した。その結果、令和 4(2022)年度、令和 5(2023)年度ともに、履修学生数が 40 名を超過する授業科目は、2 科目となっている。なお、令和 4(2022)年度については、当初授業を担当予定であった兼任教員が辞任し、急遽開講クラス数を縮減せざるを得なくなったことが 2 科目において履修学生数が 40 名を超過した要因である。当該 2 科目については、その対応としてグループ討議などの学生の能動的な学修を促す授業方法を積極的に取り入れて授業を行い、授業改善アンケートの結果や単位修得状況から十分な教育効果があがっていることを確認している。令和 5(2023)年度については、履修学生数が 40 名を超過したいずれの科目においても履修学生数 41 名と 1 名の超過であり、授業運営や教育効果への影響はないものと認識している。【参照資料 2-29】

本学部における授業時間は、90 分間とし、1 時限（9 時 00 分から 10 時 30 分まで）から 6 時限（18 時 00 分から 19 時 30 分まで）まで設定している。授業時間割はクラス単位で編成し、卒業要件単位を確実に修得できるよう各授業科目の開講曜日・時限を設定することはもとより、特に必修科目・選択必修科目が多く配当されている 1 年次・2 年次においては、一日あたりの履修授業科目数が過多とならないよう配慮している。また、授業科目によっては、その学修内容や授業形態、授業方法に応じて 2 時限連続で開講するなど、教育効果を勘案しつつ、円滑に授業を運営できるよう配慮している。【参照資料 2-30】【参照資料 2-31】（以上、2-3-2）

本学部では、学生が円滑に学修を進められるよう授業の実施にあたり、すべての授業科目においてシラバスを作成している。シラバスの作成にあたっては、教務事項を所掌する「学務委員会」において、「シラバス作成要領」を策定し、全授業科目共通で「授業の目的・到達目標」「授業計画」「成績評価の方法」「準備学修（予習・復習、課題等）」「教科書・参考書」などを記載することとしている。特に学生が目的意識をもって意欲的に学修に取り組む上で重要な項目となる「授業の目的・到達目標」については、当該授業科目の履修を通して、具体的にどのような知識・能力等をどの程度修得することが期待されるのかを、学生を主体として記載することとしている。その上で、「授業計画」は当該授業科目がどのように展開されるのかを学生がイメージできるよう、各回の授業で扱うテーマを具体的に示すこととしている。また、単位の実質化、到達目標の確実な達成に向け、学生の授業外学修を促進するため、予習・復習、課題等について、具体的な内容・方法等の指示とともに、求められる学修時間数を記載することとしている。【参照資料 2-32】【参照資料 2-33】作成したシラバスは、履修登録期間前に学生に公開し、履修する授業科目を選択するにあたっての資料とするとともに、各授業科目を履修している最中においても適宜参照し、授業の目的・到達目標を意識しつつ、授業に取り組むことや授業の進行に応じて必要な授業外学修に取り組むことを指導している。加えて、教職員による履修指導の際に、学生の興味・関心や学修歴に応じ、今後どの授業科目を履修することが望ましいのかを提示するための資料としても活用して

いる。

シラバスの作成・活用のほか、学生の円滑な学修を支援するため、履修ガイダンスの開催、教員によるオフィスアワーの設定、「マネジメントユニット学生支援担当」事務職員による定期学生面談などの取組みを行っている。履修ガイダンスは、前期・後期の各学期の始めに開催し、主に学事日程、授業時間割、履修する授業科目の選択方法、授業を受ける上での全般的な注意事項について説明している。【参照資料 2-34】【参照資料 2-35】【参照資料 2-36】

【参照資料 2-37】【参照資料 2-38】【参照資料 2-39】【参照資料 2-40】【参照資料 2-41】また、ガイダンス後には、履修に関する個別相談の時間を設け、個々の学生に応じた履修指導を行っている。なお、履修相談は履修登録期間中等にも随時受け付けている。

オフィスアワーは、全専任教員が設定することとしている。【参照資料 2-42】【参照資料 2-43】オフィスアワーの時間帯は、原則、教員が研究室等に待機し、学生からの授業内容に関する質問や学習方法、予習・復習等に関する相談を受け付けている。また、就職・進学などの進路や起業に関する相談も受け付け、希望する進路の実現に向けた助言や履修指導を行っている。

「マネジメントユニット学生支援担当」事務職員による定期学生面談は、各学期の授業開始後に実施している。面談の実施にあたっては、事前に学生から前学期における目標の達成状況及び当該学期における学業・課外活動等に関する目標を報告させる。その報告内容や単位の修得状況、成績等を基に、「マネジメントユニット学生支援担当」事務職員が目標の達成状況を把握し、面談時に学生とともに、学修成果等について振り返りを行っている。あわせて、当該学期における目標の妥当性等を確認し、それまでの学修歴等を踏まえ、目標達成に向けた指導を行っている。また、面談時に学修意欲が低下している学生や学業に関して悩みを抱えている学生がいる場合は、必要な助言を行うとともに、学修意欲の喚起や学業に関する悩みの解消に向け、オフィスアワーの活用等を促している。【参照資料 2-44】【参照資料 2-45】学生が設定した目標とその達成状況、面談内容などは、学生ごとに記録を残し、卒業までの継続的な支援に活用している。ただ、教育課程の編成・実施方針において、本来、学生生活に関する目標やその達成状況、学修成果は、学修ポートフォリオを作成して学生自身が管理することとしているが、現状、整備には至っておらず、令和 7(2025)年度からの運用開始に向け、導入を進めている。

これらの学修支援は、開学時から継続的に実施しており、令和 5(2023)年度卒業生に対して実施した卒業時アンケートにおいては、8 割以上の学生が「卒業まで学修を進める上で、教員／職員からの支援は十分だったと思いますか？」との設問に対し肯定的に回答している。一方で、「卒業まで授業に関する学習を進める上で、オフィスアワーを積極的に活用しましたか？」との設問に対し「はい」と回答した学生は、24%と低い水準になっている。また、「授業の予習・復習には自主的に取り組みましたか？」との設問に対し「はい」と回答した学生は 38%であった上、一週間あたりの予習・復習・課題等の授業外学修への従事時間についても 6 時間未満と回答した学生が 81%を占めている。【参照資料 2-46】このことから、学生がより円滑に学修を進められるようにするとともに、単位の実質化を図り教育効果を高める上で、今後オフィスアワーの活用促進や自主的な授業外学修の促進を図る改善策を講ずる必要があると認識している。(以上、2-3-3)

<根拠資料>

- ・ 参照資料 2-2 : 「2023 年度学生便覧」 (21～25 頁)
- ・ 参照資料 2-5 : 「2023 年度情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科 シラバス」
- ・ 参照資料 2-21 : 「情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科 授業形態 (方法) 別 授業科目数」
- ・ 参照資料 2-22 : 「臨地実務実習事務手続きにつきまして」 (令和 4(2022) 年 8 月 3 日開催 2023 年度臨地実務実習計画説明会資料)
- ・ 参照資料 2-23 : 「第 1 回 2023 年度臨地実務実習ガイダンス資料」 (令和 4(2022) 年 5 月 12 日～5 月 17 日開催)
- ・ 参照資料 2-24 : 「第 2 回 2023 年度臨地実務実習ガイダンス資料」 (令和 4(2022) 年 8 月 23 日動画配信により開催)
- ・ 参照資料 2-25 : 「志望理由書の作成について」 (学生配付資料)
- ・ 参照資料 2-26 : 「第 3 回 2023 年度臨地実務実習ガイダンス資料」 (令和 4(2022) 年 10 月 3 日開催) (令和 4(2022) 年 10 月 6 日開催)
- ・ 参照資料 2-27 : 「2023 年度臨地実務実習に関する協定書 (様式)」
- ・ 参照資料 2-28 : 「2023 年度臨地実務実習 実習指導者説明会資料」 (令和 5(2023) 年 4 月 27 日開催)
- ・ 参照資料 2-29 : 「履修者数が 40 名を超過した授業科目における対応状況」
- ・ 参照資料 2-30 : 「2023 年度前期授業時間割表」
- ・ 参照資料 2-31 : 「2023 年度後期授業時間割表」
- ・ 参照資料 2-32 : 「2023 年度版シラバス作成要領 (専任教員用)」
- ・ 参照資料 2-33 : 「2023 年度版シラバス作成要領 (非常勤講師用)」
- ・ 参照資料 2-34 : 「2023 年度前期教務ガイダンス資料 (第 1 学年用)」 (令和 5(2023) 年 4 月 3 日開催)
- ・ 参照資料 2-35 : 「2023 年度前期教務ガイダンス資料 (第 2 学年用)」 (令和 5(2023) 年 3 月 24 日開催)
- ・ 参照資料 2-36 : 「2023 年度前期教務ガイダンス資料 (第 3 学年用)」 (令和 5(2023) 年 3 月 23 日開催)
- ・ 参照資料 2-37 : 「2023 年度前期教務ガイダンス資料 (第 4 学年用)」 (令和 5(2023) 年 3 月 24 日開催)
- ・ 参照資料 2-38 : 「2023 年度後期履修ガイダンス資料 (第 1 学年用)」 (令和 5(2023) 年 9 月 8 日開催)
- ・ 参照資料 2-39 : 「2023 年度後期履修ガイダンス資料 (第 2 学年用)」 (令和 5(2023) 年 9 月 8 日開催)
- ・ 参照資料 2-40 : 「2023 年度後期履修ガイダンス資料 (第 3 学年用)」 (令和 5(2023) 年 9 月 8 日開催)
- ・ 参照資料 2-41 : 「2023 年度後期履修ガイダンス資料 (第 4 学年用)」 (令和 5(2023) 年 9

月 8 日開催)

- ・参照資料 2-42 : 「2023 年度前期オフィスアワー」
- ・参照資料 2-43 : 「2023 年度後期オフィスアワー」
- ・参照資料 2-44 : 「2023 年度前期学生面談について」(令和 5(2023)年 4 月 27 日開催学務委員会資料)
- ・参照資料 2-45 : 「2023 年度後期学生面談について」(令和 5(2023)年 9 月 13 日開催学務委員会資料)
- ・参照資料 2-46 : 「2023 年度卒業生卒業時アンケート結果」(10～11 頁)

中項目	評価の視点	
4 学習成果	2-4-1	授業科目の内容、形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ、シラバス等で学生に明示した上で、学生の学習に係る評価を公正かつ厳格に行っていること。
	2-4-2	成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問合せ等に対応するしくみを整備し、かつ学生に対して明示していること。また、そのしくみを適切に運用していること。
	2-4-3	あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって卒業認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。

<現状の説明>

本学では、各授業科目の単位の認定に関し、「情報経営イノベーション専門職大学学則」第 40 条において「授業科目修了の認定は、平素の成績及び筆記試験又は論文による。ただし、実技並びに実習、演習等については平素の成績のみによって認定することができる」と定め、同第 42 条に成績評価の基準は、「情報経営イノベーション専門職大学情報経営イノベーション学部履修規程」で定め、当該基準に従って適切に成績評価を行うことを規定している。【参照資料 1-1】

情報経営イノベーション学部では、教育課程の編成・実施方針において、教育評価は「試験評価等をシラバスによってあらかじめ明示し基準に従って適切に行う。また主に試験及びレポートを中心に評価を行う」ことを掲げている。【参照資料 2-1】その上で、「情報経営イノベーション専門職大学情報経営イノベーション学部履修規程」第 13 条第 1 項において「成績の評価は、学期末試験、期中のレポート、試験等、授業への参加度等から単位認定者の判断により総合的に評価する。なお、具体的な評価方法や評価基準は各科目のシラバスにて公示されたものとする」と規定している。【参照資料 2-47】当該規定に基づき、「学務委員会」策定の「シラバス作成要領」において、シラバスに「成績評価の方法」の項目を設け、成績評価の方法とその評価割合を具体的に記入することを定めている。【参照資料 2-32】【参

【資料 2-33】各授業科目においては、これらに基づき、当該授業科目の到達目標の達成度を適切に測定するための具体的な方法・評価割合を設定し、シラバスに明示して学期当初に学生に提示している。例えば、授業科目「アカウントティング入門」においては、講義科目として「会計の基礎知識を広く習得すること」を目的に、「会計の基本的考え方・必要性が理解できるようになる。とりわけ、会計情報の重要性をより深く学び、会計をビジネスのツールとして利用できるようになること」を到達目標としていることから、成績評価の方法・割合を「授業内小テスト・レポート・課題プレゼンテーション等を含む平常点：30%、最終試験（授業範囲すべてを含む）：70%」とし、会計の基礎知識の修得状況とその知識を活用する能力を測定するための試験に重点を置いて成績評価を行うこととしている。また、授業科目「システム設計演習」では、演習科目として「社会における情報システムの重要性を理解し、講義や演習を通じて情報システム設計に関わる際に必要な知識を得ること」を目的に、「情報システムの構築、および設計とは何かを理解すること／情報システムの設計方法を理解すること／演習を通じて情報システム設計の知識を定着させること」を到達目標としていることから、成績評価の方法・割合を「演習結果のレポート：40%、演習発表内容：20%、授業での参加姿勢：20%、授業中ワーク結果：20%」とし、授業の主軸となる演習の成果や取組態度により成績評価を行うこととしている。このほか、臨地実務実習を実施する授業科目「インターンシップⅠ・Ⅱ」では、成績評価の方法・割合を「事前課題：10%、インターンシップ中の評価：60%、事後課題（実習日誌、インターンシップ報告書、報告会でのプレゼンテーション等）：30%」とし、特に評価割合が高く、実習先企業等による評価となる「インターンシップ中の評価」においては、多様な実習先企業等で実習を行うことを踏まえ、到達目標の達成度を適切に測定し、成績評価の標準化を図ることができるよう、ルーブリック評価を導入している。ルーブリック評価では、「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」のそれぞれの到達目標に応じて評価の観点を5つに分け、各観点における達成度の評価指標を4段階で示し、実習先企業等に評価を依頼している。「インターンシップⅠ」では、「与えられた業務がどのような意義を持つのかを理解し、効率的・効果的な方法で業務を完了することを目標として作業を進めることができる／課題解決や目標の達成に向けた計画を立て、実際の状況に応じた計画修正の必要に自ら気づき、指導者の承認を受けて修正・変更しながら最後まで実行できる／チームメンバーとしてシステム開発の作業の一工程として、示された設計書の通りに実装することができる」ことを到達目標としているため、ルーブリック評価において、「目標設定」「計画立案・実践」「主体性」「コミュニケーション・協働」「システム開発」の5つの評価の観点を設けている。その上で、例えば「システム開発」の観点であれば、評価指標の1段階目を「システム開発に関する基本的な知識を理解している」、2段階目を「システム開発に関する基本的な知識を保有し、システム開発の作業工程として、示された設計書の内容を理解することができた」、3段階目を「システム開発に関しての基本的な知識を保有し、担当する領域の作業を、上位者の指導の下に行うことができた」、4段階目を「システム開発の作業の一工程として、示された設計書の通りに実装することができた」としている。「インターンシップⅡ」では、「自分のやるべき業務を的確に判断し、効率的な方法を考え、率先して創意工夫をしながら取組むことができる／異なる考え方の人たちと意見を交わして調整し、互いに納得できる結論を導き、状況に応じて自分の役割を適切に変えながら協力して業務を遂行することができる／企業や事業を取り巻く状況

について調査統計、アンケートやインタビューといった情報を適切に収集・分析し、それらを分かりやすく整理し、ビジネス上の的確な示唆を提示できる／情報通信技術も活用し、事業の課題を解決する方策と実行計画、それによって生じるデメリットとその対処策などもあわせてプレゼンし、指導者の納得と助言を得ることができる」ことを到達目標としており、「目標設定」「計画立案・実践」「主体性」「コミュニケーション・協働」「情報の収集と分析／解決提案とプレゼン」を評価の観点として掲げ、「インターンシップⅠ」と同様に、それぞれの観点について具体的な評価指標を設定している。【参照資料 2-5】【参照資料 2-48】

成績の評価基準は、「情報経営イノベーション専門職大学情報経営イノベーション学部履修規程」第13条第2項において、100点から90点までを「S」評価、89点から80点までを「A」評価、79点から70点までを「B」評価、69点から60点までを「C」評価、59点以下を「D」評価とすることを規定し、同条第3項において、「S・A・B・C」の評価の場合に、合格として単位を付与することとしている。各授業科目においては、シラバスで学生に明示した成績評価の方法・割合に基づき、100点満点で評価を行い、評点と「S」から「D」までの評価を学生に通知している。（以上、2-4-1）

成績評価の公正性・厳格性を担保するため、本学では、学生への成績通知後、学生からの成績評価に関する問い合わせを受け付ける成績疑義照会の制度を設けている。学生が直接各授業科目の担当教員に問い合わせることにより、恣意的に成績評価が訂正されることを未然に防ぎ、かつ、適正に成績評価の妥当性を確認するため、成績評価に関する問い合わせは、所定の様式により文書で事務局に提出することとしている。学生から成績評価に関する問い合わせの文書が事務局に提出された場合は、事務局から当該文書を担当教員に送付し、成績評価の妥当性の確認及び文書による回答の作成を依頼する。担当教員は事務局からの依頼に基づき、成績評価の妥当性や採点上の誤りがないか等を確認し、回答文書を事務局に提出する。担当教員から提出された回答文書については、「学務委員会」で不適切な点がないかを確認した上で、事務局から該当学生に送付している。その際、成績評価の訂正がある場合は、訂正後の成績評価をあわせて通知している。なお、本制度の運用にあたっては、事前に各教員へ成績評価の根拠資料を保管するよう通知するとともに、学内ポータルサイトにより学生に周知している。【参照資料 2-49】【参照資料 2-50】【参照資料 2-51】直近3年間における学生からの成績評価に関する問い合わせの状況は以下のとおりである。（以上、2-4-2）

【成績疑義照会の状況】

年度	学期	成績疑義照会件数	成績訂正件数	成績訂正率
令和3(2021)年度	前期	19 件	1 件	5.3%
	後期	31 件	2 件	6.5%
令和4(2022)年度	前期	54 件	5 件	9.3%
	後期	27 件	4 件	14.8%
令和5(2023)年度	前期	40 件	8 件	20.0%
	後期	30 件	11 件	36.7%

卒業認定の基準・方法に関しては、「情報経営イノベーション専門職大学学則」第 50 条に「学長は、本学に 4 年以上在学し、所定の単位を修得し、「教授会」の議を経て卒業することを認められた者に対して卒業を認定する」と定めている。また、卒業要件単位数は、同第 43 条別表 2 に規定し、基礎科目：20 単位以上（必修科目：12 単位、選択必修科目：6 単位以上、選択科目：2 単位以上）、職業専門科目：82 単位以上（「経営」科目群必修科目：50 単位、「情報通信技術」科目群必修科目：18 単位、「経営」科目群選択必修科目：4 単位以上、「情報通信技術」科目群選択必修単位：4 単位以上、選択科目：6 単位以上）、展開科目：20 単位以上（必修科目：8 単位、選択必修科目：12 単位以上）、総合科目：6 単位（必修科目）の計 128 単位以上を修得することとしている。学位授与方針に定める学修成果は、卒業要件となる授業科目における目標達成の積み重ねにより得られるものであることから、卒業認定にあたっては、「教授会」において、卒業要件となる授業科目の単位修得状況を確認することをもって、卒業認定基準を満たし、学位授与に値するかを判断している。あわせて、学位授与方針に定める学修成果のうち、「新たなサービス・ビジネスを生み出す人材を育成し、国際社会と地域社会の産業発展に貢献すること」を目的とする本学部において最も重要視すべきものとなる「経営や情報通信技術の専門的知識を体系的に理解し、国際社会と地域社会において、サービス・ビジネスを革新するために、これらの知識を応用することができる」能力の修得有無を把握するため、卒業課題の内容を確認している。「教授会」での審議の結果、卒業要件単位を修得し卒業課題の内容も十分と判断された学生に対しては、学長が卒業を認定するとともに、学則第 51 条に基づき「情報経営イノベーション学士（専門職）」の学位を授与している。令和 5(2023)年度は 142 名の学生について、卒業を認定し、学位を授与した。（以上、2-4-3）

<根拠資料>

- ・参照資料 1-1：「情報経営イノベーション専門職大学学則」（第 40 条・第 43 条別表 2・第 50 条・第 51 条）
- ・参照資料 2-1：情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「3 つのポリシー」
(<https://www.i-u.ac.jp/information/outline/policy/#diploma>)
- ・参照資料 2-5：「2023 年度情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科 シラバス」
- ・参照資料 2-32：「2023 年度版シラバス作成要領（専任教員用）」
- ・参照資料 2-33：「2023 年度版シラバス作成要領（非常勤講師用）」
- ・参照資料 2-47：「情報経営イノベーション専門職大学情報経営イノベーション学部履修規程」（第 13 条）
- ・参照資料 2-48：「情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科 インターシップ I・II ルーブリック評価」
- ・参照資料 2-49：「2023 年度後期成績登録について」（教員依頼文書）
- ・参照資料 2-50：「2023 年度後期成績疑義照会について」（教員依頼文書）

・参照資料 2-51：「2023 年度後期成績疑義照会について」（学生周知文書）

中項目	評価の視点	
5 教育課程、教育方法、学習成果の検証・改善等	2-5-1	学生の学習成果、卒業生の進路・キャリア形成状況等を踏まえ、当該専門職大学の経営情報ビジネス分野における教育課程、教育方法、学習成果を検証し、必要に応じ、改善・向上策を図っていること。
	2-5-2	経営情報ビジネス分野の教育課程、教育方法、学習成果を検証し、教育課程及びその内容、方法の改善・向上を図るにあたっては、卒業生、実習先・就職先など関連する企業及びその他組織の意見や在学生の意見を勘案するなど、多角的、継続的な視点に立つ工夫をしていること。

<現状の説明>

情報経営イノベーション学部では、「FD・SD 委員会」による「授業改善アンケート」の実施、「デベロップメントセンター」による実習先企業等に対するアンケートの実施、「学務委員会」による「卒業時アンケート」の実施等を通じて、教育効果、教育方法の妥当性、学修成果等の検証を行っている。

「FD・SD 委員会」が実施する「授業改善アンケート」は、当初、「授業評価アンケート」との名称で実施していたが、授業を受けた学生の意見を各教員が授業内容・方法等の改善に活用することをより明確にするため、令和 4(2022)年度から名称を改め、設問内容を再整理した。設問は学修目標の達成度、授業における学生自身の貢献度、受講態度、学修内容の必要性、学修内容の難易度、学修内容の分量、理解促進を図る授業運営上の工夫、学修意欲向上を図る授業運営上の工夫、学生同士の協働を促進する授業運営上の工夫、履修推奨度、良い点、改善点について、受講した学生の評価、意見・要望を確認するものとしている。実施時期は、前期・後期の各学期末とし、「インターンシップⅠ・Ⅱ」を除き、すべての授業科目を対象としている。【参照資料 2-52】アンケート結果は、「FD・SD 委員会」で集計の上、全体の分析結果を各学期末に実施する「FD 研修」で全教員に共有するとともに、各授業科目の結果は、担当教員に個別フィードバックし、授業内容・方法等の改善に活用している。

【参照資料 2-53】【参照資料 2-54】【参照資料 2-55】【参照資料 2-56】【参照資料 2-57】【参照資料 2-58】例えば、授業科目「アカウンティング入門」は、令和 4(2022)年度に単位修得率が前年度の 74%から 52%に落ち込み、当該アンケートにおいても、ほぼすべての設問で全体平均を下回る結果となった。そのため、まずは学修目標の達成度向上、学修内容の理解促進に重点を置くこととし、引き続き会計学の基本となる簿記の学修を重視した授業構成とするとともに、学生の興味・関心を喚起し、かつ、より効果的に理解を促すため、実例を用いた講義を展開するよう改めた。その結果、令和 5(2023)年度は単位修得率が 71%に改善し、当該アンケートにおいても学修目標の達成度及び理解促進を図る授業運営上の工夫に係る評価は、全体平均と比べても遜色ない水準となっている。また、授業科目「比較宗教論」

では、令和 5(2023)年度のアンケートにおいて、授業における学生自身の貢献度及び学生同士の協働を促進する授業運営上の工夫に係る評価が全体平均を大きく下回る結果となった。加えて、改善点としても複数の学生から授業内でのグループワークの充実について要望があった。そのため、より教育効果を高められるよう、令和 6(2024)年度はグループワークを重視して授業を組み立て、学生同士が協働して学修できる授業運営に改めることを予定している。(以上、2-5-1)

本学部における実践力育成の中心的な役割を担い、臨地実務実習を行う授業科目である「インターンシップⅠ・Ⅱ」については、実習先企業等の意見を踏まえつつ、その教育効果、運営方法の妥当性等を検証するため、「デベロップメントセンター」において、臨地実務実習に係る実習先企業等に対するアンケートを実施している。当該アンケートでは、実習の全体的な満足度、実習の教育目的の達成度、実習期間、実習時期、実習生に対する満足度、実習生のマッチ度、事前指導の妥当性、巡回指導の妥当性等についての評価・意見を確認している。令和 5(2023)年度に実施した当該アンケートについて、「実践活動の場での課題発見・解決を通して、システム開発やビジネスにおいて新規提案・実装するために必要とされる専門的知識と実務との統合を図ることで、イノベーション人材としてのスキルを修得させる」という実習の教育目的の達成度を問う設問においては、肯定的な回答:63%、中間的な回答:26%、否定的な回答:12%となっており、単位修得率も「インターンシップⅠ」:96%、「インターンシップⅡ」:98%であることから、教育目的は概ね達成されていることを確認している。その一方、実習先企業等から「学生の現状のスキルセットでは『イノベーション人材』という言葉まで到達できるとは言えない」「『イノベーション人材としてのスキル修得』というレベルに持っていくには、インターン開始時のファンダメンタルズが少し足りない」等の意見もあり、実習実施前に情報処理システムの開発や新規サービス・ビジネスの提案等に必要な知識・技能を如何に修得させるかなど、教育課程全体としての課題についても明らかになった。また、実習期間についても適切との回答が 69%となっているものの、特に前期配当の「インターンシップⅠ」、後期配当の「インターンシップⅡ」の両科目を通して協力を得ている実習先企業等からは「夏休みなどの期間があると、業務に中断期間が生じることにより、学習の場及び業務においても少し不便さを感じる」「2ヶ月+2ヶ月の実習では、中途半端な指導にとどまってしまうため(中略)4ヶ月連続して実習ができると良い」、「学生と会社のマッチングという意味では2ヶ月で十分ですが、一つの小さなプログラムをきちんと着地させるという意味では、ちょうどよいか、やや短い(3ヶ月くらいが適切)」等の意見があり、教育効果を高める上で、実習期間や教育課程上の配置を見直す余地があることを認識している。【参照資料 2-59】実習先企業等からの意見により把握した課題等については、今後、教育課程全体の見直しを行う中で改善していくことを検討している。

令和 5(2023)年度に本学部の完成年度を迎えたことに伴い、教育課程全体を通しての教育効果、学修成果、学生の意見などを確認するため、「学務委員会」において、卒業時アンケートを実施した。当該アンケートでは、大学生生活全般、学修、課外活動、進路・キャリア支援の4項目に大別して設問を設定し、大学生生活全般の満足度、大学生生活を通じた成長実感、学修達成度、学修内容の満足度、学修への取組状況、学修支援の充実度、課外活動の取組状況、課外活動支援の充実度、進路満足度、進路適合度、キャリア支援の充実度などについて

確認した。【参照資料 2-46】

学修達成度は、学位授与方針に定める 15 の能力について、それぞれの習熟度に係る自己評価を 5 段階で選択回答させた。その結果として、基礎科目の学修を通じて修得を目指す「職業的自立を図る能力」に分類される 3 つの能力については、「非常に身に付けることができた」・「ある程度身に付けることができた」と肯定的な回答をした学生が 70%を超えている。同様に、職業専門科目のうち、「経営」科目群の学修を通じて修得を目指す「経営に関する知識・スキル」に分類される 4 つの能力においても、概ね 70%以上の学生が肯定的に回答している。一方で、「情報通信技術」科目群の学修を通じて修得を目指す「情報通信技術に関する知識・スキル」に分類される 5 つの能力においては、肯定的な回答が最も高いものでも 60%に止まっており、特にプログラミング・ソフトウェア構築に係る知識・技能、ネットワーク・情報セキュリティに係る知識・技能について、肯定的に回答している学生は 50%程度である。展開科目の学修を通じて修得を目指す「国際的コミュニケーション能力」に分類される 2 つの能力においては、グローバルビジネスの現場で説明・討論等を行う能力について、肯定的に回答した学生は 59%に止まるものの、異文化・各種業界理解については、68%の学生が肯定的に回答している。基礎科目、職業専門科目、展開科目の学びを統合し本学部の教育課程の集大成となる「総合科目」の学修を通じて修得を目指す「時代の変化に対応するビジネスの総合力」については、63%の学生が肯定的に回答している。

また、本学部の教育内容に係る入学時の期待に対する評価については、「期待以上または期待どおりだった」「ある程度期待どおりだった」との回答が 54%に止まっている。その一方、学修内容の満足度については、「満足」「どちらかと言えば満足」と回答した学生が 77%、「授業には意欲的に取り組みましたか？」との設問に対しては、「はい」と回答した学生が 71%となっている。さらに、進路満足度については 86%、進路適合度については 82%の学生が肯定的に回答している。

当該アンケートの結果を踏まえると、教育課程について、入学時とのギャップは存在するものの、学修内容の満足度は高く、授業に意欲的に取り組んだ学生も多いことから、学生の興味・関心に応じて、学修意欲を喚起する教育内容を提供できているものと認識している。また、進路満足度・進路適合度ともに高い水準となっており、令和 5(2023)年度卒業生における就職希望者の就職率は 97.5%であるほか、学修成果を活かし起業や大学院進学を果たした学生もいる。【参照資料 2-60】【参照資料 2-61】【参照資料 2-62】加えて、総合的に見れば、学位授与方針に定める学修成果の達成度に係る自己評価も妥当な水準であることから、概ね教育目的に沿った教育成果をあげられているものと認識している。

しかしながら、学位授与方針に定める学修成果について、「情報通信技術に関する知識・スキル」の習熟度に係る学生の自己評価が相対的に低い傾向にあることから、情報科学関連の学修をより充実させられるよう、教育課程の改正を検討している。また、教育課程、教育方法、学修成果の検証は、各委員会・センターが所管する事項について、それぞれの観点で実施しており、必ずしも学位プログラム共通の考え方や尺度が確立されていないこと、学位プログラム全体として、履修科目、単位修得状況、成績評価などの客観データと学生や協力企業等へのアンケート結果などの主観データを組合わせた分析までには至っていないことから、より組織的に教育効果や学修成果を検証し、教育課程、教育方法等の改善に繋がれるよう、アセスメント・ポリシーの策定に向け、検討を進めている。(以上、2-5-2)

<根拠資料>

- ・ 参照資料 2-46 : 「2023 年度卒業生卒業時アンケート結果」
- ・ 参照資料 2-52 : 「学生による『授業改善アンケート』実施のお願い・実施要領（2023 年度後期）」（教員依頼文書）
- ・ 参照資料 2-53 : 「2023 年度前期授業改善アンケート選択肢回答結果のまとめ」（令和 5(2023)年 9 月 20 日開催教職員全体会議資料）
- ・ 参照資料 2-54 : 「2023 年度後期授業改善アンケート選択肢回答結果のまとめ」（令和 6(2024)年 3 月 27 日開催教職員全体会議資料）
- ・ 参照資料 2-55 : 「2022 年度前期授業改善アンケート結果」
- ・ 参照資料 2-56 : 「2022 年度後期授業改善アンケート結果」
- ・ 参照資料 2-57 : 「2023 年度前期授業改善アンケート結果」
- ・ 参照資料 2-58 : 「2023 年度後期授業改善アンケート結果」
- ・ 参照資料 2-59 : 「2023 年度臨地実務実習に対する振り返りアンケート結果（実習先企業対象）」（抜粋）
- ・ 参照資料 2-60 : 情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「進路・起業状況データ」(<https://www.i-u.ac.jp/career/results/entrepreneur/>)
- ・ 参照資料 2-61 : 情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「進路・就職状況データ」(<https://www.i-u.ac.jp/career/results/employment/>)
- ・ 参照資料 2-62 : 情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「進路・進学状況データ」(<https://www.i-u.ac.jp/career/results/graduate/>)

基準 2 教育課程、教育方法、学習成果の現状に対する自己点検・評価

(1) 長所と問題点

【長所】

1. 情報経営イノベーション学部では、学位授与方針において、「職業的自立を図る能力」、「経営に関する知識・スキル」、「情報通信技術に関する知識・スキル」、「国際的コミュニケーション能力」、「時代の変化に対応するビジネスの総合力」に大別し、学生が身に付けるべき 15 の具体的な能力を定めることで、卒業認定・学位授与にあたり学生に期待する学修成果を明確に示している。【参照資料 2-1】
2. 学位授与方針に定める 15 の能力をどのような教育課程により、どのような教育内容・方法をもって養成し、その学修成果をどのように評価するのかを教育課程の編成・実施方針として定め、当該方針に基づき、順次性のある体系的な教育課程を編成している。【参照資料 2-1】【参照資料 2-4】

3. 各授業科目において、その目的や到達目標を踏まえ、適切な授業形態を採用し授業を実施している。加えて、実務経験のある外部講師による講話・指導、グループ学習、グループ討議、ケーススタディ、プレゼンテーション等の授業方法を取り入れるなど、学生の主体性を引き出し、専門職大学としてより効果的に実践力を育成するための教育上の工夫を行っている。【参照資料 2-5】【参照資料 2-21】
4. 各授業科目における学修成果の積み重ねが学位授与方針に定める 15 の能力の獲得に繋がることから、各授業科目においては、その到達目標の達成度を適切に測定するための具体的な成績評価方法と評価割合を設定し、シラバスにおいて学生に明示した上で、公正かつ厳正に成績評価を行っている。特に、実践教育の要となる臨地実務実習を実施する「インターンシップⅠ・Ⅱ」においては、多様な企業等で学生が実習を行うことを踏まえ、ルーブリック評価を導入している。【参照資料 2-5】【参照資料 2-48】これにより、成績評価の標準化を図り到達目標の達成度を適切に把握している。
5. 本学初の卒業生となる令和 5(2023)年度卒業生に対して実施した卒業時アンケート(以下、本項において「卒業時アンケート」という。)においては、学修内容の満足度を問う設問について、肯定的な回答が 77%を占めた。加えて、「授業には意欲的に取り組みましたか?」との設問に対しては、71%の学生が「はい」と回答しており、学生の興味・関心に応じて、学修意欲を喚起する教育内容を提供できていると言える。【参照資料 2-46】
6. 卒業時アンケートにおいて、学位授与方針に定める 15 の能力の修得状況に係る学生の自己評価を確認したところ、総合的に見れば、妥当な水準となっており、かつ、令和 5(2023)年度卒業生のうち就職希望者の就職率が 97.5%であるほか、学修成果を活かし起業や大学院進学を果たした学生もいることから、概ね教育目的に沿った教育成果をあげている。【参照資料 2-46】【参照資料 2-60】【参照資料 2-61】【参照資料 2-62】

【問題点】

1. 卒業時アンケートにおいて、学位授与方針に定める 15 の能力の修得状況に係る学生の自己評価を確認したところ、総合的に見れば、妥当な水準であった一方、「情報通信技術に関する知識・スキル」に分類される 5 つの能力、とりわけプログラミング・ソフトウェア構築に係る知識・技能、ネットワーク・情報セキュリティに係る知識・技能については、他の能力に比べ、修得できたと感じている学生が低い水準であった。【参照資料 2-46】また、臨地実務実習の協力企業等に対して行ったアンケートにおいても「イノベーション人材」にまで到達するには、学生の能力が不足しているとの指摘を受けている。【参照資料 2-59】さらに、教育課程連携協議会からは、例えば「グローバルコミュニケーション」科目群において、英語以外の言語圏に係る教育を行うことの必要性について提言されている。【参照資料 2-10】令和 5(2023)年度までは、設置計画履行期間であったため、設置計画の確実な履行に努めてきたが、今後は各種アンケートや教育課

程連携協議会の提言などから明らかになった課題を教育課程の編成・実施に反映していく必要がある。

2. 学生が円滑に学修を進めることができるよう、教育課程の編成・実施方針において、学生生活に関する目標やその達成状況、学修成果は、学修ポートフォリオを作成して学生自身が管理することとしている。【参照資料 2-1】しかしながら、現状、学修ポートフォリオの整備には至っておらず、令和 7(2025)年度からの運用開始に向け、導入を進めている段階である。学生が 4 年間を通じて自身の学修達成状況を確認しつつ、学位授与方針に定める 15 の能力の修得に向け、着実に学びを深めることができるよう学修ポートフォリオにより学修成果を可視化することが急務である。
3. 学修支援の一環として全専任教員によるオフィスアワーを設定し、学生からの授業内容に関する質問や学習方法、予習・復習等に関する相談を受け付けるとともに、希望する進路の実現に向けた助言や履修指導を行っている。各専任教員がオフィスアワーとして学生からの相談等を受け付ける曜日・時間帯は、学期始めに取りまとめの上、学生に周知しているものの、卒業時アンケートにおいては、「卒業まで授業に関する学習を進める上で、オフィスアワーを積極的に活用しましたか？」との設問に対し「はい」と回答した学生は、24%に止まっている。【参照資料 2-42】【参照資料 2-43】【参照資料 2-46】このことから、学生がより円滑に学修を進めることができるようオフィスアワーの利用促進が課題である。
4. 卒業時アンケートにおいて、「授業の予習・復習には自主的に取り組みましたか？」との設問に対し「はい」と回答した学生は 38%であり、一週間あたりの予習・復習・課題等の授業外学修への従事時間についても 6 時間未満と回答した学生が 81%を占めている。【参照資料 2-46】単位の実質化を図り、教育効果をより一層高めるため、学生の授業外学習を促す改善策を講ずる必要がある。
5. 教育課程、教育方法、学修成果等の検証に取り組み、課題点の把握に努めているものの、検証は各委員会・センターが所管する事項について、それぞれの観点で実施しており、必ずしも学位プログラム共通の考え方や尺度が確立されていない。また、学位プログラム全体として、履修科目、単位修得状況、成績評価などの客観データと学生や協力企業等へのアンケート結果などの主観データを組み合わせた分析までには至っていない。このことから、より組織的に教育効果や学修成果を検証し、教育課程、教育方法等の改善に繋げられるよう、アセスメント・ポリシーを策定する必要がある。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けた方策

完成年度までの 4 年間の学修成果を踏まえ、明らかとなった課題の改善に取り組む。学修成果の把握（可視化）には、令和 7(2025)年度より運用を計画している学修ポートフォリオの導入を確実に挙げる。単位の実質化に向けて、学生の授業時間外学修の促進を図る改善策につ

いて、教育課程、教育環境、教授法など総合的な観点での検討を行う。臨地実務実習の実施時期やそれまでに修得させるべき知識・スキル等についても、教育課程の改訂の中で再検討する。

教育課程、教育方法、学習成果の組織的な改善を図る上で、学位プログラム共通の考え方や尺度が確立されていない。そうした点を踏まえアセスメント・ポリシーの策定が急務である。

<根拠資料>

- ・ 参照資料 2-1：情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「3つのポリシー」
(<https://www.i-u.ac.jp/information/outline/policy/#diploma>)
- ・ 参照資料 2-4：「情報経営イノベーション専門職大学 情報経営イノベーション学部 カリキュラムマップ」
- ・ 参照資料 2-5：「2023 年度情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科 シラバス」
- ・ 参照資料 2-10：「2021 年度第 1 回教育課程連携協議会議事録」（令和 3(2021)年 9 月 27 日開催）
- ・ 参照資料 2-21：「情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科 授業形態（方法）別 授業科目数」
- ・ 参照資料 2-42：「2023 年度前期オフィスアワー」
- ・ 参照資料 2-43：「2023 年度後期オフィスアワー」
- ・ 参照資料 2-46：「2023 年度卒業生卒業時アンケート結果」
- ・ 参照資料 2-48：「情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科 インターンシップ I・II ルーブリック評価」
- ・ 参照資料 2-59：「2023 年度臨地実務実習に対する振り返りアンケート結果（実習先企業対象）」（抜粋）
- ・ 参照資料 2-60：情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「進路・起業状況データ」(<https://www.i-u.ac.jp/career/results/entrepreneur/>)
- ・ 参照資料 2-61：情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「進路・就職状況データ」(<https://www.i-u.ac.jp/career/results/employment/>)
- ・ 参照資料 2-62：情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「進路・進学状況データ」(<https://www.i-u.ac.jp/career/results/graduate/>)

基準3 学生の受入れ・支援

中項目	評価の視点	
1 学生の受入れ	3-1-1	経営情報ビジネス分野の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。
	3-1-2	選抜方法及び手続をあらかじめ公表した上で、所定の選抜基準及び体制の下で適切かつ公正に入学者を選抜していること。
	3-1-3	入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。

<現状の説明>

学生の受入れ方針については、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、策定している。

本学は、学位授与方針として15の具体的な学位授与要件を掲げており、これに対応する16項目の教育課程の編成・実施方針を提示し、これに沿った教育課程を編成している。

学位授与方針は教育課程の編成・実施方針に沿った教育課程における必要な履修を経て到達できるものであり、その履修のために必要な準備性を示す「受け入れる学生像」として具体的に4つの学生の受入れ方針を提示している。

この学生の受入れ方針は、一般的に大学での履修に必要な3つの要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体性・多様性・協働性」）の習得度をベースとし、特に本学での履修に必要な基礎的な力を具体的に示した「求める学生像」である。

入試種別は、多様な個性を持つ学生の受入れの観点から「総合型選抜」「学校推薦型選抜（指定校推薦・公募制推薦）」「一般選抜」「私費外国人留学生学校推薦型選抜」「私費外国人留学生一般選抜」「特別選抜（社会人、帰国生）」を設けている。

各選抜における出題、合否判定基準は学生の受入れ方針に沿った内容において学力の3要素の習得状況が中心となるが、「一般選抜」は、AP①の主に「国語」「数学」「外国語」の3科目で必要な「知識・技能」を問い、「総合型選抜」はプレゼン型・面接型・小論文型・グループワーク型の4つの多様な方式により、主に学生のAP②～④における「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」にかかる資質を判断するものである。また、「学校推薦型選抜」では各高等学校でのAP①～④を総合的に充足する学生の推薦を依頼している。

これらの資質は、本学の特徴でもあるアクティブラーニングの場面において、必要な資質でもある。

このように本学の学生の受入れ方針は、学位授与方針に到達するための履修（教育課程の編成・実施方針）を継続していくためのスタートラインとして位置づけられ、そのための選抜方法、出題、合否判定基準を設定している。

以上の本学の入学者選抜における学生の受入れ方針（求める学生像）や求める水準や評価方法などは、「入学者選抜要項」及び大学Webサイト等で事前に説明している。【参照資料1-

1) 【参照資料 1-2】 【参照資料 2-1】 【参照資料 2-3】 【参照資料 3-1】 (以上、3-1-1)

学生の受入れ方針に基づき、入学者選抜試験の入試種別を設けている。この入試種別は、「情報経営イノベーション専門職大学入学者選抜実施規程」で定められており、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」、「一般選抜」、「私費外国人留学生学校推薦型選抜」、「私費外国人留学生一般選抜」、及び「特別選抜（社会人、帰国生）」としている。これらの入試種別は、さらに以下の通りに分けている。【参照資料 3-6】

【2023 年度入学者選抜試験】

入試種別	入試名称	選抜方法
総合型選抜	グループワーク型	グループワーク、書類審査（調査書・大学入学希望理由書）
	プレゼン型	プレゼンテーション、書類審査（調査書・大学入学希望理由書）
	小論文型	小論文、書類審査（調査書・大学入学希望理由書）
	面接型	面接・口頭試問、書類審査（調査書・大学入学希望理由書）
学校推薦型選抜	指定校推薦	面接・口頭試問・書類審査（調査書・推薦書・大学入学希望理由書）
	公募制推薦	面接・口頭試問・書類審査（調査書・推薦書・大学入学希望理由書）
一般選抜		学力試験（外国語「英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、英語表現Ⅰ・Ⅱ）」・数学「数学Ⅰ・数学A」・国語「国語総合（古文・漢文を除く）」）・調査書（証明書）
私費外国人留学生 学校推薦型選抜		面接・口頭試問・出願書類
私費外国人留学生 一般選抜		小論文、面接・口頭試問（※「法務大臣により告示されている日本語教育機関で1年以上のコースにおいて満6か月以上の日本語教育を受けたことのある者。（但し、短期滞在による学習歴は含まない）」に該当する者は日本語能力テストを付加する）・出願書類
特別選抜（社会人、帰国生）		小論文、面接・出願書類

「アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要事項」については、「入学者選抜要項」にまとめ、本学 Web サイト等で広く社会に公表している。【参照資料 3-2】【参照資料 3-3】【参照資料 3-4】【参照資料 3-5】

選抜基準については、学生の受入れ方針に基づき、入試種別にある入試方法ごとに各 AP の配点を定め、入学者選抜の合否判定を行っている。

入学者選抜実施のための適切な体制に関しては、「入学試験委員会」がその責を担っている。同委員会は、専任教員及び事務職員によって構成され、入学者選抜に関して審議を行っている。事務は、「アドミッションユニット入試事務担当」に分掌されている。【参照資料 3-7】【参照資料 3-8】

「入学試験委員会」は「情報経営イノベーション専門職大学入学試験委員会規程」で「入学者選抜試験実施方針に関する事項」、「入学者選抜試験合格者の選考及び選考方法に関する事項」及び「その他委員会が必要と認める事項」を審議することが定められている。また、なお、「情報経営イノベーション専門職大学学則」第 19 条第 5 項には、「学生の入学、卒業および課程の修了及び学籍異動に関する事項」について、最終決定者である学長に対して「教授会」で専任教員等構成員が意見を述べる事が明確に定められている。【参照資料 3-9】

公正な入学者選抜を実施するために、「試験監督要領」を作成している。これら「試験監督要領」は、入学者選抜試験の監督予定者の教職員に配付されており、統一的な業務を監督者が遂行することにより、受験生にとって公正な入学者選抜試験を実施できるようにしている。

また、「情報経営イノベーション専門職大学入学試験委員会規程」第 8 条に基づき、入学者選抜試験実施日程ごとに「入学試験実施本部」を置いている。同規程第 9 条には、「入学試験実施本部」の業務として、「試験場の設営に関する事項」、「入学試験の監督業務に関する事項」、「試験場の事務に関する事項」及び「その他入学試験の実施に関する事項」を定め、当日の業務を円滑に行えるようにしている。

入学者選抜は、定めた基準に従って採点を行ったうえで、「入学試験委員会」の議を経て、「教授会」で審議し、学長が決定している。

なお、開学来、全ての入試種別において、障害のある入学志願者に対し、事前相談を行ったうえで、合理的な配慮を行っている。さらに、新型コロナウイルス感染拡大を契機として、自宅から受験できる「オンライン入学者選抜」を一部の試験型（「総合型選抜（面接型・プレゼン型）」「学校推薦型選抜（指定校推薦・公募制推薦）」「私費外国人留学生学校推薦型選抜」）で導入している。

以上、選抜方法及び手続をあらかじめ公表した上で、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜している。（以上、3-1-2）

入学定員に対する入学者数に関して、令和 2 (2020) 年度からの年度実績は以下のとおりである。【参照資料 3-10】

【入学者数】

年度	入学定員	入学者数	入学定員充足率
2020	200	230	1.15
2021	200	229	1.14
2022	200	217	1.08
2023	200	178	0.89

令和2(2020)年度の開学からの2年間は、前述のとおり、入試合格者の歩留まりが予測困難な中、入学定員を確実に充足することを念頭に可否判定を行ったところ、入学定員充足率が、1.15倍、1.14倍と大幅に超過していた。開学3年目の令和4(2022)年度には入学定員充足率が1.08倍となり、歩留まりが一定程度予測できるようになった。しかしながら、開学3年目の令和4(2022)年度から入学者数は減少傾向にあり、令和5(2023)年度入学生は定員充足がなされていない状況となった。このため、令和5(2023)年9月に実施された「教職員全体会議」において、経営側から教学側に対して「学生募集」が最重要の課題のひとつという認識が示され、令和6(2024)年3月開催「教職員全体会議」でも改めて強調された。これを受けて、学生募集・広報活動を重視する観点から、新たに「広報委員会」を設置することとした。【参照資料3-11】

また、収容定員に対する在籍学生数の適正な管理に関しては、令和5(2023)年5月1日現在、以下のとおりである。【参照資料3-12】

【在籍学生】(令和5(2023)年5月1日現在)

学年	入学定員	在籍学生数	充足率	在学学生数
1	200	178	0.89	178
2	200	188	0.94	180
3	200	183	0.91	171
4	200	195	0.97	177
合計	800	744	0.93	706

本学は、「FD・SD委員会」(令和6(2024)年度からは「FD・SD推進室」)を置いて授業力の絶えざる向上を目指し、また、後述のとおり手厚い学生支援に努めているが、近年、退学者数が増加の傾向にあることから、「退学防止」についても、令和5(2023)年9月に実施された「教職員全体会議」で経営側から教学側に対してもう一つの最重要の課題として示された。さらに、令和6(2024)年3月開催「教職員全体会議」でも改めて強調された。退学防止は学生生活支援のみではないが、中心的な役割を担う「学生委員会」を設置(教務と学生生活の両方を担っていた「学務委員会」を機能分化)することとした。

以上、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理するために、改善を図っている状況にある。(以上、3-1-3)

＜根拠資料＞

- ・参照資料 1-1：「情報経営イノベーション専門職大学学則」（第 1 条・第 8 条・第 19 条第 5 項・第 34 条）
- ・参照資料 1-2：情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「教育の目的に関する事項」（<https://www.i-u.ac.jp/information/facts/education/philosophy/#1>）
- ・参照資料 2-1：情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「3 つのポリシー」（<https://www.i-u.ac.jp/information/outline/policy/#diploma>）
- ・参照資料 2-3：「情報経営イノベーション専門職大学 2024 年度入学者選抜要項」
- ・参照資料 3-1：「学生の受入れ方針と学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の関係性（図）」
- ・参照資料 3-2：「情報経営イノベーション専門職大学 2024 年度入学者選抜要項 学校推薦型選抜（指定校推薦）」
- ・参照資料 3-3：「情報経営イノベーション専門職大学 2024 年度私費外国人留学生入学者選抜要項（日本国外）」
- ・参照資料 3-4：「情報経営イノベーション専門職大学 2024 年度編入学選抜要項」
- ・参照資料 3-5：「情報経営イノベーション専門職大学 GUIDE BOOK 2024」
- ・参照資料 3-6：「情報経営イノベーション専門職大学入学者選抜実施規程」
- ・参照資料 3-7：「情報経営イノベーション専門職大学事務組織及び事務分掌規程」
- ・参照資料 3-8：「情報経営イノベーション専門職大学入学試験委員会規程」
- ・参照資料 3-9：「情報経営イノベーション専門職大学教授会規程」
- ・参照資料 3-10：「学校法人基礎調査票」（入学試験区分別入学志願者数等 令和 2(2020)～令和 5(2023)年度）
- ・参照資料 3-11：「委員会組織等編制の見直しについて」（令和 6(2024)年 1 月 24 日開催教授会資料）
- ・参照資料 3-12：「学校基本調査」（学部学生内訳票 令和 2(2020)～令和 5(2023)年度）

中項目	評価の視点	
2 学生支援	3-2-1	学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する方針を明示していること。
	3-2-2	学生支援に関する方針に基づき、組織体制を整備し、機能させていること。
	3-2-3	適切な体制で障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。
	3-2-4	適切な体制で卒業後の進路・キャリア形成に関する相談・支援が行われていること。
	3-2-5	適切な体制で在学生の課外活動等に対する必要な支援を行っていること。

＜現状の説明＞

本学設置法人の「学校法人電子学園」が定める「行動指針」は10の指針がある。【参照資料 3-13】そのうち、「①学生の成長を一番の喜びと考え、愛情と熱意をもって学生を導きます。」及び「⑨常に学生の模範となります。」が学生に関わる指針である。現在、「行動指針推進プロジェクト」が中心となり、教職員に対して、この行動指針の周知徹底に努めている。

【参照資料 3-14】

また、「教育課程」「学生生活」「奨学金」等、各種学生支援に関わる事項を「学生便覧」にまとめ、学生に配付している。【参照資料 2-2】

以上のとおり、「行動指針」で学生に関わる指針を示し、「学生便覧」には具体的に各種学生支援に関わる事項をまとめ学生に周知がなされている。しかし、「行動指針」は抽象度が高く、また、「学生便覧」として学生支援に関する情報の提供がなされているものの「学生支援に関する方針」としてまとめられておらず、より明確にする必要がある。このことから、その策定に関して「学務委員会」で審議がなされた。令和6(2024)年度に、新たに設置される「学生委員会」が中心となり、「学生支援に関する方針」を策定することになっている。

【参照資料 3-15】（以上、3-2-1）

学生支援のうち、修学支援に関しては、「学務委員会」（令和6(2024)年度からは「教務委員会」）がその責を担っている。【参照資料 3-16】同委員会は、専任教員及び事務職員によって構成され、修学支援に関して審議を行っている。事務は、「マネジメントユニット教務担当」（令和6(2024)年度からは「アドミニストレーションユニット」に移管）に分掌されている。【参照資料 3-7】具体的な支援は、教員及び「マネジメントユニット教務担当」が行っている。修学支援のうち、補助的な役割については、学生の担任業務を行っている「マネジメントユニット学生支援担当」が担っている。また、臨地実務実習支援に関しては、「デベロップメントセンター」の業務となっている。【参照資料 3-17】

具体的な取り組みについては、前述のとおり、シラバスの作成・活用のほか、学生の円滑な学修を支援するため、履修ガイダンスの開催、教員によるオフィスアワーの設定、「マネジメントユニット学生支援担当」事務職員による定期学生面談などを行っている。

学生支援のうち、生活支援に関しては、「学務委員会」（令和6(2024)年度からは「学生委員会」）、がその責を担っている。同委員会は、専任教員及び事務職員によって構成され、生活支援に関して審議を行っている。事務は、「マネジメントユニット学生支援担当」に分掌されている。その他、「保健管理センター」（「保健室」）「学生相談室」が対応している。具体的には、「経済的支援」「学生の心身の健康保持・増進」を実施している。【参照資料 3-18】

【参照資料 3-19】

「経済的支援」が必要な学生に関しては、以下の取り組みを行っている。

（1）優秀な学生への支援

特待生制度を設け、学業や課外活動において優秀な学生を「iU A 特待生」（100万円）・「iU B 特待生」（50万円）・「iU C 特待生」（20万円）のいずれかに認定し、授業料の減免又は奨学金の支給を行い、経済的負担を軽減することで更なる修学意欲の向上を図って

いる。令和 5(2023)年度では、第 2 学年から第 4 学年に募集を行い、88 名の申込者の内、54 名を採用した。第 1 学年については入学試験時に選考を行っている。採用後にも引き続き特待生としての活動を促すため、1 年間の活動報告をすることを必須としており、その報告の場である特待生報告会を経て、学生 80 名に対して総額 2,090 万円の免除や支給をした。【参照資料 3-20】【参照資料 3-21】

(2) 多様な学生に対応するための休学时学費減免

休学をする場合でも施設維持費の納付が必要であるが、本学は起業を奨励しており、起業した結果、一時休学をしてその活動に注力する学生がいることや、心身の不調により休学を余儀なくされる学生がいることなどを鑑み、休学時の施設維持費の負担を軽減させることで就学をより継続しやすくするため、年間休学の場合で施設維持費 12 万円 (20 万円の減免)、半期休学の場合で 22 万円 (10 万円の減免) としている。また、兵役が必要な留学生については、大学施設等の利用ができないことから、施設維持費の全額 32 万円を減免し、学費の負担が無いようにしている。【参照資料 3-22】

(3) 日本学生支援機構等の団体が運営する奨学金の活用

日本学生支援機構の貸与奨学金に加え、高等教育の修学支援新制度における確認大学となり、日本学生支援機構の給付奨学金と授業料等減免を行っている。【参照資料 3-23】この授業料等減免の支給は、学費等納付金の納付後に返還を行う方法を原則としているが、特に学費等納付金の支弁が難しい世帯から要望があった場合は、納付額からあらかじめ控除することを許可しており、必要資金額を軽減させることで負担の軽減をしている。日本学生支援機構を始めとした各種奨学金の募集や手続きの周知においては、より広く学生に情報を届けることを目的に、学内に設置する電子掲示板やオンライン上の掲示板ツール (UNIPA)、教職員用チャットツール (slack)、X、Instagram、Facebook、YouTube など、複数の媒体を活用して行っている。【参照資料 3-24】また、文章による告知のみならず、20~50 秒程の動画を積極的に使用しており、YouTube 等の動画に慣れた若年層向けの告知方法を採用している。これらの告知手段は、エイブル文化振興財団や G7 奨学財団、キーエンス財団などの日本学生支援機構以外の奨学金の周知にも活用しており、学生の機会確保にも役立てている。

(4) 社会情勢の変化に対応した支援

本学が開学した令和 2(2020)年には、新型コロナウイルス感染症が流行しており、世帯収入や学生自身のアルバイト収入の大幅な減少が見込まれ、また、その後には物価高の進行により学生生活への経済的な影響が顕著となっている。このことから、修学の継続を支援するために、自己資金と助成金等制度を使用して支援を行った。令和 2(2020)年度には、学生 229 名に対して緊急支援給付金を総額 687 万円支給し、また、食費支援として学食 (「iU Café」) で使用できる食券を在学生 226 名へ支給し、総額 20 万円の支援をしている。令和 4(2022)年度には、物価高に対する経済対策支援のため、在学生 591 名を対象に学食 (「iU Café」) で使用できる食券を配布し、総額約 111 万円の支援をした他、JEES 等が運用する「JEES・MUFG 緊急支援奨学金」と「JEES 留学生奨学金 (コロナ特別枠)」の受給希望者の募集と推薦を行い、学生に 160 万円が支給されている。【参照資料 3-25】【参照資料 3-26】【参照資料 3-27】【参照資料 3-28】

「学生の心身の健康保持・増進」については、「保健管理センター」(「保健室」)、「学生相

談室」が取り組みを行っている。

(1)「保健管理センター」(保健室)

「保健管理センター」(「保健室」)では、学生が安心して大学生活を過ごせるよう、学生の健康の保持・増進のために、健康相談、受診相談、ケガや体調不良の応急処置、休養時のベッド提供等を行っている。「保健管理センター」(「保健室」)には看護師を配置し、いつでも利用できるよう、月曜日から金曜日まで開室している。入学時の学生全員に対して、学校生活を送るにあたり、健康上問題となりうる事項を「健康管理カード」に記載してもらっている。健康上問題となりうる事項の記載があった学生に対しては、個別面談を行っており、学生の健康状態を把握している。必要に応じて、本人の許可を得て、学生の担任を務める「マネジメントユニット学生支援担当」に情報共有している。また、「保健管理センター」(「保健室」)では、学校保健安全法に基づき、全学生対象に毎年度「定期健康診断」を実施している。病気の早期発見・早期治療・早期予防に努め、学生が自己健康管理できるよう役立てている。さらに、「保健管理センター」(「保健室」)は、何らかの心理的・精神的な問題があると思われる学生を「学生相談室」へ繋げる橋渡しの役割も担っており、「学生相談室」のカウンセラーとの情報共有を行っている。障がいのある学生に対しては、トイレ介助、食事介助、授業の準備介助など、個人の状況に合わせて支援を行い、学校生活が円滑に送れるようサポートしている。【参照資料 3-29】【参照資料 3-30】【参照資料 3-31】【参照資料 3-32】【参照資料 3-33】

(2)「学生相談室」

「学生相談室」では、学生がより良い大学生活を送れるよう、学生の心理的安定や成長のために、心の健康調査、心理相談や「学生相談室」主催のイベント等を行っている。学生相談室には臨床心理士・公認心理士の資格を有するカウンセラーを配置し、水・木曜日(10:40～18:00)に開室している。入学時の学生全員に対しては、入学時オリエンテーションにて学生相談室の案内を行い、併せて大学生のメンタルヘルスを測るための「UPI 健康調査」を実施している。「UPI 健康調査」において必要があると考えられる学生に対しては、早期コンタクトを行い、学生の支援に繋げている。必要に応じて、本人の許可を得て、担任を務める「マネジメントユニット学生支援担当」や「保健管理センター」(「保健室」)と情報共有している。令和3(2021)年度からは、来室・電話・メールに加え、オンラインによる相談方法を取り入れるとともに、学生の心身の健康意識及び健康状態の向上を目的としたプロジェクトである「スイミープロジェクト」も開始した(「保健管理センター」(「保健室」)との合同プロジェクト)。具体的には、令和4(2022)年12月に「マインドフルネスヨガ」、令和5(2023)年11月に「スポーツ鬼ごっこ『テイルハンター』」と睡眠に関する講演会(講師招聘)、令和6(2024)年1月に自己分析に関する講演会を実施した。これら以外にも、相談利用促進ためのイベントとして、令和5(2023)年5月に「第1回映画鑑賞会」、同年6月に「コミュカ up 講座」、同年11月に「動物ふれあいミニイベント」、令和6(2024)年1月に「第2回映画鑑賞会」を実施した。【参照資料 3-34】【参照資料 3-35】【参照資料 3-36】【参照資料 3-37】【参照資料 3-38】【参照資料 3-39】

学生支援のうち、「卒業後の進路・キャリア形成に関する相談・支援」に関しては、「デベロップメントセンター」がその責を担っている。同センターは、専任教員及び事務職員によって構成され、進路支援に関して審議を行っている。事務は、「マネジメントユニットキャ

リア支援担当」に分掌されている。具体的な支援は、教員及び「マネジメントユニットキャリア支援担当」が行っている。また、「進学」に関しては、「マネジメントユニット教務担当」（令和6(2024)年度からは「アドミニストレーションユニット」に移管）も教務的観点による支援を行っている。「卒業後の進路・キャリア形成に関する相談・支援」に関する具体的な取組みについては、後述する。（以上、3-2-2）

「多様な学生に対する支援」に関しては、「障がいのある学生」「海外からの留学生」に対して、以下の取組みを行っている。

「障がいのある学生」に関しては、「障がい学生支援の基本方針」に基づき、「情報経営イノベーション専門職大学障がい学生支援に関する規程」を定めて、合理的配慮の提供等を行っている。具体的には、学生の相談・申出により、「マネジメントユニット学生支援担当」が面談を行い、配慮希望の有無を確認したうえで、「学務委員会」で審議し、合理的配慮の提供を授業科目担当者に求める、という流れである。その他、「保健管理センター」（「保健室」）配属の看護師が、障がいのある学生に対するトイレ介助等を行っている（前述）。【参照資料 3-40】【参照資料 3-41】【参照資料 3-42】【参照資料 3-43】

「海外からの留学生」に関しては、令和6(2024)年度入学生から、「奨学生制度」を創設した。具体的には、令和6(2024)年度入学生のうち、私費外国人留学生に対するものであり、「本学の国際化推進、入学定員の確実な充足、退学防止に資するものとして、学業・課外活動の奨励を目的に、学業及び課外活動に積極的であり、かつ、他の学生の模範となる品行方正な私費外国人留学生に対し奨学金を給付する奨学生制度」である。対象者は、「私費外国人留学生選抜（学校推薦型・一般）」合格者であり、各年度1人、4年間の総額200万円とした。私費外国人留学生奨学生制度の実績としては、令和6(2024)年度は3人であった。【参照資料 3-44】【参照資料 3-45】

このように、本学では、「障がいのある学生」や「海外からの留学生」に多様な学生に対する支援を適切な体制の下、行っている。（以上、3-2-3）

本学における「卒業後の進路・キャリア形成に関する相談・支援」には、「臨地実務実習を始めとするインターンシップ」に関する教育支援、「自己実現、就職活動」のための教育支援、「起業」のための教育支援に大別される。それに対応して、「デベロップメントセンター」を3つのサブグループに分け、それぞれの活動目標をさらに明確にしている。【参照資料 3-46】【参照資料 3-47】

「就職」に関しては、前期臨地実務実習（「インターンシップⅠ」）前の令和4(2022)年4～5月に3年生全員に進路希望調査、個別のキャリア面談を実施した。また、臨地実務実習（「インターンシップⅠ」）以降、キャリア相談制度を導入し、就職支援経験のあるイノベーションマネジメント局職員3名にて個別相談の機会を設け、就職支援を実施した。「就職ガイダンス」に関しては、計3回「キャリアガイダンス」を開催することで、就職希望動向を把握するとともに就職活動支援を行った。さらに、学生が所属する総合理論演習担当教員と連携して就職・進路指導を実施し、各時点での進路・就職活動状況を把握した。「インターンシップ先の紹介」に関しては、授業科目としての臨地実務実習があるために他企業で実施する時間を確保することが困難であったため、臨地実務実習終了後もその企業で引き続き

インターンシップが継続できる場合に承諾した。

さらに、下記サービスを提供することで、学生の就職活動を円滑に行えるように支援をしている。(1) 就活講座の提供、(2) 就活情報の提供、(3) 就活支援全般、(4) サポート体制という4つの就職支援施策を実施している。

(1) 就活講座の提供

就職活動に関する基本的な講座から、客員教員・外部講師を招いた就活ノウハウを伝達する講座まで、就職活動に関する一般的な知識のみならず、本学学生に特化した知識まで幅広い観点の講座を本学の学生限定で開催している。客員教員曾和利光氏を講師に招き、就活戦略会議を開催し、全3回で44名の学生が参加した。外部講師を招き実施した就職力アップ講座は、2日間講義を行い7名の学生が参加した。

(2) 就活機会の提供

本学の学生限定のサイトによるストック型情報発信や個別の企業説明会を実施し、学生に就職活動の機会を提供している。また、学校法人電子学園が運営する日本電子専門学校が主催する合同企業説明会への参加機会の提供を行っている。

(3) 就活支援全般

企業の面接にあたっては、履歴書・エントリーシートが要求されるため、その適切な書き方を学生に指導するとともに、個別に添削を行っている。さらに、模擬面接などの個別支援も行っている。

(4) サポート体制

民間企業での人事採用経験者や教育機関で学生の就職支援を行ってきた就職支援のプロである「イノベーションマネジメント局マネジメントユニットキャリア支援担当」、各ゼミ教員・客員教員が、個別相談等のサポートを行っている。

これらの施策を実施することで、卒業生における就職希望者の就職率 97.5%を達成することができた。継続して、適切な体制で卒業後の進路・キャリア形成に関する相談・支援を行っている。【参照資料 3-48】【参照資料 3-49】

「起業」については、下記施策を実施し、起業を志す学生に対し支援を行っている。
【参照資料 3-50】

(1) セミナーの実施

令和5(2023)年度、創業の際に優遇措置を受けることが可能となる墨田区の特定創業支援等事業のセミナー『iU スタートアップゼミ』を開催した。専任教員4名を講師として、全4回の講義を実施し、本学の学生31名、一般参加者18名の計49名が参加した。【参照資料 3-51】

(2) 専門家への相談制度

弁護士や社会保険労務士を含む計4名の専門家へ相談できる機会を作り、希望する学生が無料で相談することを可能とした。令和5(2023)年度は、8名の学生が相談を受け、起業や起業の準備活動へ寄与した。【参照資料 3-52】

(3) 情報提供

自治体、企業等と連携し、創業支援機関、ピッチコンテスト、アクセラレーションプログラムや施設等の情報提供を行った。また、起業説明会を本学で起業する学生と共同で開催し、起業に関心を持つ学生35名が参加した。(以上、3-2-4)

「課外活動」に関しては、「学務委員会」（令和 6(2024)年度からは「学生委員会」）がその責を担っている。同委員会は、専任教員及び事務職員によって構成され、課外活動も含め学生生活支援に関して審議を行う定めとなっている。事務は、「マネジメントユニット学生支援担当」に分掌されている。学生活動を支援し、学生の交流機会を確保するため、本学では、委員会活動・サークル活動・地域貢献活動を中心に、多様な施策を講じている。

学友会の委員会活動の支援については、運営補助をしている。

サークル活動の支援については、各公認団体に対する日常的な運営支援を行っており、支援の一環として、活動内容について、各団体からの届け出に基づき活動状況を学内に周知している。【参照資料 3-53】

学生が企画運営を行う「iU フェス」（学園祭）については、運営の補助をしている。毎年度、学年暦上、学園祭当日及び準備片付け期間を休講にするとともに、教室や備品を貸出している。【参照資料 3-54】また、学園祭に関わる予算の一部を補助しており、令和 5(2023)年度は、年度予算 150 万円を充てた。主には、広告宣伝のためのパンフレット費用約 22 万円やバンド演奏のための機材代約 91 万円、運営スタッフのための無線通信機代約 12 万円について、本学から支出し、「iU フェス」運営に係るコスト面を支援した。

地域貢献活動については、墨田区と学生及び本学が共同し、地域住民に必要なニーズや課題を基に、墨田区の部署ごとに抽出し個々のプロジェクトという形をとって解決にあたっている。学生の若々しいエネルギーと知識を持って対応することで資源の提供を促している。学生が地域貢献活動を通じて地域社会に積極的に関与することで、普段接することの無い世代との交流や早い段階での企業、自治体との協働により学生の成長を促すと共に地域の結束力の向上に寄与している。【参照資料 3-55】

なお、これらの課外活動は、「情報経営イノベーション専門職大学学生表彰規程」に基づき、表彰候補者の対象となり、より多くの学生の意欲を高めることができるようにしている。【参照資料 3-56】

以上、学友会活動・サークル活動・地域貢献活動等、課外活動について、その充実のために適切に支援している。（以上、3-2-5）

<根拠資料>

- ・ 参照資料 2-2 : 「2023 年度学生便覧」（30 頁）
- ・ 参照資料 3-7 : 「情報経営イノベーション専門職大学事務組織及び事務分掌規程」
- ・ 参照資料 3-13 : 「職員行動指針作成報告」（平成 31(2019)年 3 月 28 日学校法人電子学園総務部）
- ・ 参照資料 3-14 : 「行動指針推進プロジェクト MTG 記録」（令和 3(2023)年度学校法人電子学園）
- ・ 参照資料 3-15 : 「学生支援に関する方針の策定について」（令和 6(2024)年 3 月 27 日学務委員会資料）
- ・ 参照資料 3-16 : 「情報経営イノベーション専門職大学学務委員会規程」

- ・ 参照資料 3-17 : 「情報経営イノベーション専門職大学デベロップメントセンター規程」
- ・ 参照資料 3-18 : 「情報経営イノベーション専門職大学保健管理センター規程」
- ・ 参照資料 3-19 : 「情報経営イノベーション専門職大学学生相談室規程」
- ・ 参照資料 3-20 : 「情報経営イノベーション専門職大学特待生規程」
- ・ 参照資料 3-21 : 「2023 年度特待生について」(令和 5(2023)年 5 月 24 日開催教授会資料)
- ・ 参照資料 3-22 : 「情報経営イノベーション専門職大学学費等の納付に関する規程」
- ・ 参照資料 3-23 : 「文部科学省公表 確認大学等一覧」
- ・ 参照資料 3-24 : 「奨学金情報の公開状況」
- ・ 参照資料 3-25 : 「JASSO コロナ助成金交付決定通知書」
- ・ 参照資料 3-26 : 「JEES 奨学金実績報告書」
- ・ 参照資料 3-27 : 「冠奨学金実績報告書」
- ・ 参照資料 3-28 : 「物価高に対する経済対策支援金交付決定通知書」
- ・ 参照資料 3-29 : 「2023 年度保健室利用者集計」
- ・ 参照資料 3-30 : 「2023 年度健康管理カード」
- ・ 参照資料 3-31 : 「学生面談の確認事項」
- ・ 参照資料 3-32 : 「定期学生健康診断集計」
- ・ 参照資料 3-33 : 「介助記録」
- ・ 参照資料 3-34 : 「2023 年度学生相談室活動報告」
- ・ 参照資料 3-35 : 「スイミープロジェクト (学生相談室と保健室合同プロジェクト)」
- ・ 参照資料 3-36 : 「テイルハンター開催報告書」
- ・ 参照資料 3-37 : 「2023 年度映画鑑賞会」
- ・ 参照資料 3-38 : 「2023 年度コミュ力 up 講座」
- ・ 参照資料 3-39 : 「2023 年度動物ふれあいミニイベント」
- ・ 参照資料 3-40 : 「障がい学生に対する支援の方針について」(令和 4(2022)年 7 月 24 日学長決定)
- ・ 参照資料 3-41 : 「情報経営イノベーション専門職大学障がい学生支援に関する規程」
- ・ 参照資料 3-42 : 「障がい学生支援 (支援申請書、申請フロー)」
- ・ 参照資料 3-43 : 「障がい学生支援イメージ」
- ・ 参照資料 3-44 : 「私費外国人留学生に係る奨学生制度について」(令和 5(2023)年 9 月 27 日教授会資料)
- ・ 参照資料 3-45 : 「令和 6(2024)年度入学生 : 私費外国人留学生奨学生一覧」
- ・ 参照資料 3-46 : 「2023 年度デベロップメントセンター 各チームメンバーについて」(令和 5(2023)年 4 月 28 日デベロップメントセンター運営会議資料)
- ・ 参照資料 3-47 : 「デベロップメントセンター 各チーム分担について」(令和 5(2023)年 4 月 28 日デベロップメントセンター運営会議資料)
- ・ 参照資料 3-48 : 「2023 年度就職支援施策」
- ・ 参照資料 3-49 : 「進路決定率及び就職支援施策について」
- ・ 参照資料 3-50 : 「起業支援について」(令和 5(2023)年 9 月 28 日開催デベロップメントセンター運営会議資料)
- ・ 参照資料 3-51 : 「2023 年度 iU スタートアップゼミ」

- ・参照資料 3-52 : 「2023 年度専門家への相談制度」
- ・参照資料 3-53 : 「2023 年度サークル一覧」
- ・参照資料 3-54 : 「2023 年度学年暦」
- ・参照資料 3-55 : 「2023 年度地域貢献活動一覧」
- ・参照資料 3-56 : 「情報経営イノベーション専門職大学学生表彰規程」

中項目	評価の視点	
3 学生の受入れ、学生支援の検証・改善等	3-3-1	学生の受入れ、学生支援の事項毎の効果等を確認し、改善を図っていること。学生支援については、学生等の意見を反映するしくみがあること。

<現状の説明>

学生の受入れに係る事項の効果については、「大学運営会議」の下に期限付きで設置した「教学会議」及び「自己点検評価委員会」でデータを扱った。まず、「教学会議」では、「AP ①高等学校等までの履修内容の、『国語』あるいは『日本語』を通じて、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力と、講義やゼミ、文献読解やレポート作成に必要な基礎的な能力を身に付けている。また、『英語』を通じて、国際的なコミュニケーションの修得に必要な基礎的な能力を身に付けている。同様に『数学』を通じて、情報通信技術に係る数学的思考や論理的な科目に必要となる基礎的な能力を身に付けている。」に係る高等学校在学時の評定平均及び一般選抜の各教科の素点について、分析を行った。【参照資料 3-57】【参照資料 3-58】【参照資料 3-59】また、「自己点検評価委員会」では、「大学 IR コンソーシアム学生調査」結果を公表している大学との比較表を作成し、入学生の高等学校時の状況や入学後半期の自己評価等を把握した。【参照資料 3-60】

修学支援・学生生活支援・キャリア支援等、学生支援に係る事項の効果については、「大学 IR コンソーシアム学生調査」を令和 4(2022)年度、令和 5(2023)年度に実施している。この学生調査結果は、「教学会議」「自己点検評価委員会」及び「大学運営会議」で報告している。「自己点検評価委員会」においては、令和 4(2022)年度の「大学 IR コンソーシアム学生調査」結果を調査参加大学内に共有している私立 39 大学と比較し、評価の低い項目に関して所管の委員会に改善計画の作成を求める計画を審議した。また、「学務委員会」においては、「2023 年度卒業生卒業時アンケート」を令和 6(2024)年 3 月に実施し、今後、学生の意見を反映できるよう、修学支援・学生生活支援・キャリア支援等、学生支援に係る事項を調査している。【参照資料 2-46】

以上、本学では、学生の受入れ、学生支援の事項ごとの効果等について、一部審議し、学生等の意見を反映できるよう各種調査を実施しているが、各事項の改善向上方策については、不十分であり、課題が残る。

<根拠資料>

- ・参照資料 2-46 : 「2023 年度卒業生卒業時アンケート結果」
- ・参照資料 3-57 : 「2023 年度第 3 回教学会議議事録」(令和 5(2023)年 6 月 14 日開催)
- ・参照資料 3-58 : 「入学生データ 評価平均分布」(令和 5(2023)年 6 月 14 日開催教学会議資料)
- ・参照資料 3-59 : 「一般選抜素点」(令和 5(2023)年 6 月 14 日開催教学会議資料)
- ・参照資料 3-60 : 「IR コンソーシアム (1 年生) _他大学との比較」(令和 5(2023)年 11 月 29 日開催自己点検評価委員会資料)

基準 3 学生の受入れ・支援の現状に対する自己点検・評価

(1) 長所と問題点

【長所】

1. 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受入れ方針を策定し、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法を明示している。【参照資料 2-3】【参照資料 3-2】【参照資料 3-3】【参照資料 3-4】
2. 選抜方法及び手続をあらかじめ公表した上で、所定の選抜基準及び体制の下で適切かつ公正に入学者を選抜している。
3. 入試種別としては、「総合型選抜」「学校推薦型選抜(指定校推薦・公募制推薦)」「一般選抜」「私費外国人留学生学校推薦型選抜」「私費外国人留学生一般選抜」「特別選抜(社会人、帰国生)」がある。【参照資料 3-6】多様な入学者を受入れるために、総合型選抜では、面接型、小論文型、プレゼンテーション型、グループワーク型と多様な選抜方法がとられている。入学試験委員会のもと公正・公平な入学者選抜が適切に実施している。【参照資料 3-8】
4. 障がいのある学生に対しては、「障がい学生支援の基本方針」に基づき、「情報経営イノベーション専門職大学 障がい学生支援に関する規程」を定めて、合理的配慮の提供等を行っている。【参照資料 3-40】
5. 私費外国人留学生に対して、学業及び課外活動に積極的であり、かつ、他の学生の模範となる品行方正な私費外国人留学生に対し奨学金を給付する奨学生制度を設けている。【参照資料 3-44】
6. 学生の心身の健康保持・増進に向けて、保健管理センターと学生相談室が、連携を密にとり、合同プロジェクトとして「マインドフルネスヨガ」「映画観賞会」「コミュ力 up 講座」「動物ふれあいミニイベント」などのイベントを行っている。【参照資料 3-35】【参照資料 3-36】【参照資料 3-37】【参照資料 3-38】【参照資料 3-39】

7. 優秀な学生への支援の一環として特待生制度を設け、授業料の減免又は奨学金の支給を行っている。【参照資料 3-20】
8. 社会情勢の変化に対応し、修学の継続を支援するために学食（「iU Café」）で利用できる食券を配布した。【参照資料 3-20】【参照資料 3-28】

【問題点】

1. 開学3年目の令和4(2022)年度から入学者数は減少傾向にあり、令和5(2023)年度入学生は定員充足がなされていない状況となった。
2. 退学者が増加傾向にあり、令和5(2023)年5月1日現在の収容定員を充足していない。
3. 多様な学生に対応するための休学時学費減免制度により、休学時の施設維持費の負担を軽減した結果、休学する学生への影響が懸念される。

（2）長所の伸長・問題点の改善に向けた方策

令和5(2023)年度より入学定員が充足されていない。令和6(2024)年度から、「広報委員会」を新たに設置し、教員、職員が一体となった学生募集活動を行う体制となった。「広報委員会」では、広報に関する基本方針・戦略、各種情報メディアの利用、本学Webサイトの企画・制作等に関する事項を審議する。常設委員会として、一か月に2回開催される。

また、休退学者の防止を含め学生の厚生補導に関する審議体として、令和6(2024)年度から「学生委員会」を設置した。生活指導、課外活動、福利厚生及び懲戒などについて審議する。「学生委員会」の下に、「学生相談室」「保健室」（旧「保険管理センター」）を置き、「学生委員会」との連絡を密にとり、これまで以上に合同プロジェクトを行うと共に、もれのない学生指導を行う。【参照資料 3-11】

<根拠資料>

- ・参照資料 2-3：「情報経営イノベーション専門職大学 2024 年度入学者選抜要項」
- ・参照資料 3-2：「情報経営イノベーション専門職大学 2024 年度入学者選抜要項 学校推薦型選抜（指定校推薦）」
- ・参照資料 3-3：「情報経営イノベーション専門職大学 2024 年度私費外国人留学生入学者選抜要項（日本国外）」
- ・参照資料 3-4：「情報経営イノベーション専門職大学 2024 年度編入学選抜要項」
- ・参照資料 3-6：「情報経営イノベーション専門職大学入学者選抜実施規程」

- ・ 参照資料 3-8 : 「情報経営イノベーション専門職大学入学試験委員会規程」
- ・ 参照資料 3-11 : 「委員会組織等編制の見直しについて」(令和 6(2024)年 1 月 24 日開催教授会資料)
- ・ 参照資料 3-20 : 「情報経営イノベーション専門職大学特待生規程」
- ・ 参照資料 3-28 : 「物価高に対する経済対策支援金交付決定通知書」
- ・ 参照資料 3-35 : 「スイミープロジェクト(学生相談室と保健室合同プロジェクト)」
- ・ 参照資料 3-36 : 「テイルハンター開催報告書」
- ・ 参照資料 3-37 : 「2023 年度映画鑑賞会」
- ・ 参照資料 3-38 : 「2023 年度コミュ力 up 講座」
- ・ 参照資料 3-39 : 「2023 年度動物ふれあいミニイベント」
- ・ 参照資料 3-40 : 「障がい学生に対する支援の方針について」(令和 4(2022)年 7 月 24 日学長決定)
- ・ 参照資料 3-44 : 「私費外国人留学生に係る奨学生制度について」(令和 5(2023)年 9 月 27 日教授会資料)

基準 4 教育研究実施組織等

中項目	評価の視点	
1 教員及び事務職員等の組織編制方針等	4-1-1	当該専門職大学の経営情報ビジネス分野における教育研究上の目的を達成するため、教育研究活動を推進する上で必要となる、教員及び事務職員等の組織編制方針を定めていること。また、教育研究の実施にあたり、教員及び事務職員等の適切な役割分担の下で、連携体制を確保するとともに責任体制を明確にしていること。
	4-1-2	当該専門職大学の経営情報ビジネス分野における使命・目的等を共有し、達成に向けた協働意欲を醸成するために、教職員組織等の円滑な運営と改善向上に向けた取組を行っていること。

<現状の説明>

本学は、「情報経営イノベーション専門職大学学則」が定める、教育理念、大学の目的及び学部の目的を実現するために、以下の「教員組織編制」の方針を取っている。【参照資料 1-1】【参照資料 1-2】

「情報通信技術と経営に関する知識・スキルを活用し、国際社会と地域社会でイノベーションを起こす人材を育成することを主眼とした教育を推進するために、実務の経験等を有する専任教員(実務家教員)かつ起業実績やイノベーションの実績のある教員を中心に構成する。」

また、「事務職員組織編制」に関しては、以下の方針を取っている。

「職員の行動指針に基づき、学生の成長を一番の喜びと考え、愛情と熱意を持って学生と接し、教員との密接な連携を図り教育理念に沿った学生支援を行える人材で、常に学生の模範となる職員を中心に構成する。」

上記の諸方針に従い、以下のとおり、組織の責任体制、役割分担を明確に定めて、連携体制を確保している。

学長は、「情報経営イノベーション専門職大学学則」第9条に「本学に学長を置く」こと及び「学長は本学を統括し代表する」と定め、本学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有し、本学教職員を統督することを明確にしている。

また、同10条に「本学に副学長を置くことができる」こと及び「学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる」と定め、令和6(2024)年度は、2名の副学長を置く。なお、副学長2名は、法人理事であり、そのうち1名は、「イノベーションマネジメント局」(事務局)の局長を兼務している。この配置により、法人及び事務局とのコミュニケーションが円滑に行われている。

学部には、学部長を置いており、同第 11 条第 2 項に「学部を代表し、当該学部の運営をつかさどるとともに、本学運営に関して学長を補佐する」と定め、令和 6(2024)年度からは、「学部教授会」の議長を務める。その他、「学部長補佐」を学部置くことができ、同第 11 条第 3 項に「学部長を補佐し、学部長に事故があったときはその職務を代行する」と定めている。教育課程における科目区分ごとの領域内（ビジネス領域、ICT 領域及びグローバル領域）の意見を調整するため、令和 6(2024)年度は、領域ごとに 1 名ずつ、計 3 名の「学部長補佐」を置く。さらに「情報経営イノベーション学科」に「学科長」を置くことができ、同第 11 条第 4 項に「学科を代表し、当該学科の運営をつかさどる」と定めている。令和 2(2020)年度の開学以来、学科長を置いていない。

なお、同第 12 条に、「本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の必要な職員を置く。」と定め、「教員」及び「事務職員及びその他の必要な職員」（事務職員等）は以下のとおりの定めとなっている。

教員は、「情報経営イノベーション専門職大学専任教員就業規則」第 12 条に、「授業」「教授会、委員会、センター会議等諸会議・その他打合せ」「学生の指導」「産官学連携、地域連携活動等」「教務、学校運営、管理等について学長が命じる職務」「研究活動」を「業務」として定めている。【参照資料 4-1】

また、事務局については、「情報経営イノベーション専門職大学学則」第 13 条に「本学に、事務局としてイノベーションマネジメント局を置く。」と定め、同第 13 条第 3 項に基づき「情報経営イノベーション専門職大学事務組織及び事務分掌規程」を定めている。【参照資料 3-7】同第 5 条に、「学長を補佐」し、「イノベーションマネジメント局」の「事務を総括及び調整する」者として「イノベーションマネジメント局長」を定め、令和 6(2024)年度は、1 名を置く。

同第 6 条には、「イノベーションマネジメント局長を補佐」する「イノベーションマネジメント局次長」を置くことができると定めているが、令和 2(2020)年度の開学以来、「イノベーションマネジメント局次長」を置いていない。また、同 7 条には「上司の命を受け、そのユニットの事務を処理」する「ユニット長」を置くことを定めており、令和 6(2024)年度は「ユニット」（後述）ごとに 1 名、計 3 名置いている。なお、ユニットには、「情報経営イノベーション専門職大学事務組織及び事務分掌規程」に基づき、事務職員として各担当を置いている（後述）。また、「保健管理センター」（保健室）には「看護師」を、「学生相談室」には「カウンセラー」を置き、「情報経営イノベーション専門職大学保健管理センター規程」及び「情報経営イノベーション専門職大学学生相談室規程」に基づき、それぞれの業務を遂行している。（前述）。【参照資料 3-18】【参照資料 3-19】

以上、教員及び事務職員等には適切な役割分担があり、責任体制も明確となっている。

教員と事務職員等との連携体制については、「情報経営イノベーション専門職大学専任教員就業規則」第 7 条に「教員は本学の教育使命及び教育方針をよく認識し、その業務を遂行する誇りと使命を自覚し、本学の計画及び指示のもとに全教職員が協力親和し、秩序よく業務の達成に勤めなければならない。」と定めている。また、「学校法人電子学園就業規則」第 25 条には、「職員は本学の教育使命及び教育方針をよく認識し、その業務を遂行する誇りと使命を自覚し、学園の計画及び指示のもとに全教職員が協力親和し、秩序よく業務の達成に勤めなければならない。」と定めている。【参照資料 4-2】（以上、4-1-1）

本学の教育理念、大学の目的及び学部目的に関しては、前述のとおり学則に定め、「情報経営イノベーション専門職大学 GUIDE BOOK 2024」には「教育理念」を分かりやすくかみ砕いた文章で記載している。【参照資料 2-2】【参照資料 3-5】

また、とりわけ「教育理念」に関しては、教職員が一同に会する「教職員全体会議」で共有している。この「教職員全体会議」は、年度開始前に、終日、実施するものであり、理事長講話、学長講話、両副学長講話等を通じて、教育理念やそれに基づく次年度（当該年度後半）の方針を示している。【参照資料 4-3】

また、本学の特色として、各種委員会体は、教員だけでなく、「イノベーションマネジメント局」職員（事務職員）を、正式な委員として、構成している。また、各種委員会には、「事務主担当」を置き、議事録や委員会資料の取りまとめを行うとともに、各種委員会委員長と連絡を密にすることで、委員会審議の進行をスムーズなものにしている。【参照資料 4-4】【参照資料 4-5】各委員会等は、自己点検評価活動として年度計画を作成し、それに取組むことで、各課題の改善向上を図っている。毎年度、教職員が一丸となって、それら施策を審議し、実行している。

以上、達成に向けた協働意欲を醸成するために、本学は、教職員組織等の円滑な運営と改善向上に向けた取組を行っている。（以上、4-1-2）

<根拠資料>

- ・参照資料 1-1：「情報経営イノベーション専門職大学学則」（第 9 条・第 10 条・第 11 条・第 12 条・第 13 条）
- ・参照資料 1-2：情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「教育の目的に関する事項」（<https://www.i-u.ac.jp/information/facts/education/philosophy/#1>）
- ・参照資料 2-2：「2023 年度学生便覧」（1 頁）
- ・参照資料 3-5：「情報経営イノベーション専門職大学 GUIDE BOOK 2024」
- ・参照資料 3-7：「情報経営イノベーション専門職大学事務組織及び事務分掌規程」
- ・参照資料 3-18：「情報経営イノベーション専門職大学保健管理センター規程」
- ・参照資料 3-19：「情報経営イノベーション専門職大学学生相談室規程」
- ・参照資料 4-1：「情報経営イノベーション専門職大学専任教員就業規則」（第 7 条・第 12 条）
- ・参照資料 4-2：「学校法人電子学園就業規則」（第 25 条）
- ・参照資料 4-3：「2023 年度 後期振り返り-2024 年度に向けて-」（令和 6(2024)年 3 月 27 日開催教職員全体会議資料）
- ・参照資料 4-4：「2023 年度委員会委員等一覧について」
- ・参照資料 4-5：「教職員編成表・教職員名簿（人事発令告示（部分：別表）」（令和 5(2023)年 3 月 1 日）（令和 6(2024)年 3 月 1 日）

中項目	評価の視点	
2 教員及び事務職員等の配置	4-2-1	法令上の基準を遵守し、固有の目的を実現し、理論と実践を架橋する教育を十分に実施できるだけの基幹教員を配置していること。 ※専任教員制をとる大学は、「基幹教員」を「専任教員」と読み替える。(以下同)
	4-2-2	教育課程の教育上主要と認める授業科目については、原則として、基幹教員の教授又は准教授を配置していること。 ※ただし主要科目を担当する教員配置についての考え方を明確にすること。
	4-2-3	基幹教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないものであるとともに、当該専門職大学の分野の特性を踏まえつつ、多様性を考慮していること。
	4-2-4	事務体制を整備し、事務職員等を適切に配置していること。

＜現状の説明＞

本学全体の専任教員数は、専門職大学設置基準の必要専任教員数を充足している。情報経営イノベーション学部の専任教員数についても、専門職大学設置基準上の必要専任教員数を十分充足している。また、実務の経験等を有する専任教員（実務家教員）数、研究上の業績を併せ持つ実務家教員数も、専門職大学設置基準を充足している。【参照資料 4-7】

また、本学の教育理念等を実現し、理論と実践を架橋する教育を十分に実施するにあたって、以下の通り、専任教員を配置している。【参照資料 4-5】【参照資料 4-6】

情報通信技術分野に関しては、情報通信技術の最先端の研究者、情報通信技術の実務経験者、様々な情報通信技術科目の教授に優れている実業家を中心に構成している。

経営分野は、起業経験者、大企業の役員クラス、グローバルコンサルタント、経営系大学院の教員を中心に構成し、新たなサービス開発や起業教育を実現できる体制としている。

英語教員は、グローバル対応ができるようネイティブ教員や、語学力はもとよりグローバルな産業界で活躍している教員で構成している。

なお、教育課程に対する分野別の教員構成は、以下のようになっている。

- ・ 情報通信技術系担当教員 12 名
- ・ 経営系担当教員 13 名
- ・ 英語系担当教員 3 名

このように、研究上の実績を有する教員と実務家研究教員による理論に裏打ちされた実践力、そして実務家教員による創造力、実践力、経験値を十二分に学生に伝授し、学生がプロジェクトを実践する過程で能力を高める教育体制を整えている。(以上、4-2-1)

情報経営イノベーション学部では、学位授与方針に定める各能力を踏まえ、下表のとおり教育課程上の主要授業科目を設定している。各主要授業科目は、専門職大学設置基準に基づき、原則、40 名以下で授業を実施するため、複数のクラスを開設しており、教員の授業負担が過多とならないよう、授業科目によっては複数の教員で担当する体制としている。主要授業科目の担当教員は、原則として教授又は准教授を配置する方針としているものの、複数教員で担当する授業科目においては、すべてのクラスについて教授又は准教授を配置することが困難であることから、授業計画の策定や教材作成、授業運営、成績評価等に係る責任を負う科目責任者として、原則、教授又は准教授を配置している（主要授業科目：40 科目中、教授・准教授を配置している授業科目：37 科目（92.5%））。なお、科目責任者として講師を配置する場合、科目責任者の管理下において授業を担当する教員として教授又は准教授以外の者を配置する場合は、当該者の教育研究業績等から教育能力を慎重に確認することで、教育の質を担保している。

【主要授業科目一覧・教員配置（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）】

授業科目名	履修要件	配 置 教員数	教授	准教授	講師	兼任 講師
英語コア・スキルズⅠ	必修	3			1	2
数学基礎 A	選択必修	1	1			
リサーチ入門	必修	1	1			
英語コア・スキルズⅡ	必修	3			1	2
数学基礎 B	選択必修	1		1		
数学基礎 C	選択必修	1	1			
キャリアデザインⅠ	必修	3	1			2
キャリアデザインⅡ	必修	3	1			2
マネジメント（経営学基礎）	必修	1	1			
マーケティング基礎	必修	2	1			1
法務リテラシーⅠ	必修	1		1		
アカウンティング入門	必修	1	1			
イノベーションプロジェクトⅠ	必修	7	2	1	2	2
イノベーションプロジェクトⅡ	必修	7	2	1	2	2
スタートアップ基礎（起業論）	必修	1	1			
イノベーションプロジェクトⅢ	必修	8	2	1	2	3
ビジネスフィールドリサーチⅠ	必修	7	1	2	2	2
イノベーションプロジェクトⅣ	必修	8	2	1	2	3
ビジネスフィールドリサーチⅡ	必修	7	1	2	2	2
イノベーションプロジェクトⅤ	必修	7	2	1	2	2
インターンシップⅠ	必修	5	3		2	
インターンシップⅡ	必修	5	3		2	
イノベーションプロジェクトⅥ	必修	7	2	1	2	2

授業科目名	履修要件	配 置 教員数	教授	准教授	講師	兼任 講師
コンピュータとソフトウェア基礎	必修	1	1			
プログラミングⅠ	必修	3		1		2
データ構造と処理法	必修	1	1			
プログラミングⅡ	必修	3		1		2
ネットワーク技術	必修	2	1		1	
ソフトウェア設計・構築	必修	2		1		1
データベース	必修	1	1			1
情報技術演習Ⅰ	必修	1	1			
システム設計演習	必修	2		1		1
ネットワーク構築Ⅰ	選択必修	1			1	
情報セキュリティ演習Ⅰ	選択必修	1	1			
ビジネス英語実習Ⅰ	必修	5	1		1	3
ビジネス英語実習Ⅱ	必修	5	1		1	3
ビジネス英語実習Ⅲ	必修	4	1		1	2
ビジネス英語実習Ⅳ	必修	5	1		1	3
総合理論演習	必修	17	13	4		
総合実践演習	必修	17	13	4		

主要授業科目	教授配置	准教授配置	計	講師配置
40 科目	31 科目 (77.5%)	6 科目 (15.0%)	37 科目 (92.5%)	3 科目 (7.5%)

(以上、4-2-2)

特定の年齢層に著しく偏らないよう、以下の通り、専任教員の構成を配慮している。

【年齢構成】(令和5(2023)年5月1日現在)

- ・60代 11名(39.29%)
- ・50代 15名(53.57%)
- ・40代 1名(3.57%)
- ・30代 1名(3.57%)

本学経営情報システム分野の特性を踏まえた多様性を考慮した専任教員の構成について、大学全体の専任教員の男女比率は、大学全体で男性26名(96.4%)、女性1名(3.6%)となっている。また、外国人教員数は、大学全体で2名(7%)となっている。(以上、4-2-3)

事務体制の整備に関しては、「業務の組織的かつ効率的な運営」をはかるため、「情報経営イノベーション専門職大学職務権限規程」に「管理職者の業務執行に関する各職位の権限と

責任」を明確に定めている。【参照資料 4-8】また、「情報経営イノベーション専門職大学事務組織及び事務分掌規程」に、大学業務を組織的かつ効率的に遂行することができる事務組織（「イノベーションマネジメント局」）の編成を定めている。【参照資料 3-7】「イノベーションマネジメント局」には、大学運営事務を所掌する「アドミニストレーションユニット」、教務・学生支援・キャリア支援を所掌する「マネジメントユニット」、入試・学生募集・広報を所掌する「アドミッションユニット」が置かれ、それぞれのユニットに、各「担当」がさらに置かれる構造となっている。

これらの定めに基づき、適性を見極めたうえで事務職員を適切に配置している。

なお、「委員会組織等編制の見直し」に合わせ、「情報経営イノベーション専門職大学事務組織及び事務分掌規程」を令和 6(2024)年 3 月に改正し、「事務分掌」を明確に振り分けるとともに、「担当」のユニット移管もなされた。【参照資料 3-11】（以上、4-2-4）

<根拠資料>

- ・参照資料 3-7：「情報経営イノベーション専門職大学事務組織及び事務分掌規程」
- ・参照資料 3-11：「委員会組織等編制の見直しについて」（令和 6(2024)年 1 月 24 日開催教授会資料）
- ・参照資料 4-5：「教職員編成表・教職員名簿（人事発令告示（部分：別表））」（令和 5(2023)年 3 月 1 日）（令和 6(2024)年 3 月 1 日）
- ・参照資料 4-6：「教員名簿（分野・担当科目等）」（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）
- ・参照資料 4-7：「法令上必要最低専任教員数/専任教員数・教授数・実務家教員数」（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）
- ・参照資料 4-8：「情報経営イノベーション専門職大学職務権限規程」

中項目	評価の視点	
3 教職員の募集・採用・解職・昇格	4-3-1	教員の募集、採用・解職及び昇格等について、理論と実践を架橋する教育を行うにふさわしい能力・実績を審査するための適切な基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。
	4-3-2	事務職員等の募集、採用・解職及び昇格等について、携わる職務にふさわしい能力・実績を審査するための適切な基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。

<現状の説明>

専任教員の採用、昇任に関する事項においては、「情報経営イノベーション専門職大学教員の採用及び昇任に関する規程」に明記されている。【参照資料 4-9】

採用計画においては、「大学運営会議」で審議、承認を得た後、募集を開始する。

選考方法においては、「情報経営イノベーション専門職大学教員の採用及び昇任に関する規程」に則り、応募者の業績等の応募書類を基に書類選考を行い、その結果により面接試験、模擬講義等にて技能、適性の審査をおこない候補者を決定する。採用の可否に関しては、「学務委員会」（令和6(2024)年度からは「教務委員会」）「教授会」「大学運営会議人事部会」「大学運営会議」で審議を行い、採用の可否は理事長が決定する。【参照資料 3-16】【参照資料 3-9】【参照資料 4-10】【参照資料 4-11】

昇任に関しては、「情報経営イノベーション専門職大学教員の採用及び昇任に関する規程」に則り、昇任の請求がなされたものに対しては、毎年10月末までに、業績一覧に研究業績を示すものを添え、「学務委員会」（令和6(2024)年度からは「教務委員会」）「教授会」「大学運営会議人事部会」「大学運営会議」で審議を行い、学長の承認を得て、昇任の可否は理事長が決定する。（以上、4-3-1）

事務職員の採用に関しては、採用計画に基づき、法人人事部を中心に実施している。「学校法人電子学園就業規則」第7条に則り、選考においては書類選考、適性試験、1次面接、2次面接を行ったうえで、候補者を決定し、採用申請を経て、最終的に採用の可否は理事長が決定している。【参照資料 4-2】

適性試験においては知的能力、基礎的職場適応力、対人能力等を確認しており、1次面接では担当「ユニット長」と法人人事部採用担当が評価表を基に職務の適性や所属部署の親和性、業務遂行能力等、面接を通して確認している。【参照資料 4-12】2次面接では「副学長」「人事担当理事」により、業務における責任感や使命感、教育的熱意等、業務を行ううえで必要な資質能力を身に付けた人材であるか採用面接を通して確認し、候補者を決定している。

「リーダー」（主任級・課長級）から「ユニット長」（副部長級）の昇格においては、所属長の上申書を経て、法人人事部長による面談を経て、厳正に審査した後、昇格の可否に関しては理事長が決定している。（以上、4-3-2）

<根拠資料>

- ・ 参照資料 3-9：「情報経営イノベーション専門職大学教授会規程」
- ・ 参照資料 3-16：「情報経営イノベーション専門職大学学務委員会規程」
- ・ 参照資料 4-2：「学校法人電子学園就業規則」（第7条）
- ・ 参照資料 4-9：「情報経営イノベーション専門職大学教員の採用及び昇任に関する規程」
- ・ 参照資料 4-10：「情報経営イノベーション専門職大学大学運営会議人事部会規程」
- ・ 参照資料 4-11：「情報経営イノベーション専門職大学大学運営会議規程」
- ・ 参照資料 4-12：「事務職員一次面接評価表」

中項目	評価の視点	
4 教職員の資質向上等	4-4-1	教職員の資質向上を図るために、組織的な研修等を実施していること。その際、教育及び専門領域の実務に関する知見の充実、教育上の指導能力及び大学教職員に求められる職能に関する理解の向上に努めていること。
	4-4-2	当該専門職大学の教育に資する研究のあり方を明らかにし、組織的な支援によって、専門分野の学術的研究、企業その他組織のマネジメントに関する知識の充実及び刷新を伴う実務に基づく研究に継続的に取り組むよう促していること。
	4-4-3	教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献、行政や産業界との関わり等について、適切に評価していること。
	4-4-4	教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定（授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保障、研究費の支給等）、環境整備（研究室の整備等）及び人的支援（TA等）を行っていること。

＜現状の説明＞

専門職大学設置基準第 36 条第 2 項（旧専門職大学設置基準第 20 条）関係の研修（FD）に関しては、「FD・SD 委員会」（令和 6(2024)年度からは「FD・SD 推進室」）がその責を担っている。【参照資料 4-13】同委員会は、専任教員及び事務職員によって構成され、FD に関する事務は、「マネジメントユニット教務担当」（令和 6(2024)年度からは「アドミニストレーションユニット」に移管）に分掌されている。【参照資料 3-7】

具体的な FD 活動として、主に (1)「授業改善アンケート」、(2)「教員面談」、(3)「FD 研修会」を実施している。

(1)「授業改善アンケート」

「授業改善アンケート」は、当初、「授業評価アンケート」との名称で実施していたが、授業を受けた学生の意見を各教員が授業内容・方法等の改善に活用することをより明確にするため、令和 4(2022)年度から名称を改め、設問内容を再整理した。設問は学修目標の達成度、授業における学生自身の貢献度、受講態度、学修内容の必要性、学修内容の難易度、学修内容の分量、理解促進を図る授業運営上の工夫、学修意欲向上を図る授業運営上の工夫、学生同士の協働を促進する授業運営上の工夫、履修推奨度、良い点、改善点について、受講した学生の評価、意見・要望を確認するものとしている。実施時期は、前期・後期の各学期末とし、「インターンシップⅠ・Ⅱ」を除き、すべての授業科目を対象としている。アンケート結果は、「FD・SD 委員会」で集計の上、全体の分析結果を各学期末に実施する「FD 研修会」で全教員に共有するとともに、各授業科目の結果は、担当教員に個別フィードバックし、授業内容・方法等の改善に活用するよう依頼している。また、教

員の授業改善に係るインセンティブとなるよう、本アンケートにおいて評価が高い教員を「ベストティーチャー」として選出し「FD 研修会」の際に表彰している。【参照資料 2-52】【参照資料 2-53】【参照資料 2-54】【参照資料 4-14】

(2) 「教員面談」

「教員面談」については、「担当科目・クラスサイズ、学年、授業形態の違い、本人のパーソナリティなど、個々の教員によって抱える前提条件が異なり、一律の FD・SD 活動ではカバーしきれない部分がある。」という背景のもと、「FD・SD 委員会」委員が分担して、本学専任教員全員に面談を行うものである。この面談の目的は、「FD・SD 委員会と教員との信頼関係を築くこと」、「教員が積極的に教育の質向上を目指す組織文化を作ること」、「教員のニーズ等に応じた支援を行うこと」などである。本取組みは、令和 5(2023)年度から開始し、担当授業科目における授業運営上の課題、効果的な授業方法、担当授業科目における学生の状況、本学の教育に対する意見、教職員との連携に関する意見、「FD・SD 委員会」への意見・要望などについて各専任教員にヒアリングを行った。面談結果については、「FD・SD 委員会」に報告され、今後の活用方法等について検討を進めているところである。

(3) 「FD 研修会」

「FD 研修会」については、学期前に実施する、教職員が一同に会する「教職員全体会議」で毎学期実施している。令和 3(2021)年 9 月 15 日には、「実践事例をもとにした授業研究」として、必修科目（「マネジメント（経営基礎）」（職業専門科目/1 年前期）・「ビジネス英語実習Ⅲ」（展開科目/2 年前期）の「授業ビデオの視聴」及びそれに基づくグループディスカッションを行った。また、令和 5(2023)年 9 月 20 日には、「学生ファーストのマナー・教育とは?」と題し、教職員がグループに分かれてそれぞれ学生のマナーや受講態度に関する問題点を共有して、それらの原因についての仮説を出し合い、それらへの対策案を議論した。令和 6(2024)年 3 月 27 日には、「アクティブラーニング」をテーマとして、「アクティブラーニング」（主体的で対話的で深い学び）の概念整理や歴史を説明するとともに、担当科目での実践例を共有したうえで、教職員が事前に出されていた課題を用いてグループワークを体験した。これらの研修では実施後に受講者アンケートがなされ、そのアンケート結果を次回研修に活用される。また、これら FD 研修に関する記録は教職員全体に共有している。【参照資料 4-15】【参照資料 4-16】【参照資料 4-17】（以上、4-4-1 FD 箇所）

専門職大学設置基準第 36 条第 1 項（旧専門職大学設置基準第 58 条）関係の研修（SD）に関しては、「学校法人電子学園就業規則」第 56 条には以下のように定めている。【参照資料 4-2】

【学校法人電子学園就業規則】

第 56 条 学園は職員に対し次の各号に該当する研修を命じることができる。

- (1) 学内研修
- (2) 学外研修
- (3) 自宅研修

(4) その他の研修

2 研修の期間及び日時は学園が指定する。

なお、「学校法人電子学園就業規則」は本学においては事務職員のみのものであり、本学専任教員の研修に関しては、「情報経営イノベーション専門職大学専任教員就業規則」で定めている。【参照資料 4-1】

【情報経営イノベーション専門職大学専任教員就業規則】

第4条 教員はその職務遂行のため、自発的研修に励み、かつ、学園または各種団体の行う研修を受け資質の向上に務めなければならない。

また、「FD・SD 委員会規程」は、旧専門職大学設置基準第 58 条について、審議する審議体となっているが、「FD・SD 委員会」が主催する SD 研修は実施されたことがない。

具体的な SD 活動については、(1) 法人人事部が主催する研修、(2) 本学各委員会が主催する研修に分けることができる。【参照資料 4-18】

(1) 法人人事部が主催する研修

法人人事部の所掌としては、①「一般職研修」、②「主任 TC 研修」及び③「管理職研修」を実施している。

①「一般職研修」

一般職研修の「教育体系の目的」は、「計画的かつ体系的に教育研修を実施することにより、職員に求められるビジネススキル・ヒューマンスキルと創造的思考能力・問題解決能力を開発することを目的とする。」としている。令和 5(2023)年度のテーマは「タイムマネジメントスキルを身につけ業務の生産性を高める」(ア. タイムマネジメントの基本的な手法と業務の優先順位づけのスキルを身につける。イ. 実践状況を振り返り、職場で推進するためのアサーションスキルを学ぶ。)であった。

②「主任 TC 研修」

主任 TC 研修の「教育体系の目的」は、「計画的かつ体系的に教育研修を実施することにより、職員に求められるビジネススキル・ヒューマンスキルと、主任 TC に求められる役割: 職場のリーダー、管理職の立場としての心構え等を開発することを目的とする。」としている。令和 5(2023)年度のテーマは「業務改善の考え方と手法を活用し、業務の生産性を高める」(ア. 業務改善の視点と手法を身につけ、職場や自己業務の改善に活かす。イ. 改善を推進し成果につなげるリーダーシップ力を身につける。)であった。

③「管理職研修」

管理職研修の「教育体系の目的」は「計画的かつ体系的に教育研修を実施することにより、職員に求められるビジネススキル・ヒューマンスキルと管理職のマネジメント能力・リーダーシップを開発することを目的とする。」としている。令和 5(2023)年度のテーマは「戦略的資源配分の考え方をマネジメントに活かす」(ア. 戦略的資源配分の考え方を身につけ、業務削減の指針を得る。イ. 業務削減の指針の実行を振り返り、推進していくチェンジマネジメントについて学ぶ。)であった。

(2) 本学各委員会が主催する研修

本学各委員会が主催するものについては、学期開始前に教職員が一同に会する「教職員全体会議」において、①「コンプライアンス委員会」、②「不正防止計画推進委員会」、③「自己点検評価委員会」がテーマを上げて、研修を実施している。

①「コンプライアンス委員会」

令和 5(2023)年度後期開始前の「教職員全体会議」で、「アカデミックハラスメントについて」と題して、リーフレット「ハラスメントのないキャンパスにするために」に基づき、気が付かないうちにハラスメントに行ってしまうことのないよう、普段の自身の振る舞いを改めて見直すよう、全教職員に促した。【参照資料 4-19】【参照資料 4-20】

②「不正防止計画推進委員会」

「研究不正事例と研究倫理について」と題して、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」や本学規程における「特定不正行為」等、研究不正事例を説明することにより、研究におけるコンプライアンス遵守を促した。【参照資料 4-21】【参照資料 4-22】【参照資料 4-23】

③「自己点検評価委員会」

令和 5(2023)年度後期開始前の「教職員全体会議」では、「自己点検・自己評価および認証評価について」と題して、自己点検評価及び認証評価に関する法令や、評価員経験者の観点、認証評価の評価項目を通してみられる本学課題を説明することにより、認証評価を活用した改善向上につながる日頃の施策実施を促した。令和 6(2024)年度前期開始前には、評価機関である「特定非営利法人職業教育評価機構」から講師を招き、認証評価制度化の背景や、根拠資料の重要性、大学の説明責任などを説明することにより、義務としての認証評価受審だけでなく、大学の社会的責務のために必要な制度であることの啓発に努めた。【参照資料 4-24】【参照資料 4-25】【参照資料 4-26】【参照資料 4-27】

なお、「学外研修」については、令和 5(2023)年度は、ユニットごとの業務に応じて、研修に参加した。【参照資料 4-28】

【ユニットごとの学外研修参加数及び参加人数】

部署	参加学外研修数	参加人数（延べ数）
アドミッションユニット	11	12
アドミニストレーションユニット	8	9
マネジメントユニット	9	16

課題としては、計画的になされている研修が学内研修にとどまっており、学外研修への参加については各部署の判断にゆだねられている点が挙げられる。部局や部署の所掌に基づく役割に見合い、かつ職務遂行上必要な研修を、組織的に判断したうえで、当該教職員に学外研修を受けさせる仕組みについては、今後の課題と言える。（以上、4-4-1 SD 箇所）

専門職大学は、専門職大学設置基準 35 条のとおり、教員数の 4 割以上は実務能力を有す

る者（以下、実務家教員）となっており、またその二の一以上は研究能力を有する者（以下、実務家研究教員）と定められている。本学の場合、28名の教員の内、23名が実務家教員で、その内12名が実務家研究教員である。他大学等で教鞭を取っていた従来の学術研究家教員は5名である。

専門職大学の教育に資する研究の在り方としては、従来型の専門分野の学術的研究に加えて、企業や地域との連携による実践的な各種プロジェクトを「実務に基づく研究」と位置付け、それぞれ教員に奨励している。【参照資料 4-29】

専門分野の学術的研究では、人工知能（AI）や IT のバリアフリー活用など先端的な情報技術に関する研究や会計に関する国際比較など経営に関する研究など、本学の教育分野に関する研究に取組み、情報処理学会や国際会計研究学会などそれぞれの教員が所属する学会等にて、論文発表を行っている。

企業や地域との連携プロジェクトでは、近年の企業等の DX 化の流れに応じて、実務家教員がコンサルタントを務め、その団体の DX 化への指導を行うプロジェクトやヘッドマウントディスプレイなど先端的な IT 機器を活用した仮想空間（メタバース）の教育への活用などを企業と連携して行っている事例がある。

各教員には、適切な規模の研究室が全員に与えられている。また、研究の進捗状況や実績に応じて、傾斜配分された研究費を毎年支給している。

開学以来、教員には科学研究助成事業（科研費）による研究費の獲得を奨励している。令和 6(2024)年度科研費に向けて 6 件の申請をした結果、1 件採択された（前述）。【参照資料 1-14】また、研究不正を防止するために、「不正防止計画推進委員会」により、教員への e ラーニングによる研修を計画・実施している。

各教員の研究の状況は、教員ミッション評価制度の中で各学期末に報告され、大学側（学長・副学長・学部長・事務局長）も把握している。研究を進めるに当たって課題がある場合は、可能な限り大学側も支援している。令和 4(2022)年度から令和 5(2023)年度にまたがる支援の事例として、人工知能関連の研究を行う教員から「ハイスペックコンピュータの活用」の要求があり、学内ネットワーク上に教員の要求に合うコンピュータを設置し、各教員の研究室から活用できる環境を整えた。

産学連携プロジェクトは、「地域連携センター」が所管する部署となっている（令和 6(2024)年度からは「B Lab」が所管）。【参照資料 4-30】令和 5(2023)年度では、実務家教員の能力を生かした産学連携プロジェクトをどの教員も行えるようにするために、「地域連携センター」主催による「プロジェクト勉強会」実施した。実績のある教員により、企業案件の引合いの段階からプロジェクトの発足、各種の活動から終息に至るまでの流れが解説された（前述）。【参照資料 1-13】

企業等から資金提供を受けるプロジェクトから無償で行う地域貢献プロジェクトまで、多くのプロジェクトが存在している。令和 5(2023)年度より、資金提供の有無や先進的な社会的価値といった観点から、「地域連携センター」が作成した定義により、認定プロジェクトとそうでないプロジェクトに区分けして整理することとなった（後述）。【参照資料 4-31】
【参照資料 4-32】

専門分野の学術的研究はもとより、「実務に基く研究」なかでも認定プロジェクトについて支援を行い、理論と実務の架橋をなす専門職大学に相応しい研究に継続的に取り組むこと

を教員に促し支援している。(以上、4-4-2)

教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献、行政や産業界との関わり等についての評価は、ミッション評価制度によって行っている。【参照資料 4-33】
【参照資料 4-34】

教員のミッション評価は、令和2(2020)年度の開学時より実施されているものである。その目的は、次の4項目である。〔「教員評価制度マニュアル」〕

- (1) 大学の理念体系の理解と実現
- (2) 評価に合った適切な処遇による教員のモチベーション向上
- (3) ステークホルダーの満足度の向上
- (4) 契約更新の判断基準

ミッションの項目は、「教育」「企業連携・研究」「大学運営」「社会貢献」「学生募集」の5つの項目からなる。年度初めにそれぞれの教員がその年度に行うミッションを自ら設定し、ミッションシート(ミッション・活動実績評価シート)に記述して学部長・学長に提出する。5つの項目の具体的な記述は以下の通りである。

「教育」は、それぞれの教員の担当する授業科目や「総合理論演習」「総合実践演習」(ゼミ)について、授業準備改善・教材開発・ゼミの各到達目標や実施内容を記述する。「企業連携・研究」は、通常大学の学術研究にあたるもので、専門職大学の特色を生かした企業連携プロジェクトもこの項目に該当する。それぞれの教員がその年度に取組む研究内容や論文執筆・学会発表等、企業と取組むプロジェクトの達成目標や計画等を記述する。「大学運営」は、各教員がその年度所属する委員会・センターでの役割や実施計画等を記述する。

「社会貢献」は、その年度に計画している地域貢献・公開講座などを記述する。最後の「学生募集」では、その年度に実施予定の高等学校における模擬授業など高大連携を記述する。

年度初めに学長・学部長によって確認・承認されたこれらミッションを個々の教員が年度を通して遂行している。まず、前期終了時(9月)には、ミッションの実施状況の確認として、副学長・学部長による面談を実施している。面談では、半年経過した時点での、それぞれのミッションがいかに関行されているかを、個々の教員が報告しており、学部長・副学長からの質疑応答や必要に応じた助言・指導がなされている。面談実施後、各教員は自身のミッションシートに「前期達成状況」を記述し、後期初め(10月)に提出する。学部長は、提出されたミッションシートの1次評価者前期コメント欄を直ちに記入して返却される。

年度末には、2月初旬の時点での各ミッションの年間達成状況及び自己評価を教員が記述して提出する。自己評価は、「5: ミッションの基準を大幅に上回る達成度であった。」から「1: ミッションの基準を大幅に下回る達成度であった。」までの5段階で記述する。

その記述内容に基づいて、2月下旬に学部長・副学長による面談を行う。面談では、ミッションの達成状況について、開発教材・執筆論文・産学連携プロジェクトの成果物など、根拠を示して報告を行い、面談後、1次評価者(学部長)による1次評価者年間コメント及び、2次評価者(学長)による2次評価および2次評価者年間総合コメントの記述がなされる。

これらの記述がなされた後、全ての教員の評価結果がまとめられ、法人人事部に提出される。

3月下旬に、学長、副学長、学部長による最終面談が実施され、その年度の1次評価・2

次評価の結果が示される。合わせて法人人事部から、ミッション評価結果を加味した次年度の報酬の説明がなされている。その後、学生による授業改善アンケートの結果や大学側が個々の教員に対して期待している点などを学長等が説明し、次年度のミッション設定の参考としている。

令和4(2022)年度から、多岐に渡る教員業務をより適正に把握・評価するために、ミッション評価に加えて、活動実績評価を行うことになった。活動実績評価の項目は、ミッション評価の項目と等しいものであるが、想定される業務を設定し、それぞれの業務の実施状況を定量的に把握できるものとなっている。ミッション評価の自己評価が上振れする傾向にあったものが、活動実績評価の導入により是正され適正な評価となった。

ミッション評価・活動実績評価により、個々の教員の教育研究活動等の把握や教員としての資質向上に生かされて、教育の質担保の一助となっている。(以上、4-4-3)

教員の教育研究活動に対する適切な条件設定については、(1) 授業担当時間の適正な設定、(2) 研究費の支給を行っている。

(1) 授業担当時間の適正な設定

授業担当時間の適正な設定に関しては、「情報経営イノベーション専門職大学基準コマ数超過手当支給規程」を定め、「専任教員の基準担当コマ数は、原則1学期間につき7コマとし、1年度間では14コマ」としている。また、「みなし専任教員」に関しては、「原則1学期間につき4コマとし、1年度間では8コマ」としている。【参照資料 4-35】

(2) 研究費の支給

研究費の支給に関しては、「情報経営イノベーション専門職大学個人研究費規程」を定め、「支給額は400,000円を上限とし、傾斜配分とする。」としており、専任教員からの申請に基づき、支給額を決定している。なお、年度終了時には、規程に基づき、「個人研究成果報告書」の提出を求めている。【参照資料 4-36】【参照資料 4-37】

教員の教育研究活動に対する環境整備及び人的支援については、(1) 研究室の整備、(2) 図書館の整備、(3) TAを配置している。

(1) 研究室の整備

専任教員には、個室の研究室を付与している。

(2) 図書館の整備

本学には「iUライブラリー」の名称を持つ図書館を配置している(後述)。教員のみならず、学生や事務職員を含めた全構成員に対して希望購入(リクエスト)図書を募り、購入可能な資料を順次取り揃えている。また、シラバス掲載の図書以外に、参考文献として授業で使用する図書も教員にヒアリングし、授業への理解や満足度が増すよう、資料収集を行っている。

(3) TAの配置

各担当教員からの要望に基づき、円滑に授業を運営できるよう、必要なTAを配置している。また、SAについても、適宜、授業運営上の必要に応じて、配置している。TAの令和5(2023)年度実績は以下のとおりである。

【令和 5(2023)年度 TA 配置】

学期	授業科目名	人数
前期	キャリアデザインⅠ	1
後期	キャリアデザインⅡ	1
後期	ICT と人間	1

(以上、4-4-4)

<根拠資料>

- ・参照資料 1-13：『プロジェクト勉強会』の開催について」（令和 6(2024)年 2 月 13 日開催教授会資料）
- ・参照資料 1-14：「令和 6(2024)年度情報経営イノベーション専門職大学科学研究費助成事業（科研費）申請一覧」
- ・参照資料 2-52：「学生による『授業改善アンケート』実施のお願い・実施要領（2023 年度後期）」（教員依頼文書）
- ・参照資料 2-53：「2023 年度前期授業改善アンケート選択肢回答結果のまとめ」（令和 5(2023)年 9 月 20 日開催教職員全体会議資料）
- ・参照資料 2-54：「2023 年度後期授業改善アンケート選択肢回答結果のまとめ」（令和 6(2024)年 3 月 27 日開催教職員全体会議資料）
- ・参照資料 3-7：「情報経営イノベーション専門職大学事務組織及び事務分掌規程」
- ・参照資料 4-1：「情報経営イノベーション専門職大学専任教員就業規則」（第 4 条）
- ・参照資料 4-2：「学校法人電子学園就業規則」（第 56 条）
- ・参照資料 4-13：「情報経営イノベーション専門職大学 FD・SD 委員会規程」
- ・参照資料 4-14：「2023 年度後期ベストティーチャー賞の受賞者について」（令和 6(2024)年 3 月 7 日開催 FD・SD 委員会資料）
- ・参照資料 4-15：「実践事例をもとにした授業研究」（令和 2(2021)年 9 月 15 日開催教職員全体会議資料）
- ・参照資料 4-16：「学生ファーストのマナー・教育とは？」（令和 5(2023)年 9 月 20 日開催教職員全体会議資料）
- ・参照資料 4-17：「教職員によるアクティブラーニング体験」（令和 6(2024)年 3 月 27 日開催教職員全体会議資料（抜粋））
- ・参照資料 4-18：「法人研修 管理職研修・主任 TC 研修・一般職研修 概要」（前期・後期）
- ・参照資料 4-19：「情報経営イノベーション専門職大学コンプライアンス委員会規程」
- ・参照資料 4-20：「ハラスメントのないキャンパスにするために」（令和 5(2023)年 9 月 20 日開催教職員全体会議資料）
- ・参照資料 4-21：「情報経営イノベーション専門職大学不正防止計画推進委員会運営細則」
- ・参照資料 4-22：「コンプライアンス教育と研究倫理について」（令和 5(2023)年 9 月 20 日開催教職員全体会議資料）
- ・参照資料 4-23：「公的研究費を取り扱う機関について」（令和 5(2023)年 9 月 20 日開催教職員全体会議資料）

- ・参照資料 4-24：「情報経営イノベーション専門職大学大学評価に関する規程」
- ・参照資料 4-25：「自己点検・自己評価および認証評価について」（令和 5(2023)年 9 月 20 日開催教職員全体会議資料）
- ・参照資料 4-26：『自己点検評価書』の具体例について」（令和 5(2023)年 9 月 20 日開催教職員全体会議資料）
- ・参照資料 4-27：「認証評価制度について」（令和 6(2024)年 3 月 27 日開催教職員全体会議資料）
- ・参照資料 4-28：「2023 年度事務職員学外研修一覧」
- ・参照資料 4-29：情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「学位及び実務実績（情報公開 部分）」（<https://www.acoffice.jp/dsgbp/KgApp?courc=110000>）
- ・参照資料 4-30：「情報経営イノベーション専門職大学地域連携センター規程」
- ・参照資料 4-31：「プロジェクト活動（Microsoft Planner）」（抜粋）
- ・参照資料 4-32：「iU プロジェクトの運営の正規化について」（令和 5(2023)年 8 月 30 日開催教授会資料）
- ・参照資料 4-33：「ミッション評価シート」
- ・参照資料 4-34：「学校法人電子学園情報経営イノベーション専門職大学教員評価制度マニュアル」
- ・参照資料 4-35：「情報経営イノベーション専門職大学基準コマ数超過手当支給規程」
- ・参照資料 4-36：「情報経営イノベーション専門職大学個人研究費規程」
- ・参照資料 4-37：「個人研究成果報告書（2023 年度）」

基準 4 教育研究実施組織等の現状に対する自己点検・評価

（1）長所と問題点

【長所】

1. 本学の専任教員の配置は、教育理念等を実現し、理論と実践を架橋する教育を十分に実施することができるものである。【参照資料 4-6】
2. 「FD・SD 委員会委員」により、「FD・SD 委員会と教員との信頼関係を築くこと」「教員が積極的に教育の質向上を目指す本学の組織文化を作ること」「教員のニーズ等に応じた支援を行うこと」などを目的に全教員との面談を実施した。この面談結果は「FD・SD 委員会」に報告され、教員の教育改善の一助とした。

【問題点】

1. SD について、「FD・SD 委員会」が主催する研修が行われていない。また、職員に対する計画的な研修は学内研修にとどまっている。学外研修への参加については各部署の判断にゆだねられているが、組織的に判断したうえで、当該教職員に学外研修を受けさせる仕組みの構築が今後の課題である。

（２）長所の伸長・問題点の改善に向けた方策

今後の専任教員配置に当たって、これまでの理論と実践を架橋する教育が十分行える点は継続し、男女比分布・国籍分布など、多様性を考慮した教員採用を行う。

令和 6(2024)年度から設置される「FD・SD 推進室」主催による SD 研修や組織的な判断による教職員の学外研修の受講など、主に SD に関する充実を図る。

<根拠資料>

- ・参照資料 4-6：「教員名簿（分野・担当科目等）」（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

基準 5 教育環境の整備、社会との関係

中項目	評価の視点	
1 教育環境の整備	5-1-1	経営情報ビジネス分野の教育課程を実施する上でふさわしい教室、その他必要な施設を設け、かつそれらは、適切な学生数で利用されていること。
	5-1-2	学生の自主的な学習を支援し、学習効果の向上を図るため、自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等を設けていること。
	5-1-3	図書館には、学習及び教育研究活動に必要なかつ十分な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境は、学習及び教育活動を支えるものとして十分であること。
	5-1-4	学習及び教育活動に必要なかつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）を整備し、活用していること。

<現状の説明>

当該校地の面積は 10,260 m²を有している。校舎等施設としては、3 階建ての校舎（5,404 m²）を有している。施設内訳としては、講義室 7 室、演習室 10 室、実習室 2 室、講堂（「iU ホール」）1 室、研究室 27 室、図書館（「iU ライブラリー」）、学長室、会議室 3 室、事務室、保健室、学生相談室、学生自習室（「iU コモンルーム」）、学食（「iU Café」）を有し、講義科目だけではなく、演習、実習科目等の様々な授業形態に対応可能な施設設備及びその他必要な施設を設けており、本学の教育課程を実施するうえで十分な施設を有している。【参照資料 5-1】

なお、「授業を行う学生数」に関しては、専門職大学設置基準の趣旨を踏まえ、1 つの授業科目を同時に受講する学生数を 40 名以下としているが、令和 4(2022)年度及び令和 5(2023)年度にそれぞれ 2 科目超過した。超過した科目については、授業運営や教育効果への影響はないものと認識している（前述）。（以上、5-1-1）

グループディスカッション等で利用される学生自習室として、「iU コモンルーム」を有している。令和 2(2020)年度からの開学時、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、学生の大学施設利用は制限されていたが、令和 4(2022)年 4 月からは自由に入室できるようにし、学生自身の学修やグループワークに活用する利用を想定して運用を開始した。その後、利用状況を鑑み、登録利用制に変更し、運用がなされたが、利用者数が減少したため、再度、学生が自由に利用できる形態に変更している。【参照資料 5-2】

また、教室は、授業で使用していない時間帯を自習や学生相互交流の場として、学生に開放しており、学食（「iU Café」）も営業時間（11 時 30 分から 13 時 30 分まで）以外の時間帯に利用できるようにしている。なお、学生の要望に基づき、令和 4(2022)年 11 月から、祝日・イベント日を除き、校舎の土曜日利用も可とした（9 時から 19 時まで）。

なお、「令和 5(2023)年度卒業生に対して実施した卒業時アンケート」での「授業の予習・復習には自主的に取り組みましたか？」との設問に対し「はい」と回答した学生は 38%で

あった上、一週間あたりの予習・復習・課題等の授業外学修への従事時間についても6時間未満と回答した学生が81%を占めている（前述）。【参照資料 2-46】このことから、学生自習室の利用に関しては、課題があると言える。（以上、5-1-2）

本学の図書館である「iU ライブラリー」は、充実した学修環境を提供するため、学部・学科の学びの柱である「ビジネス」、「ICT」、「グローバルコミュニケーション」をはじめとしたコンテンツを整備している。学生の学修支援のための環境整備に努め、利用者のニーズに合った図書館運営と管理を行っている。【参照資料 5-3】

令和5(2023)年5月1日現在の蔵書数は、図書12,499冊（うち電子書籍2,003冊）、冊子体雑誌20誌、オンラインジャーナル数は2タイトル、オンラインデータベースは2タイトル所蔵している。学部・学科に関する専門書を多く取り揃えおり、学生や教職員は自宅等学外からのアクセスも可能である電子書籍も多く確保している。【参照資料 5-4】

開館時間は、授業開講日の8時40分から19時まで（令和6(2024)年4月からは10時から19時まで）であり、「iU ライブラリー」閉館時にもいつでも図書を返却できるよう、大学エントランスに図書返却ポストを設置している。【参照資料 5-5】

「iU ライブラリー」の閲覧座席数は、全124席であり、図書の収納可能冊数は30,000冊である。また、OPAC (Online Public Access Catalog) 用PC1台を整備している。また、「iU ライブラリー」のWebサイトを介し、蔵書検索や電子書籍の閲覧、オンラインジャーナルやオンラインデータベースへのアクセスなどのサービス提供を行っている。

なお、利用者の要望に応えるため、学生及び教職員からの図書のリクエストを随時行っている。毎年5月～1月の間にリクエストを受け付けており、購入が決定した図書は原則リクエストした利用者が優先して借りることができる。なお、購入に可否については、「図書委員会」で判断を行っている。さらに、「iU ライブラリー」では「長期貸出制度」を設けている。これは、授業が行われない期間（夏期休暇・春期休暇）について長期貸出を実施するものであり、長期貸出の開始日及び返却期限日に関しては、年度ごとに定めるものとしている。

「iU ライブラリー」の利用促進のため、「図書委員会」委員長から、新入生に対してオリエンテーションで利用説明を行っている。また、必要に応じてカウンターにて図書や参考文献の探し方をレクチャーするレファレンスサービスも随時行っている。【参照資料 5-6】

以上、「iU ライブラリー」は学習及び教育活動を支える十分な図書館となっている。（以上、5-1-3）

学習及び教育活動に必要なかつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）については、以下のとおり、整備し、活用している。【参照資料 5-7】

本学は学生に対し、自身のデバイスを持ち込んで授業を受けさせる「B.Y.O.D.」(Bring Your Own Device) 方式を採用している。入学前に委託会社のECサイトから購入できるようにするとともに、自分自身でPC購入を希望する学生に対しては、スペック等を相談できるよう、合格後に発送する案内文で推奨スペックを提示するとともに、問い合わせ管理ツール「Zendesk」を用いてヘルプデスク対応も行っている。

また、本学は、無線LANを整備しており、「sinet6」に変更したことにより、従来に比べ安定した高速通信を確保している。また、「国際学術無線 LAN ローミング基盤」(eduroam)

も整備し、eduroam を同様に整備している他大学での利用や、他大学からの来訪者による利用もスムーズなものにしている。

授業関係では、学生及び教職員全てに対して、在学期間中は「Microsoft 365」を無償で提供している。また、授業支援ツールとして、Google Classroom も利用できるようにしている。また、授業そのものではないが、学生及び教職員に対して、在学期間中はセキュリティソフト（「ESET」）を無償で提供している。LMS 及び成績管理のシステムとして「UNIPA」も導入しており、学修ポートフォリオの準備も進めている（前述）。

また、開学時からの新型コロナウイルス感染拡大を受けて、オンライン授業及び会議・ミーティング用に Zoom を導入した。その後、ハイフレックス授業のために、Zoom と並行して、Webex も複数教室で利用できるようにした。

プロジェクターに関しては、全教室に設け、解像度は 1,920×1,200（スクリーンは教室サイズにより 100 インチ、120 インチ、200 インチ）である。また、オンライン授業等で利用できるよう、ビデオカメラも用意されている。

サポート体制に関しては、前述の「Zendesk」を活用した PC 等に関わる相談に応じられる仕組みを導入するとともに、委託会社の 2 名（常駐）による AV 授業機器やネットワーク関係の支援を行っている。なお、新入生オリエンテーション時などにきめ細やかな支援が行えるよう「ICT 支援員」（学生）を置いている。

教育課程外では、就職支援システムには「キャリアタス」を、連携企業とのプロジェクト管理には「Microsoft Planner」を活用している。

その他、学生等が PC をするために必要なコンセントを教室に多く配置している。また、学生や教職員、教育研究に関わる学外者との円滑なコミュニケーションのために、「Slack」を導入するなど、本学では、学習及び教育活動に必要なかつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）を整備するとともに、活用している。（以上、5-1-4）

<根拠資料>

- ・参照資料 2-46：「2023 年度卒業生卒業時アンケート結果」（11 頁）
- ・参照資料 5-1：「施設の概要（校地校舎）」
- ・参照資料 5-2：「情報経営イノベーション専門職大学 iU コモンルーム利用に関する要項」
- ・参照資料 5-3：「情報経営イノベーション専門職大学 iU ライブラリー規程」
- ・参照資料 5-4：「図書一覧」（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）
- ・参照資料 5-5：「情報経営イノベーション専門職大学 iU ライブラリー利用に関する内規」
- ・参照資料 5-6：「情報経営イノベーション専門職大学図書委員会規程」
- ・参照資料 5-7：「教育備品等一覧」

中項目	評価の視点	
2 施設、設備の 検証・改善等	5-2-1	経営情報ビジネス分野の教育課程等を実施する施設、設備として適切であるかについて適宜点検し、改修、改善等を行っていること。

＜現状の説明＞

本学の教育課程等を実施するための施設設備の点検等については、第1学年・第2学年・第4学年の学生に対して、「施設設備に関する調査」を実施した。これは、例年9月の後期オリエンテーション時に「大学 IR コンソーシアム学生調査」を実施するが、それと合わせて令和5(2023)年度に行ったものである。「施設設備に関する調査」結果は、「自己点検評価委員会」で審議され、令和6(2024)年度に設置される「情報経営イノベーション専門職学部教育会議」の差配で関係委員会に結果を伝達することとなっており、施設設備に関して必要な改修、改善を行えるような仕組みとしている。【参照資料 5-8】

また、令和6(2024)年3月15日から3月29日に「2023年度卒業生卒業時アンケート」を実施し、質問に「Q10：施設・設備の面において本学の学修環境に満足していますか？」「Q26：課外活動を行う上で、本学の施設・設備に満足していますか？」を設けた。これらのアンケート結果も、施設設備に関して必要な改修、改善に活用される。【参照資料 2-46】

なお、開学からの施設設備の改修、改善は、以下のとおりである。

【施設設備 改修・改善】

改修・改善内容	教室・施設	改修・改善理由
スピーカー増設	3-11 教室	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、机の間隔を一定程度あける必要が生じたことから、隣接する 3-10 教室のパーティションを開けて授業を行っていたところ、教員から「マイクの音量が不足している」との指摘があり、後方にも声が届くようスピーカーを増設した。
マイク設置	3-3 教室 3-5 教室 3-7 教室	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、大声を出さずに学生に声が届くよう、マイクを設置した。
スクリーンカーテンの変更	3-6 教室	教員から「設置しているスクリーンカーテンでは、プロジェクターを投射するには十分な暗さにならない」との指摘があり、遮光性のあるカーテンを設置した。
電源タップの配置	各教室	ICT 教育センターがアンケートを実施し、「電源を増やしてほしい」との学生の意見を踏まえ、短期的対応として、電源タップを各教室に配置した。

(以上、5-2-1)

＜根拠資料＞

- ・参照資料 2-46：「2023 年度卒業生卒業時アンケート結果」（9 頁・15 頁）
- ・参照資料 5-8：「学生調査 2023 年度施設関連等について」（令和 5(2023)年 11 月 29 日開

催自己点検評価委員会資料)

中項目	評価の視点	
3 社会との関係、情報の公表	5-3-1	教育課程連携協議会からの意見を反映するなど、社会からの意見を当該専門職大学の運営やその改善・向上において勘案していること。
	5-3-2	当該専門職大学の運営と諸活動の状況、自己点検・評価の結果及び改善状況について情報を公表し、説明責任を果たしていること。また、その使命・目的や活動状況について産業界等をはじめ、社会からの理解を得るよう取組んでいること。
	5-3-3	教育課程の編成や実習など企業やその他組織との協働・連携等を積極的、継続的に推進していること。他組織と協定、契約等を結んでいる場合は、その決定・承認が適正な手続でなされ、また、資金の授受・管理等を適切に行っていること。

<現状の説明>

本学は、開学した令和2(2020)年度から年2回、「産業界及び地域社会」の関係者から「教育課程の改善や授業科目の開発に関する意見」を得るため、「教育課程連携協議会」(前述)を開催している。この「教育課程連携協議会」の学外構成員は、「本学課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活躍するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの」から2名、「地方公共団体の職員、地域事業者による団体の関係者その他の地域の関係者」から1名、「臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において本学と協力する事業者」から2名、選出されている。この「教育課程連携協議会」の議事録は、「学務委員会」及び「教授会」で報告されているが、令和5(2023)年度までは設置計画履行期間となり、原則、開学時の計画に基づく教育課程の実施が求められることから、教育課程連携協議会の意見を具体的に教育課程の編成・運営に反映するに至っていない。令和7(2025)年度から協議内容を勘案した教育課程に改正することを検討している(前述)。**【参照資料 1-15】****【参照資料 2-6】****【参照資料 5-18】**

以上、本学は、社会からの意見を当該専門職大学の運営やその改善・向上において勘案している。(以上、5-3-1)

情報の公表について、令和3(2021)年10月に「学校法人電子学園情報公開規程」を制定し、その目的を「本学園の運営並びに教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営及び教育研究の質向上に資すること」と明確にした。本規程に基づき、教育研究活動等の状況についての情報を本学 Web サイト「情報公開」で公表してい

る。自己点検評価活動についても、毎年度、本学 Web サイト「情報公開」の中で前年度の自己点検評価活動を掲載した「自己点検評価報告書」を公表している。【参照資料 5-9】【参照資料 5-10】【参照資料 5-11】【参照資料 5-12】【参照資料 5-13】【参照資料 5-14】【参照資料 5-15】【参照資料 5-16】【参照資料 5-17】

また、産業界等をはじめ、社会からの理解を得る取組としては、「教育課程連携協議会」を実施している。「教育課程連携協議会」は、開学年度から年 2 回実施しており、その都度テーマを設定し、委員から意見を得ている。

なお、令和 4(2022)年 12 月 5 日に実施された「令和 4 年度大学等の質保証人材育成セミナー 高等教育と生涯学習を横断する質保証」(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)で、本学副学長が「専門職大学が産業界の要請に応えるには」と題して講演を行い、産業界の要請に応えられるよう本学が教育研究活動に引き続き取り組んでいく旨、周知した。

以上、本学は公表が求められている教育研究活動等の状況を適切に公表し、説明責任を果たすとともに、社会から理解を得られるよう産業界等との積極的な取組をし、情報を発信している。(以上、5-3-2)

実践的な職業教育を進めるための企業やその他組織との協働・連携等については、積極的、継続的に推進している。前述の通り、「教育課程連携協議会」を年 2 回実施し、人材像、経営学・情報科学・グローバルコミュニケーションの各専攻領域における教育課程の改善点、地域社会と連携した授業科目の開発等、協議を行ってきた。令和 5(2023)年度までは設置計画履行期間となり、原則、開学時の計画に基づく教育課程の実施が求められることから、教育課程連携協議会の意見を具体的に教育課程の編成・運営に反映するに至っていないが、「教授会」で全教員に共有しており、令和 7(2025)年度から協議内容を勘案した教育課程に改正することを検討している。また、配当年度が第 3 学年である臨地実務実習(科目名「インターンシップⅠ・Ⅱ」)では、以下の通り、数多くの連携企業に学生を派遣している。【参照資料 5-19】

【令和 5(2023)年度臨地実務実習学生派遣企業数】

- ・「インターンシップⅠ」: 75 社
- ・「インターンシップⅡ」: 78 社

これら企業には、専門職大学制度、本学の教育理念及び本学教育課程における臨地実務実習の趣旨を明確に、かつ十分に説明している。これらの説明に基づき、実習計画に依拠した実習の実施が可能であり、かつ学生を受け入れることができると判断した企業等と「臨地実務実習に関する協定書」を結び、学生を派遣することになっている。【参照資料 2-27】

臨地実務実習以外でも、本学は企業等と「プロジェクト活動」を実施している。これは、「地域連携センター」が所管となっており(令和 6(2024)年度からは「B Lab」所管)、本学で数多く実施している「プロジェクト活動」を把握する仕組みを構築している。具体的には、「新規性と社会的バリューが認められる」及び「連携する企業/組織があり、資金などの拠出がある」の条件にあったプロジェクト活動を「iU 認定プロジェクト」と認め、大学として「進捗管理」「課題管理」をし、プロジェクト終結まで責任をもって管理する、というも

のである。【参照資料 4-32】 令和 6(2024)年度の受託プロジェクトの件数等は以下の通りである。

【令和 5(2023)年度 iU 認定プロジェクト一覧】

No	プロジェクト名	受託等の金額(円)	担当
1	B Lab 超人スポーツプロジェクト	10,444,093	イノベーション研究所
2	DX 構想策定・RFP 作成活動支援	2,640,000	専任教員 1 名
3	令和 5 年度京丹後市 DX プロジェクト	6,050,000	専任教員 1 名
4	すみ傘プロジェクト（地域を主体とするスマート東京推進モデル創出支援事業）	3,000,000	専任教員 3 名
5	住民参加型公園管理プロジェクト	3,000,000	専任教員 1 名
6	XR を用いた海のサステナブルサイクルに関する教育コンテンツ開発	2,645,000	専任教員 1 名
7	区内中小企業との連携による人材育成を通じた創業機運醸成事業実施委託	2,500,000	事務職員 3 名
8	360 度映像を活用した XR コンテンツ作成に関する研究	1,897,500	専任教員 1 名

また、相手先企業との協定、契約を締結する際は、学内手続きを経て行っており、くわえて、公認会計士による会計監査において、協定書、契約書のチェックを受けている。

プロジェクト活動の経費に関しては、「アドミニストレーションユニット経理担当」が支払資金の管理を行っている。

執行に関しては、経費精算システムを導入し、「学部長」「イノベーションマネジメント局長」等の学内承認を経て執行する仕組みとなっており、適切に管理を行っている。（以上、5-3-3）

<根拠資料>

- ・参照資料 1-15：「情報経営イノベーション専門職大学教育課程連携協議会規程」
- ・参照資料 2-6：「2023 年度情報経営イノベーション専門職大学教育課程連携協議会構成員名簿」
- ・参照資料 2-27：「2023 年度臨地実務実習に関する協定書（様式）」
- ・参照資料 4-32：「iU プロジェクトの運営の正規化について」（令和 5(2023)年 8 月 30 日開催教授会資料）
- ・参照資料 5-9：「学校法人電子学園情報公開規程」
- ・参照資料 5-10：情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「情報公開」
(<https://www.i-u.ac.jp/information/#facts>)

- ・ 参照資料 5-11：情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「大学基本情報」
(<https://www.i-u.ac.jp/information/facts/aboutus/>)
- ・ 参照資料 5-12：情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「教育研究上の情報」
(<https://www.i-u.ac.jp/information/facts/education/>)
- ・ 参照資料 5-13：情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「修学上の情報」
(<https://www.i-u.ac.jp/information/facts/academic/>)
- ・ 参照資料 5-14：情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「自己点検評価」
(<https://www.i-u.ac.jp/information/facts/evaluation/>)
- ・ 参照資料 5-15：情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「財務情報」
(<https://www.i-u.ac.jp/information/facts/finance/>)
- ・ 参照資料 5-16：情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「研究情報」
(<https://www.i-u.ac.jp/information/facts/research/>)
- ・ 参照資料 5-17：情報経営イノベーション専門職大学 Web サイト「その他の情報」
(<https://www.i-u.ac.jp/information/facts/others/>)
- ・ 参照資料 5-18：「教育課程連携協議会議事録（全）」
- ・ 参照資料 5-19：「令和 5(2023)年度臨地実務実習学生派遣企業」

基準 5 教育環境の整備、社会との関係の現状に対する自己点検・評価

(1) 長所と問題点

【長所】

1. 講義室 7 室、演習室 10 室、実習室 2 室、講堂（「iU ホール」）1 室、研究室 27 室、図書館（「iU ライブラリー」）、学長室、会議室 3 室、事務室、保健室、学生相談室、学生自習室（「iU コモンルーム」）の施設を有し、経営情報ビジネス分野の教育課程を実施する上でふさわしい教室、その他必要な施設を設けている。【参照資料 5-1】
2. 学習及び教育活動に設備（情報インフラストラクチャーを含む）については、ヘルプデスクとして「Zendesk」の導入、無線 LAN に関して「sinet6」「国際学術無線 LAN ローミング基盤」（eduroam）の整備、教職員全てに対する「Microsoft 365」の提供、「Google Classroom」の提供、学生及び教職員に対するセキュリティソフト（「ESET」）の提供、LMS 及び成績管理のシステムとして「UNIPA」の導入、オンライン授業及び会議・ミーティング用に Zoom の導入、Webex も複数教室設置等、必要かつ十分に整備し、活用している。【参照資料 5-7】

【問題点】

1. 「令和 5(2023)年度卒業生に対して実施した卒業時アンケート」での「授業の予習・復習には自主的に取り組みましたか？」との設問に対し「はい」と回答した学生は 38%であった上、一週間あたりの予習・復習・課題等の授業外学修への従事時間についても 6 時間

未満と回答した学生が 81%を占めており、学生自習室の利用に関しては、課題がある。

【参照資料 2-46】

2. 「大学 IR コンソーシアム学生調査」時に実施する「施設設備に関する調査」や「卒業生卒業時アンケート」の「施設・設備」に関するアンケート項目など、学生の意見を聴取し、適宜点検し、改修、改善等を行う仕組みとしているものの、それら調査から具体的に改修、改善に行うまでには至っていない。【参照資料 5-8】
3. 毎年度 2 回、「教育課程連携協議会」を実施し、意見等を得てきたが、令和 5(2023)年度までは設置計画履行期間となり、原則、開学時の計画に基づく教育課程の実施が求められることから、具体的に教育課程の編成・運営に反映するに至っていない。【参照資料 5-18】

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けた方策

学生の授業時間外学修の促進を図る改善策について、教育環境面からの方策としては、土曜日も含め授業で使用していない時間帯の教室は、自習や学生相互交流の場として、学生が自由に使用できる事を周知するなど、施設利用の促進を図る。

「大学 IR コンソーシアム学生調査」時の「施設設備に関する調査」（「自己点検評価委員会」実施）や「卒業生卒業時アンケート」（「学務委員会」実施）で得られた学生の「施設設備」に関する意見については、関係する部局や所管委員会に伝達し、学生の意見を踏まえた改修、改善を実施できる体制をさらに整える。

「教育課程連携協議会」からの意見については、引き続き、「教授会」で全教員に共有するとともに、今後、教育課程改訂検討の際に、協議内容を踏まえた意見を勘案することとする。

<根拠資料>

- ・ 参照資料 2-46 : 「2023 年度卒業生卒業時アンケート結果」(9 頁・15 頁)
- ・ 参照資料 5-1 : 「施設の概要 (校地校舎)」
- ・ 参照資料 5-7 : 「教育備品等一覧」
- ・ 参照資料 5-8 : 「学生調査 2023 年度施設関連等について」(令和 5(2023)年 11 月 29 日開催自己点検評価委員会資料)
- ・ 参照資料 5-18 : 「教育課程連携協議会議事録 (全)」

Ⅲ まとめ

(1) 自己点検・評価の総括

本学の教育理念、学部の目的は、「情報経営イノベーション専門職大学学則」の第1条、第8条にそれぞれ明確に示されている。この本学の教育理念、人材養成の目的、学部の目的、設置計画に基づき、「情報経営イノベーション専門職大学中期計画(2020-2025)」が令和3(2021)年3月に策定された。この中期計画は、「教育」「研究」「社会貢献」「海外連携」「学生募集」「組織運営体制」「財務戦略」の項目に分かれ、それぞれの項目内にも細かく具体的な目標を定められている。

また、単年度計画は、「設置計画」及び「情報経営イノベーション専門職大学中期計画(2020-2025)」に基づき、年度ごとに策定されている。

中期計画の遂行に必要な「安定した財務基盤」については、学生数の確保が重要である。令和5(2023)年9月に実施された「教職員全体会議」において、法人側から教学側に対して「学生募集」と「退学防止」が最重要の課題という認識が示され、法人・大学が一体となって「学生募集」と「退学防止」に取り組んでいる。また、財務基盤の安定化に向け、外部資金獲得にも取り組んでいるが、「安定した財務基盤」の確立が課題である。

本学の理念・目的を達成するために、学生が身につけるべき能力を「職業的自立を図る能力」「経営に関する知識・スキル」「情報通信技術に関する知識・スキル」「国際コミュニケーション能力」「時代の変化に対応するビジネスの総合力」の5つに大別し学位授与方針を策定している。

学位授与方針に基づき、本学部では教育課程の編成・実施方針を策定し、系統的・段階的に授業科目を配置した「基礎科目」「職業専門科目(経営・情報通信技術)」「展開科目」「総合科目」により構成される教育課程を編成している。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、学生便覧に記載し学生に配付するとともに、前期・後期の各学期の始めに行っている履修ガイダンスにおいて、その内容を説明している。また、本学Webサイトにも掲載し、学生のみならず、入学志願者等にも広く公開している。

「職業専門科目」の「経営」科目群及び「情報通信技術」科目群における1年次・2年次までの学修内容を「新たなサービス・ビジネスを生み出す人材」として、実際の職務遂行に活用できる能力へと昇華させるため、3年次に臨地実務実習を行うこととしている。臨地実務実習は、3年次前期配当の「インターンシップⅠ」(12単位)及び3年次後期配当の「インターンシップⅡ」(12単位)として教育課程に組み込み、それぞれ事前指導:20時間、実習:320時間、事後指導:20時間で構成している。臨地実務実習は、文部科学省が定める「専門職大学等の臨地実務実習の手引き」を参考に、実習先企業等と実習期間、実習計画、雇用関係の有無、事故対応、成績評価等について十分に協議した上で協定を締結し、実施している。

本学では、「情報経営イノベーション専門職大学学則」第24条に基づき、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するため、「教育課程連携協議会」を設置している。令和2(2020)年度の開学以来、全8回協議会を開催し、教育課程の進行にあわせて、経営学・情報科学・グローバルコミュニケーションの各専攻領域におけ

る教育課程の改善点などについて、協議を行ってきた。令和5(2023)年度までは設置計画履行期間となり、原則、開学時の計画に基づく教育課程の実施が求められることから、「教育課程連携協議会」の意見を具体的に教育課程の編成・運営に反映するに至っていないが、教授会で全教員に共有しており、令和7(2025)年度から協議内容を勘案した教育課程に改正することを検討している。

教育課程の編成・実施方針において、「講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業方法により（教育課程を）展開する」ことを掲げ、授業科目ごとに、その目的及び到達目標を踏まえ、「授業形態」「教材」を定めている。

本学部では、専門職大学設置基準の趣旨を踏まえ、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を40名以下とするため、クラス制を採用している。

本学部における授業時間は、90分間とし、1時限（9時00分から10時30分まで）から6時限（18時00分から19時30分まで）まで設定している。授業時間割はクラス単位で編成し、卒業要件単位を確実に修得できるよう各授業科目の開講曜日・時限を設定することはもとより、特に必修科目・選択必修科目が多く配当されている1年次・2年次においては、一日あたりの履修授業科目数が過多とならないよう配慮している。

本学部では、学生が円滑に学修を進められるよう授業の実施にあたり、すべての授業科目においてシラバスを作成している。シラバスの作成にあたっては、教務事項を所掌する学務委員会において、「シラバス作成要領」を策定し、全授業科目共通で「授業の目的・到達目標」「授業計画」「成績評価の方法」「準備学修（予習・復習、課題等）」「教科書・参考書」などを記載することとしている。

学生の学修成果の把握にあたって、学修ポートフォリオを作成して学生自身が管理することとしているが、現状、整備には至っておらず、令和7(2025)年度からの運用開始に向け、導入を進めている。

第1期生の卒業時アンケートより「授業の予習・復習には自主的に取り組みましたか？」との設問に対し「はい」と回答した学生は38%であった。また、一週間あたりの予習・復習・課題等の授業外学修への従事時間についても6時間未満と回答した学生が81%を占めている。単位の実質化を図り教育効果を高める上で、自主的な授業外学修の促進を図る改善策を講ずる必要がある。

成績評価の公正性・厳格性を担保するため、本学では、学生への成績通知後、学生からの成績評価に関する問い合わせを受け付ける成績疑義照会の制度を設けている。

卒業認定の基準・方法に関しては、「情報経営イノベーション専門職大学学則」第51条に「学長は、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得し、教授会の議を経て卒業することを認められた者に対して卒業を認定する」と定めている。

本学部では、「FD・SD委員会」による「授業改善アンケート」の実施、「デベロップメントセンター」による実習先企業等に対するアンケートの実施、「学務委員会」による「卒業時アンケート」の実施等を通じて、教育効果、教育方法の妥当性、学修成果等の検証を行っている。教育課程、教育方法、学習成果の検証は、各委員会・センターが所管する事項について、それぞれの観点で実施しており、必ずしも学位プログラム共通の考え方や尺度が確立されていない。学位プログラム全体として、履修科目、単位修得状況、成績評価などの客観データと学生や協力企業等へのアンケート結果などの主観データを組み合わせた分析までに

は至っていない。より組織的に教育効果や学修成果を検証し、教育課程、教育方法等の改善に繋がられるよう、アセスメント・ポリシーの策定に向け、検討を進めている。

学位授与方針は、教育課程の編成・実施方針に沿った教育課程における必要な履修を経て到達できるものである。本学では、教育課程の履修のために必要な基礎的な力等をまとめ、学生の受入れ方針として提示している。選抜方法は多様な個性を持つ学生の受入れの観点から「総合型選抜」「学校推薦型選抜（指定校推薦・公募制推薦）」「一般選抜」「私費外国人留学生学校推薦型選抜」「私費外国人留学生一般選抜」「特別選抜（社会人、帰国生）」を設けている。選抜方法及び手続をあらかじめ公表した上で、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜している。

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送るために、修学支援に関しては、「学務委員会」（令和6(2024)年度からは「教務委員会」）がその責を担っている。

生活支援に関しては、「学務委員会」（令和6(2024)年度からは「学生委員会」）がその責を担っている。同委員会は、専任教員及び事務職員によって構成され、生活支援に関して、具体的には、「経済的支援」「学生の心身の健康保持・増進」を審議し、実施している。

また、「障がいのある学生」に関しては、「障がい学生支援の基本方針」に基づき、「情報経営イノベーション専門職大学障がい学生支援に関する規程」を定めて、合理的配慮の提供等を行っている。「海外からの留学生」に関しては、令和6(2024)年度入学生から、「奨学生制度」を創設した。

本学におけるキャリア教育支援には、「臨地実務実習を始めとするインターンシップ」に関する教育支援、「自己実現、就職活動」のための教育支援、「起業」のための教育支援に大別される。それに対応して、「デベロップメントセンター」を3つのサブグループに分け、それぞれの活動目標をさらに明確にしている。

課外活動に関しては、「学務委員会」（令和6(2024)年度からは「学生委員会」）がその責を担っている。同委員会は、専任教員及び事務職員によって構成され、課外活動も含め学生生活支援に関して審議を行なう。

本学では、学生の受入れ、学生支援の事項毎の効果等について、一部審議し、学生等の意見を反映できるよう各種調査を実施しているが、各事項の改善向上方策については、不十分であり、課題が残る。

本学は、学則が定める、教育理念、大学の目的及び学部の実現するために、以下の「教員組織編制」の方針を取っている。

「情報通信技術と経営に関する知識・スキルを活用し、国際社会と地域社会でイノベーションを起こす人材を育成することを主眼とした教育を推進するために、実務の経験等を有する専任教員（実務家教員）かつ起業実績やイノベーションの実績のある教員を中心に構成する。」

また、「事務職員組織編制」に関しては、以下の方針を取っている。

「職員の行動指針に基づき、学生の成長を一番の喜びと考え、愛情と熱意を持って学生と接し、教員との密接な連携を図り教育理念に沿った学生支援を行える人材で、常に学生の模範となる職員を中心に構成する。」

本学全体の専任教員数は、専門職大学設置基準の必要専任教員数を充足している。情報経営イノベーション学部の専任教員数についても、専門職大学設置基準上の必要専任教員数を十分充足している。また、実務の経験等を有する専任教員（実務家教員）数、研究上の業績を併せ持つ実務家教員数も、専門職大学設置基準を充足している。

教育課程の教育上主要と認める授業科目については、原則として、教授又は准教授を配置している。例外的に、教授又は准教授以外の職位にある者に担当させる場合は、候補者の教育研究業績等から可否を慎重に判断し、配置している。

専門職大学設置基準第 36 条第 2 項（旧専門職大学設置基準第 20 条）関係の研修（FD）に関しては、「FD・SD 委員会」（令和 6(2024)年度からは「FD・SD 推進室」）がその責を担っている。同委員会は、専任教員及び事務職員によって構成され、FD に関する事務は、「マネジメントユニット教務担当」（令和 6(2024)年度からは「アドミニストレーションユニット」に移管）に分掌されている。

具体的な FD 活動については、主に (1)「授業改善アンケート」、(2)「授業交流」、(3)「教員面談」、(4)「FD 研修会」を実施している。

また、「FD・SD 委員会規程」は、旧専門職大学設置基準第 58 条について、審議する審議体となっているが、「FD・SD 委員会」が主催する SD 研修は実施されたことがなく、課題となっている。

教員の教育研究活動に対する適切な条件設定については、(1) 授業担当時間の適正な設定、(2) 研究費の支給を行っている。研究費の支給に関しては、「情報経営イノベーション専門職大学個人研究費規程」を定め、「支給額は 400,000 円を上限とし、傾斜配分とする。」としており、専任教員からの申請に基づき、支給額を決定している。

当該校地は、面積は 10,260 m²を有している。校舎等施設としては、3 階建ての校舎 (5,404 m²) を有している。施設内訳としては、講義室 7 室、演習室 10 室、実習室 2 室、講堂（「iU ホール」）1 室、研究室 27 室、図書館（「iU ライブラリー」）、学長室、会議室 3 室、事務室、医務室、学生相談室、学生自習室（「iU コモンルーム」）を有し、講義科目だけではなく、演習、実習科目等の様々な授業形態に対応可能な施設設備を設けている。

本学の図書館である「iU ライブラリー」は、充実した学修環境を提供するため、学部・学科の学びの柱である「ビジネス」「ICT」「グローバルコミュニケーション」をはじめとしたコンテンツを整備している。学生の学修支援のための環境整備に努め、利用者のニーズに合った図書館運営と管理を行っている。

学習及び教育活動に必要かつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）については、整備し、活用している。自身のデバイスを持ち込んで授業を受けさせる「B.Y.O.D.」（Bring Your Own Device）方式を採用している。無線 LAN を整備しており、「sinet6」に変更したことにより、従来に比べ安定した高速通信を確保している。

また、「国際学術無線 LAN ローミング基盤」（eduroam）も整備し、eduroam を同様に整備している他大学での利用や、他大学からの来訪者による利用もスムーズなものにしている。

情報の公表について、令和 3(2021)年 10 月に「学校法人電子学園情報公開規程」を制定し、その目的を「本学園の運営並びに教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営及び教育研究の質向上に資すること」と明確にした。本規程に基

づき、教育研究活動等の状況についての情報を本学 Web サイトで公表している。自己点検評価活動についても、毎年度、前年度の自己点検評価活動を掲載した「自己点検評価報告書」を公表している。

また、産業界等をはじめ、社会からの理解を得る取組としては、「教育課程連携協議会」及び「外部評価会議」を実施している。「教育課程連携協議会」は、開学年度から年 2 回実施しており、その都度テーマを設定し、委員から意見を得ている。また、「外部評価会議」は、令和 3(2021)年度から年 1 回実施しており、前年度に関する「自己点検評価報告書」を評価してもらい、実地調査を経て「外部評価報告書」を各委員が作成・提出し、その意見を反映した「外部評価結果に基づく改善課題」を作成のうえ、学長から各種委員会・センター等に改善を求めている。

本学は企業等と「プロジェクト活動」を実施している。これは、「地域連携センター」が所管となっており（令和 6(2024)年度からは「B Lab」所管）、本学で数多く実施している「プロジェクト活動」を把握する仕組みを構築している。相手先企業との協定、契約を締結する際は、学内手続きを経て締結を行っており、くわえて、監査法人による会計監査において、協定書、契約書のチェックを受けている。プロジェクト活動の経費に関しては、「アドミニストレーションユニット経理担当」が支払資金の管理を行っている。

以上、本学は開学認可を受けた設置計画に沿って、運営が行われてきた。

令和 6(2024)年 3 月 17 日に第 1 期生が卒業し、社会へと巣立っていった。ここに至るまで道程は、令和 2(2020)年初頭にはじまったコロナ禍という未曾有の事態により、決して平坦ではなかった。国際通用性の求められる大学の枠組みに位置づけられる機関として、且つ通学制の従来型の大学として認可を受けた本学は、対面式の新入生ガイダンス、入学式、通常授業を行うべく準備を行ってきた。それらが全て実施できなくなり、令和 2(2020)年 4 月は、オンライン授業を行うための準備に費やし、5 月連休明けより授業開始となった。並行して令和 4(2022)年度に実施する予定の臨地実務実習の受入れ企業の開拓を行った。殆どの企業が在宅勤務という形態に業務を切り替えたため、その実習受入れ企業の開拓は困難を極めた。文部科学省にコロナ禍での臨地実務実習の要件を確認しつつ、連日実習先を確保に奔走した。その結果、履修要件を満たす全ての学生が臨地実務実習に臨む事ができた。令和 5(2023)年 5 月、新型コロナウイルス感染症の位置付けが 5 類となり、特別な行動制限がなくなり、大学も本来の運用となった。

電子学園として、はじめての大学運営、臨地実務実習に加えて、40 名以下の授業形態とあった、普通の大学以上に困難な専門職大学の運用を、コロナ禍で行った。

こうした状況で、第 1 期生には大きな負担を強いる事になってしまった。しかしながら、卒業時に行ったアンケートでは、学修内容の満足度は高く、授業に意欲的に取り組んだ学生も多いことから、学生の興味・関心に応じて、学修意欲を喚起する教育内容を提供できているものと認識している。

また、進路満足度・進路適合度ともに高い水準となっており、令和 5(2023)年度卒業生における就職希望者の就職率は 97.5%であるほか、学修成果を活かし起業や大学院進学を果たした学生もいる。総合的に見れば、学位授与方針に定める学修成果の達成度に係る自己評価も妥当な水準であることから、概ね教育目的に沿った教育成果をあげられているものと

認識している。

（２）今後の展望・課題

先に示した通り、現在の本学には、「教育課程連携協議会の意見を具体的に教育課程の編成・運営に反映するに至っていない」「学修ポートフォリオが整備・運用には至っていない」

「学生の授業外学修時間を改善策する必要がある」「組織的に教育効果や学修成果を検証し、教育課程、教育方法等の改善に繋げる取組みの課題」「学生等の意見を反映できるよう各種調査を実施し、各事項の改善向上方策に生かす仕組みの課題」「FD・SD 委員会」が主催する SD 研修は実施されない」といった課題がある。なかでも、本学の最大の課題は、「安定した財務基盤」に至っていない点である。これは、主に収容定員が未充足である事に起因している。開学３年目の令和４(2022)年度から入学者数は減少傾向にあり、令和５(2023)年度入学生は定員充足がなされていない状況となった。このため、令和５(2023)年９月に実施された「教職員全体会議」において、経営側から教学側に対して「学生募集」が最重要の課題という認識が示され、令和６(2024)年３月開催「教職員全体会議」でも改めて強調された。

また、退学者数が増加の傾向にあることから、「退学防止」についても、令和５(2023)年９月に実施された「教職員全体会議」で経営側から教学側に対してもう１つの最重要な課題として示され、「学生募集」同様に令和６(2024)年３月開催「教職員全体会議」でも改めて強調された。

（３）自己点検・評価を基本とする改善・向上に向けた取組

（２）で示した課題を改善するにあたり、実施・責任体制を明確にするために、完成年度後の令和６(2024)年度から、会議体、委員会・センターを以下の様に刷新する事となった。

- ①教育課程に責任をもつ学部教員による審議体として「教授会」名称を「学部教授会」へ変更
- ②「学部教育会議・各領域教育会議」設置
- ③「学務委員会」を「教務委員会」と「学生委員会」に改組
- ④「教務委員会」の下に「FD・SD 推進室」の設置
- ⑤「学生委員会」の下に「学生相談室」「保健室」の設置
- ⑥「広報委員会」の設置
- ⑦「IR 室」の設置

それぞれの課題に応じて適切な会議体、委員会・センターにて審議した結果を、「学部教授会」に諮り決議して行く体制を整えた。

特に「安定した財務基盤」に対する課題については、学生募集・広報活動は、「学部広報委員会」が所掌し、「退学防止」を含む学生の生活指導、課外活動、福利厚生、厚生補導などについては、「学生委員会」が所掌する事となった。

これまで、内部質保証の一環として「教育課程連携協議会」と「外部評価会議」を実施してきた。これらと各種会議体、委員会・センターを組合わせた本学の内部質保証体制について、令和５(2023)年１２月、「自己点検評価委員会」からの提案として、「大学運営会議」に

諮りその方向性を承認した。令和 6(2024)年 3 月現在、「自己点検評価委員会」で、アセスメント・ポリシー策定の方向性について、審議がなされている状況にある。

様々な課題に対処すべく、令和 6(2024)年度からはアセスメント・ポリシーの策定と、それを含めた 3 つのポリシーに基づく以下の様な PDCA サイクルの内部質保証システムの確立に取り組んで行く。

【内部質保証 PDCA サイクル】

Plan	3 つのポリシーに基づく、入学者選抜、教育研究、卒業における目標の策定
Do	3 つのポリシーに基づく、入学者選抜、組織的な教育研究の実施 卒業認定、学位授与
Check	3 つのポリシーに基づく大学の自己点検評価 アセスメント・ポリシーの策定とその実施
Action	自己点検評価結果に基づく大学教育の改善・向上

